

令和2年度

包括外部監査結果報告書

「子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について」

香川県包括外部監査人

公認会計士 後藤 英之



# 令和2年度包括外部監査報告書

## 目次

I. 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
3. 監査対象年度	1
4. 監査の対象部局	1
5. 監査の実施期間	1
6. 包括外部監査人及び補助者	1
7. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	2
8. 包括外部監査の方法	2
9. 利害関係	3
10. 監査結果の記載方法	3
11. 本報告書の取り扱い	3
12. その他	3
II. 監査対象の概要	4
1. 香川県の人口について	4
2. 国の子育て支援等に関する施策	7
3. 香川県の子育て支援等に関する施策	16
III. 調査対象とした各事業について	23
1. 乳幼児医療費支給事業	23
2. ひとり親家庭等医療費支給事業	25
3. 重度心身障害者等医療費等支給事業	28
4. 結婚支援事業	31
5. 地域子育て推進事業	35
6. 児童手当給付事業	47
7. 不妊対策推進事業	49
8. 小児慢性特定疾病対策事業	55
9. 保育所施設型給付費	73
10. 特別保育対策事業	78
11. 待機児童対策事業	93
12. 保育料及び病児・病後児保育利用料免除等事業	98
13. 認定こども園整備事業	108
14. 児童虐待緊急対策事業	112
15. 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	145
16. 児童養護施設等整備事業	149

17. 児童扶養手当給付事業	153
18. 児童相談事業	156
19. 児童入所施設措置委託費（県措置分）	170
20. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブあんしんにこここ巡回事業を含む）	173
21. 家庭相談員・女性相談員設置事業	179
22. 女性相談センター事業	183
23. 児童福祉事業運営費	194
24. 母子福祉総務費	196
25. ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業	205
26. 青年センター運営費	208
27. さぬきこどもの国管理運営費	212
28. 斯道学園運営費	216

## I. 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）

子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について

### 3. 監査対象年度

令和元年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて平成 30 年度以前及び令和 2 年度の事務も対象にした。

### 4. 監査の対象部局

当年度における包括外部監査を実施するにあたり、香川県における子ども・子育て支援に係る施策の実施状況について確認した。子ども・子育て支援については、法律・条例、香川県の総合計画、各種個別の計画等に基づき、さまざまな事業を行っており、その実施内容や対応部局も広範囲に及ぶ。ただし、香川県においては、各施策の一体的、具体的な実施、施策間の整合性確保、連携強化の観点から、香川県健やか子ども支援計画を策定しており、健康福祉部子ども政策推進局を設けて、子ども・子育て支援に係る事業について一定の整理・集約をしている。このため、当年度の監査の対象部局としては、健康福祉部の子ども政策推進局とした。

子ども政策推進局の令和元年度の成果報告書では、42 事業（以下、大項目という。）を実施しているが、それぞれの事業はさらに複数の事業（以下、中項目という。）で構成されている事業もある。このため、監査の対象とする事業については、74 事業ある中項目レベルで、予算額、決算額で抽出した上で、40 事業について 1 次手続としてヒアリングを行い、ヒアリング内容に基づいて、具体的な 2 次手続実施先 28 事業を選択した。

### 5. 監査の実施期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 8 日

### 6. 包括外部監査人及び補助者

#### (1) 包括外部監査人

公認会計士 後藤 英之

#### (2) 補助者

公認会計士 野村 幸太郎

公認会計士 藤川 瑛花

公認会計士 竹内 淳二  
公認会計士 鷓篋 由利子  
公認会計士 渡部 佳彦  
公認会計士 島田 しのの  
日本公認会計士協会準会員 樋口 明夫  
日本公認会計士協会準会員 一色 良太

## 7. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

平成 29 年に国立社会保障・人口問題研究所から公表された「日本の将来推計人口（平成 29 年度推計）」の出生中位・（死亡中位）推計によると、平成 20 年にピークを迎えた我が国の人口は減少を続けて令和 35 年（2053 年）に 1 億人を割り、その後も減少すると推計されている。

香川県においても人口は、平成 11 年をピークに 65 歳未満人口の減少により緩やかに減少している。人口の減少は、需要の縮小と労働人口の減少につながり、経済活力をはじめ、生活全般に様々な影響を及ぼす可能性がある。

香川県では、平成 28 年度からの新たな香川づくりの指針として策定された「新・せとうち田園都市創造計画」において「少子化の流れを止め、長期的には、出生率の向上等により人口増への転換を図るためには、結婚から妊娠・出産を経て子育てまでの支援を切れ目なく、また、地域の実情に応じて総合的に進め、若者が家庭を持ち次世代を担う子どもたちを生み、健やかに育てることに夢や希望を感じることでできる社会を作る必要がある」との課題認識のもと、県の重点施策の一つとして「「子育て県かがわ」の実現」が位置づけられている。

当該施策は県にとっての重点施策である一方、県民にとっても身近な内容であり、関心が高いものと考えられる。

そのため、子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について監査を行うことは県民にとって有意義であると判断し、監査テーマとして選定した。

## 8. 包括外部監査の方法

### (1) 監査の要点

- ア. 子ども・子育て支援に関する財務事務が、関係法令、条例、規則等に準拠して行われているか
- イ. 各財務事務についての効果検証が行われ、その結果により翌年度以降の施策の見直しが検討されているか
- ウ. 財務事務の実施に当たり事前に効率性の検討がなされているか、また類似した他の事業により重複が生じていないか確認されているか
- エ. 施策の設計や財務事務の実施において、市町との連携が検討されているか

(2) 主な監査手続

- ・関係部署からの説明聴取及び関係者に対する質問
- ・内部管理資料等の閲覧
- ・増減分析・比率分析等の分析的手続
- ・関係帳票及び証拠書類との照合
- ・視察及び観察

9. 利害関係

包括外部監査の対象にした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

10. 監査結果の記載方法

合規性に問題のあるもの、手続上の不備、誤謬、経済性・効率性・有効性の観点から著しい問題がある業務実施及び香川県の政策目的から著しく乖離した業務実施等については【指摘】として記載した。また、経済性・効率性・有効性の観点から改善の余地のあるもの、県民間の公平性に問題があると思われるもの及び香川県の政策目的と乖離していると思われるもの等については【意見】として記載している。

11. 本報告書の取り扱い

本報告書は地方自治法第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づく包括外部監査の結果を記したものである。同 252 条の 31 第 1 項の趣旨に基づき、特定のテーマを選定し、包括外部監査人の視点から限られた時間と予算の中で調査を実施し、その結果検出した事項の範囲で結果及び意見を述べたものであり、事務執行全般について何らかの保証を与えるものではない。

12. その他

- ・この報告書上の団体・法人・個人名の記載方法等については、香川県情報公開条例及び香川県個人情報保護条例に従って判断している。
- ・この報告書内のデータについては、可能な限り出所を記載しているが、香川県から入手した資料については記載していない。
- ・数値については、単位未満を切捨てにより表示することもあり、表の合計欄の数値と、表の数値の合計は一致しない場合がある。また、実績がない場合は、-と表示している。百万円以下の場合は、原則として 0 と表示している。

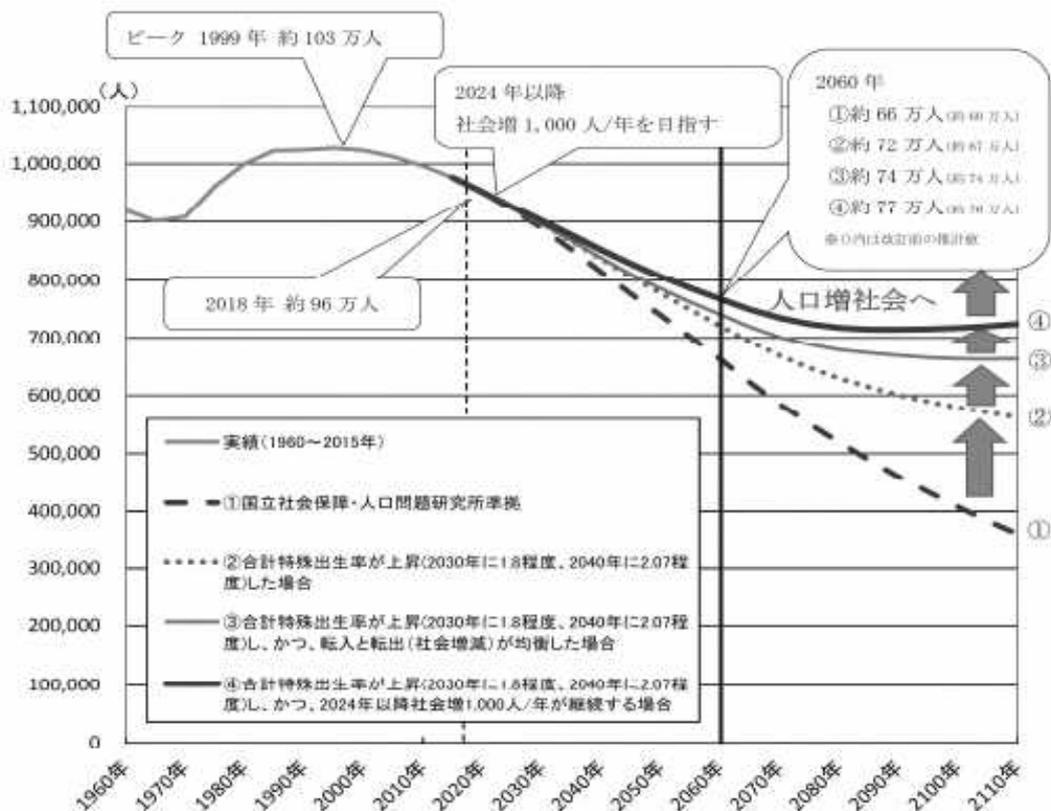
## II. 監査対象の概要

### 1. 香川県の人口について

#### (1) 香川県における人口の推移及び今後の長期見通し

香川県の人口は1999年（平成11年）をピークとして減少に転じている。国立社会保障・人口問題研究所によれば、2060年には約66万人まで減少すると推計している。香川県においては、人口減少の問題や、それらがもたらす社会・経済活動への影響を踏まえ、「かがわ人口ビジョン」（平成2年3月改訂）において、合計特殊出生率が上昇（2030年に1.8程度、2040年に2.07程度）し、かつ、2024年以降、転入・転出差として社会増が1,000人/年が継続するとした場合の推計を踏まえ、2060年に人口約77万人を維持する目標を掲げている。

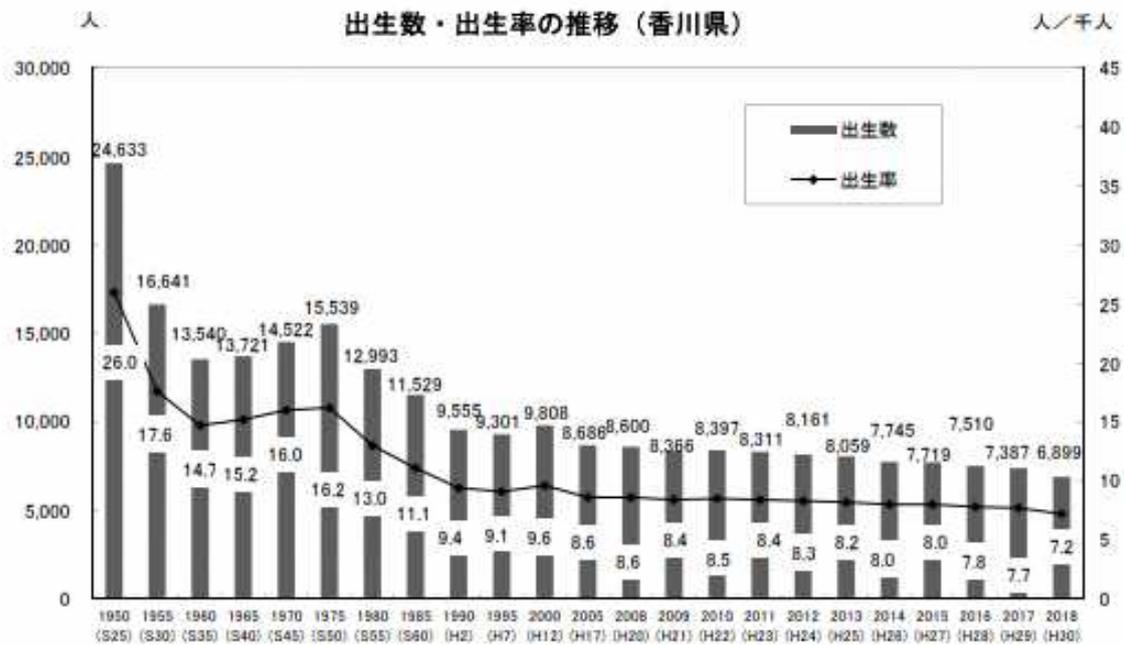
(表Ⅱ-1-1：香川県の人口の長期見通し)



(2) 香川県における出生数の推移

香川県の出生数は、第2次ベビーブームの1973年(昭和48年)に16,399人を記録したものの、それ以後は減少に転じ、1989年(平成元年)以降は1万人を割って推移している。また、近年は第2次ベビーブーム世代の女性が出産期を迎え、出生数は横ばい傾向であったが、今後は、15歳から49歳の女性人口が減少することに伴い、出生数も減少が続くことが予想される状況である。

(表Ⅱ-1-2：香川県出生数・出生率の推移)

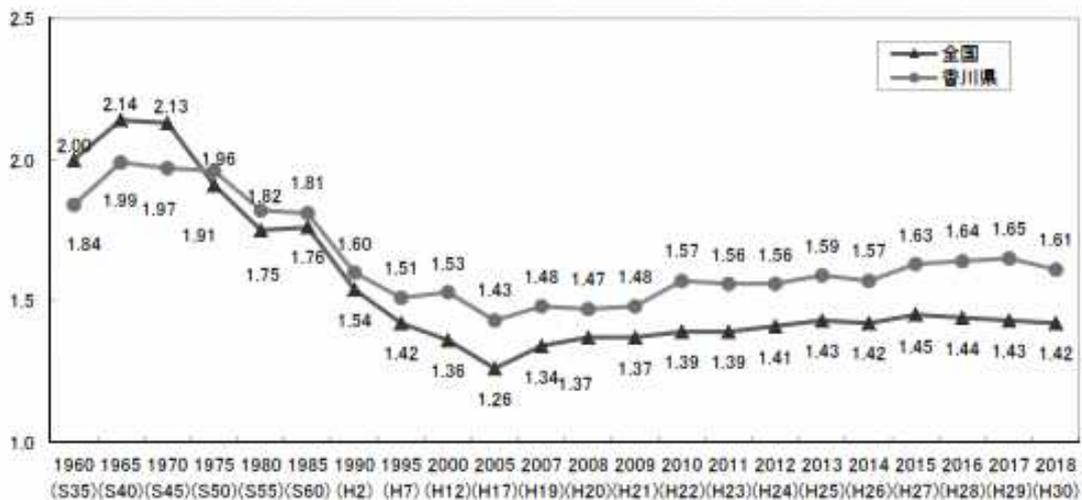


(3) 香川県における合計特殊出生率の推移

香川県の合計特殊出生率は、2018年(平成30年)で1.61であり、全国平均の1.42を上回っているものの、人口を維持する水準とされる2.07を大きく割り込んでおり、少子化の進行が進む状況にある。

なお、合計特殊出生率は、その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定したときの子ども数に相当する。

(表Ⅱ-1-3：香川県の合計特殊出生率の推移)



(4) 香川県における年齢（3区分）構成の推移と長期的見通し

従来から老年人口率の増加、年少人口率の減少が顕著であった。近年も老年人口率の増加、年少人口率の減少は続いているものの、増減の程度は緩やかになっている。なお、2020年（令和2年）以後、老年人口率の減少、年少人口率の増加となっているが、これらは、かがわ人口ビジョン（令和2年3月改訂）で掲げられている、2060年に人口約77万人を維持する目標の計数に基づいて記載されている。

(表Ⅱ-1-4 香川県年齢（3区分）構成の推移・長期的見通し)

1960(S35)	30.2	62.3	7.5
1965(S40)	24.4	67.1	8.5
1970(S45)	22.1	68.3	9.5
1975(S50)	22.2	67.2	10.5
1980(S55)	22.2	65.9	11.9
1985(S60)	21.0	65.7	13.3
1990(H2)	18.1	66.5	15.4
1995(H7)	15.7	66.1	18.2
2000(H12)	14.5	64.5	21.0
2005(H17)	13.8	62.9	23.3
2010(H22)	13.3	60.9	25.9
2015(H27)	12.7	57.4	29.9
2020(R2)	12.1	55.8	32.1
2025(R7)	11.8	55.1	33.1
2030(R12)	11.9	54.6	33.5
2035(R17)	12.6	53.5	33.9
2040(R22)	13.5	51.0	35.4
2045(R27)	14.2	49.6	36.1
2050(R32)	14.5	49.6	35.9
2055(R37)	14.5	50.4	35.1
2060(R42)	14.9	51.4	33.6

■年少人口 (0～14歳)    □生産年齢人口 (15～64歳)    ※老年人口 (65歳以上)

## 2. 国の子育て支援等に関する施策

### (1) 国におけるこれまでの取組

我が国においては、1947年（昭和22年）に児童福祉法と学校教育法が公布され、児童福祉法では、国や地方公共団体が子どもの保護者とともに子どもを育成する責任を負う旨規定された。ただし、ここでは、戦争による戦争孤児を保護、救済することが主眼であり、一般の在宅家庭の子育てについては触れられていなかった。その後、1951年の児童福祉法改正で、保育に欠ける子どもへの対応が記載されるようになるものの、母親が主たる子供の養育者で、家庭で子どもを育てることがその前提とされており、この「日本型家庭福祉」の考え方が1980年代まで、維持、強調されていた。ただし、実際には1980年代後半には、子育てに対する不安感や地域社会の崩壊から、既に、家庭や地域で子育てすることの困難性が指摘され始めていたものの、何等かの施策としては反映されていなかった。1989年の合計特殊出生率が1.57となった「1.57ショック」により、1990年代になると、厚生白書に「子育て支援」という用語が登場し、将来の超少子化の予測も踏まえ、子育ては家庭だけの問題ではなく、国、自治体、企業、地域社会も含めた社会全体で子育てを支援していく必要があることが明確に認識され、取り組むべき基本方針と重点施策を定めたエンゼルプランが策定されるに至っている。それまでの国の施策とは異なり、「子育ての社会化」「子育ての公共性」の視点に基づき、現在の施策につながる1990年代以後の国の施策は以下のとおりである。

(表Ⅱ-2-1：国の子育て支援等に係る取組)

1994年（平成6年）12月	「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）の策定（平成7年度から平成11年度まで） 緊急保育対策等5か年事業の策定（平成7年度から平成11年度まで）
1999年（平成11年）12月	少子化対策推進基本方針の策定 重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）の策定（平成12年度から平成16年度まで）
2002年（平成14年）9月	「少子化対策プラスワン」の策定
2003年（平成15年）7月	少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法の成立
2004年（平成16年）6月	少子化社会対策大綱の策定
2004年（平成16年）12月	少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）の策定（平成17年度から平成21年度まで）
2010年（平成22年）1月	子ども・子育てビジョン（少子化社会対策基本法に基づく大綱）の策定
2012年（平成24年）8月	子ども・子育て関連三法（子ども・子育て支援法、認定こども園法改正法、関係法律整備法）の成立

2014年（平成26年）4月	次世代育成支援対策推進法等の一部改正
2015年（平成27年）3月	新たな少子化社会対策大綱の策定
2016年（平成28年）4月	子ども・子育て支援法の改正（仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業等）の創設）
2017年（平成29年）6月	子育て安心プランの策定
2019年（令和元年）10月	子ども・子育て支援法の改正（幼児教育・保育の無償化の実施）
2020年（令和2年）5月	新たな少子化社会対策大綱の策定

（出典：第2期香川県健やか子ども支援計画に基づき包括外部監査人が作成）

## (2) 少子化社会対策大綱に基づく取組

上記のとおり、国は、少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針として、2004年（平成16年）、2010年（平成22年）、2015年（平成27年）及び2020年（令和2年）に少子化社会対策大綱を策定している。直近の2020年（令和2年）の大綱の要旨は以下のとおりである

### ア. 基本的な考え方～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～

- (ア) 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる
- (イ) 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える
- (ウ) 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める
- (エ) 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる
- (オ) 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する

### イ. 基本的な考え方における重点課題

- (ア) a. 若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備  
⇒経済的基盤の安定
- b. 結婚を希望する者への支援  
⇒地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援等
- c. 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備  
⇒保育の受け皿整備、育児休業や育児短時間勤務などの両立支援制度の定着促進・充実など
- d. 子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援  
⇒学び直し支援等
- e. 男性の家事・育児参画の促進
- f. 働き方改革と暮らし方改革  
⇒働き方改革関連法に基づく、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保など  
⇒学校、園関連の活動、地域活動への多様で柔軟な参加の促進など

- (イ) a. 子育てに関する支援
  - ⇒経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等
- b. 在宅子育て家庭に対する支援
  - ⇒一時預かり、相談・援助等の充実
- c. 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援
  - ⇒多子世帯に配慮した子育て、保育、教育、住居など様々な面での負担の軽減策の推進など
- d. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
  - ⇒母子保健法改正を踏まえた産後ケア事業の全国展開等
- e. 子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い
  - ⇒NPO やシニア層などの参画促進による地域での子育て支援、三世代同居・近居しやすい環境づくりなど
- (ウ) a. 結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援
- b. 地方創生と連携した取組の推進
  - ⇒「地域アプローチ」による少子化対策の推進
- (エ) a. 結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成
  - ⇒子育て支援パスポート事業の普及・促進、「家族の日」「家族の週間」等を通じた理解促進など
- b. 妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備
- c. 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに関する効果的な情報発信
- (エ) a. 結婚支援・子育て分野における ICT や AI 等の科学技術の成果の活用促進
  - ⇒AI を活用したシステムと相談員による相談を組み合わせた結婚支援、行政内部や保育現場における業務の効率化、母子保健関連データの関係者間での共有・活用、子育て関連手続きにかかる負担軽減など

ウ. 主な施策の数値目標

(ア) 子育て支援

対象	目標	現状
認可保育所等の定員	第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込」の結果等を踏まえて設定	306万人（2019年4月1日）
認可保育所等定員（うち3歳未満児）	第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込」の結果等を踏まえて設定	123万人（2019年4月1日）

対象	目標	現状
保育所待機児童	解消を目指す(2020年度末)	16,772人(2019年4月1日)
新・放課後子ども総合プラン	1万か所以上で一体型の実施を目指す(2023年度末)	5,361か所(2019年5月)
⇒放課後児童クラブ	152万人(2023年度末)	約130万人(2019年5月)
⇒放課後子供教室	全小学校区での実施を目指す(2023年度末)	19,260教室(2019年11月)
⇒利用を希望するが利用できない児童数	解消をめざす(2021年度末)	18,261人(2019年5月)
地域子育て支援拠点事業	第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込」の結果等を踏まえて設定	7,431か所(2018年度)
利用者支援事業	第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込」の結果等を踏まえて設定	1,095か所(2019年度)
一時預かり事業	第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込」の結果等を踏まえて設定	延べ479万人(2018年度)
ファミリー・サポート・センター事業	第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込」の結果等を踏まえて設定	890市町村(2018年度)
病児保育	第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込」の結果等を踏まえて設定	延べ101万人(2018年度)
延長保育	第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込」の結果等を踏まえて設定	107万人(2018年度)
短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込」の結果等を踏まえて設定	延べ9.6万人(2018年度)
夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込」の結果等を踏まえて設定	延べ5.0万人(2018年度)

対象	目標	現状
養育支援訪問事業	全市町村（2025年）	1,476市町村（2017年4月1日）
常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数	全小児医療圏（2025年）	320（全国335中） （2019年4月1日）
地域学校協働本部の整備率	全ての小中学校校区において地域学校協議活動を推進（2022年度）	50.5%（2019年度）
コミュニティ・スクールの導入率	全ての公立学校においてコミュニティ・スクールを導入（2022年度）	21.3%（2019年度）
地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合	改善（2022年度）	34.2%（2016年度）
「食育」に関心をもっている国民の割合	90%以上（2020年度）	76.0%（2019年3月）
高等職業訓練促進給付金等事業を実施している都道府県・市・福祉事務所設置町村	全都道府県・市・福祉事務所設置町村（2025年度）	96.6%（2018年度）
自立支援教育運連給付金事業を実施している都道府県・市・福祉事務所設置町村	全都道府県・市・福祉事務所設置町村（2025年度）	95.1%（2018年度）
市町村子ども家庭総合支援拠点	全市町村に設置（2022年度）	332か所（283自治体） （2019年4月）
要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	100%（2025年）	87.3%（2018年2月）
子育て世代包括支援センター	全国展開	支援ニーズの高い妊産婦への支援実施割合100%
里親等委託率（3歳未満）	75%（2024年度末）	—
里親等委託率（乳幼児）	75%（2024年度末）	—
里親等委託率（学童期以降）	50%（2029年度末）	—
特別養子縁組の成立件数	年間1,000件（2024年度末）	616件（2017年）
理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合	低下（2025年）	56.3%（2015年）
理想の子ども数が3人以上の方で理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合	低下（2025年）	69.8%（2015年）

(イ) 結婚・妊娠・出産

対象	目標	現状
若い世代の正規雇用労働者等の割合	全ての世代と同水準を維持（2024年度まで）	15～34歳の割合 96.3% 全ての世代の割合 95.8% (2020年1月～3月期平均)
フリーターの数	114万人（2025年）	138万人（2019年）
ジョブ・カード取得者数	300万人（2020年）	243万人（2020年1月末）
結婚希望実績指標	80%（2025年）	68%（2015年）
乳児家庭全戸訪問事業	全市町村（2025年）	1,734市町村（2017年4月1日）
不妊専門相談センター	全都道府県・指定都市・中核市（2025年）	76都道府県市（2019年7月1日）
妊産婦死亡率	2.8（出産10万対） （2025年）	3.3（出産10万対） （2018年度）
夫婦子供数予定実績指標	95%（2025年）	93%（2015年）
夫婦子ども数予定実績指標（若い世代）	80%（2025年）	77%（2015年）
妊娠・出産について満足している者の割合	85%（2024年度）	82.8%（2017年度）
人生設計（ライフプラン）について考えたことがある人の割合	向上（2025年）	53.9%（2019年3月）

(ウ) 働き方

対象	目標	現状
第1子出産前後の女性の継続就業率	70%（2025年）	53.1%（2015年）
女性（25～44歳）の従業率	82%（2025年）	77.7%（2019年）
男性の育児休業取得率	30%（2025年）	6.16%（2018年度）
男性の配偶者の出産直後の休暇取得率	80%（2025年）	58.7%（2018年）
6歳未満の子供をもつ男性の育児・家庭関連時間	1日あたり2時間30分 （2020年）	1日あたり83分（2017年）
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	5%（2025年）	6.4%（2019年）
テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合	15%（2020年）	9.8%（2019年）
年次有給休暇取得率	70%（2025年）	52.4%（2018年）
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	全ての企業（2025年）	64.0%（2019年）
くるみん取得企業	4,300社（2025年）	3,312社（2020年月末）

## (エ) 地域・社会

対象	目標	現状
地域評価指標等を活用して「地域アプローチ」による少子化対策に取り組む都道府県数	全都道府県（2020～2024年度累計）	—
子育て世帯における子育て支援パスポートの認知度	30%（2025年）	22.7%（2019年3月）
マタニティマークの認知度	65%（2024年度）	58.1%（2018年度）
ベビーカーマークの認知度	50%（2020年）	38%（2019年11月）
協働住宅のうち、道路からの各戸の玄関までの車いす・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	28%（2020年）	17%（2013年）
子育てのバリアフリー：特定道路のバリアフリー化率	100%（2020年度）	89%（2018年度末）
子育てのバリアフリー：主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率	100%（2020年度末）	98.7%（2018年度末）
子育てのバリアフリー：旅客施設のバリアフリー化率	100%（2020年度）	90.4%（2018年度）
子育てのバリアフリー：園路及び広場がバリアフリー化された都市公園の割合	60%（2020年度）	約57%（2018年度末）
子育てのバリアフリー：不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率	60%（2020年）	60%（2018年度）
子育てのバリアフリー：バリアフリー化された鉄軌道車輛の導入割合	約70%（2020年度）	73.2%（2018年度末）
子育てのバリアフリー：ノンステップバスの導入割合	約70%（2020年度）	58.8%（2018年度末）
子育てのバリアフリー：リフト付きバス等の導入割合	約25%（2020年度）	5.1%（2018年度末）
子育てのバリアフリー：バリアフリー化された貸切バスの導入台数	約2,100台（2020年度）	1,013台（2018年度末）
子育てのバリアフリー：バリアフリー化された旅客車の導入割合	約50%（2020年度）	46.2%（2018年度末）
子育てのバリアフリー：バリアフリー化された航空機の導入割合	100%（2020年度）	98.2%（2018年度末）
子育てのバリアフリー：福祉タクシーの導入台数	約44,000台（2020年度）	28,602台（2018年度末）
結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合	50%（2025年）	45.2%（2019年3月）

### (3) 子ども・子育て支援新制度

上記のとおり、国は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図るため、子ども・子育て3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）を平成24年に制定した。「子ども・子育て支援法」については、平成28年度、令和元年度にも改正している。子ども・子育て支援新制度の概要は以下のとおりである。

#### ア. 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」及び小規模保育所等への給付（「地域型保育給付」）の創設

都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保するため、地域型保育給付を創設

#### イ. 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

幼保連携型認定こども園については、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを明確化するとともに、認定こども園の財政措置を「施設型給付」に1本化

#### ウ. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての過程及び子どもを対象とする事業として、市町が地域の実情に応じて実施

#### エ. 実施主体

市町

#### オ. 社会全体による費用負担

消費税率の引上げによる増収部分を原資とする

#### カ. 政府の推進体制

制度ごとにバラバラな政府の推進体制を、内閣府に「子ども・子育て本部」を設置し、整備

#### キ. 子ども・子育て会議の設置

有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設ける

#### ク. 仕事・子育て両立支援事業の創設（平成28年度）

企業等からの事業主拠出金を財源として、事業所内保育の整備やベビーシッター派遣サービスの利用を促進する

#### ケ. 幼児教育・保育の無償化（令和元年）

幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえて、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもたちの利用料を無料とする

#### (4) 次世代育成支援対策推進法

国は、急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置である。

##### ア．基本理念

保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

##### イ．行動計画

###### (ア) 行動計画策定指針

主務大臣は、基本理念に則り、地方公共団体及び事業者が行動計画を策定するに当たって、抛るべき指針を策定すること

###### (イ) 地方公共団体の行動計画

市町村及び都道府県は、(ア)の行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。

###### (ウ) 事業者の行動計画

###### a. 一般事業者行動計画

事業者は、従業員の仕事と家庭の両立等に関して、(ア)の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために事業者が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。

###### b. 特定事業者行動計画

国及び地方公共団体の機関は、職員の仕事と家庭の両立等に関し、(ア)の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定・公表すること。

##### ウ．次世代育成支援対策推進センター

事業者の団体を「次世代育成支援対策推進センター」として指定し、行動計画の策定・実施を支援すること

##### エ．次世代育成支援対策地域協議会

地方公共団体、事業者、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができること。

(出典：厚生労働省 次世代育成支援対策推進法の概要)

### 3. 香川県の子育て支援等に関する施策

#### (1) 香川県におけるこれまでの取組

(表Ⅱ-3-1：香川県における子育て支援等に係る取組)

1997年（平成9年）3月	香川県子育て支援計画（かがわいきいきエンゼルプラン）の策定（平成9年度から平成12年度まで）
2002年（平成13年）3月	新香川県子育て支援計画（かがわエンゼルプラン21）の策定（平成13年度から平成17年度まで）
2005年（平成17年）3月	香川県次世代育成支援行動計画の策定（平成17年度から平成21年度まで）
2010年（平成22年）3月	香川県次世代育成支援行動計画・後期計画の策定（平成22年度から平成26年度まで）
2011年（平成23年）10月	香川県総合計画「せとうち田園都市香川創造プラン」（平成23年度から平成27年度まで）
2015年（平成27年）3月	子育て県かがわ少子化対策推進条例の成立
2015年（平成27年）3月	香川県健やか子ども支援計画の策定（平成27年度から平成31年度（令和元年度）まで）
2015年（平成27年）10月	かがわ人口ビジョンの策定 かがわ創生総合戦略の策定（平成27年度から平成31年度（令和元年度）まで）
2015年（平成27年）12月	香川県総合計画「新・せとうち田園都市創造計画」の策定（平成28年度から平成32年度（令和2年度）まで）
2018年（平成30年）3月	香川県健やか子ども支援計画の見直し
2020年（令和2年）3月	第2期香川県健やか子ども支援計画の策定（令和2年度から令和6年度まで）
2020年（令和2年）3月	かがわ人口ビジョン（令和2年3月改訂版） 第2期かがわ創生総合戦略（令和2年度から令和6年度まで）

(出典：第2期香川県健やか子ども支援計画などに基づき包括外部監査人が作成)

#### (2) 香川県総合計画「新・せとうち田園都市創造計画」

香川県は、県の進むべき基本的方向とそれを実現するための方策を明らかにする県政運営の基本指針である香川県総合計画として、平成27年12月に、「新・せとうち田園都市創造計画」を策定している。当計画では、「成長する香川」、「信頼・安心の香川」、「笑顔で暮らせる香川」を基本方針として掲げられている。このうち、「信頼・安心の

香川」における基本的な方向性として、「地域の実情に応じた結婚や子育て支援を全面的に展開して、安心して子どもを生み育てることのできる「子育て県かがわ」をめざします」としている。これを受けて、重点施策としては、「子育て県かがわ」の実現をめざすため、結婚・妊娠期からの支援、子ども・子育て支援の充実、子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備を挙げている。

それぞれの施策の具体的な取組の方向は以下のとおりである。

ア. 結婚・妊娠期からの支援

(ア) 結婚を希望する男女の応援

(イ) 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築

イ. 子ども・子育て支援の充実

(ア) 就学前の教育・保育の充実

(イ) 地域における子ども・子育て支援の充実

(ウ) 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

(エ) 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

ウ. 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備

(ア) 仕事と家庭生活の両立支援

(イ) 子育てに伴う経済的負担の軽減

(ウ) 子どもや子育て家庭にやさしく安全なまちづくり

なお、上記のうち、以下の事業については、新・せとうち田園都市創造計画の最終年度である令和 2 年度で目標値を掲げており、かがわ縁結び支援センターの縁結びマッチングにおけるカップル数及び保育所等待機児童数を除き、令和元年度で達成している。

指標	平成 26 年度	平成元年度	令和 2 年度 目標値	目標値の設置根拠
かがわ縁結び支援センターの縁結びマッチングにおけるカップル数 (累計)	—	1,040 組 (H29～R1 年度)	1,260 組 (H29～R2 年度)	平成 29 年 5 月～9 月の実績の月平均 (24.4 組) を踏まえ、平成 29 年度は 293 組、平成 30 年度以降は平成 29 年度の目標値を 10% 上回る年間 322 組を維持
保育所等利用待機児童数	129 人 (H27 年度当初)	年度当初 64 人 (R2 年度) 年度途中 313 人 (R1 年度)	年度当初 0 人 (H30 年度以降) 年度途中 0 人 (H30 年度以降)	
地域子育て支援拠点事業実施か所数	77 か所	98 か所	98 か所	市町の計画の積み上げ

指標	平成 26 年度	平成元年度	令和 2 年度 目標値	目標値の設置根拠
保育士人材バンクを通じて復職した保育士数 (累計)	—	238 人 (H28～R1 年度)	270 人 (H28～R2 年度)	平成 25～28 年度の実績の平均(49 人)を 10%上回る年間 54 人を維持
子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数(累計)	79 社 (H22～H26 年度)	95 社 (H28～R1 年度)	85 社 (H28～R2 年度)	直近 5 年間の平均値(15.8 社)を上回る 17 社×5 年間

### (3) 第 2 期かがわ創生総合戦略

香川県は、県の人口の現状や人口の将来展望を「かがわ人口ビジョン」として示し、それを踏まえて人口減少の克服と地域活力の向上に向けた目標や施策を戦略として取りまとめた「第 2 期かがわ創生総合戦略」を 2020 年（令和 2 年）3 月に策定している。当該総合戦略では、香川への人の流れを創る、誰もが安心して暮らし、活躍できる香川を創る、活力ある香川であり続けるための元気を創る、人口減少に備えた持続可能な都市と地域を創るの 4 つの基本目標が掲げられている。このうち、誰もが安心して暮らし、活躍できる香川を創るという基本目標を達成するため、「子育て県かがわ」の実現を、施策の基本的方向とし、そのための具体的な施策として以下を挙げている。

子育て県かがわの実現のための具体的な施策

#### ア. 結婚・妊娠期からの支援

- (ア) 結婚を希望する男女の応援
- (イ) 妊娠前からの切れ目ない相談・支援体制の構築

#### イ. 子ども・子育て支援の充実

- (ア) 就学前の教育・保育の充実
- (イ) 地域における子ども・子育て支援の充実
- (ウ) 子育て環境の一層の充実
- (エ) 困難な環境にある子どもや家庭への支援
- (オ) 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

#### ウ. 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備

- (ア) 子どもや子育て家庭にやさしく安全なまちづくり
- (イ) 子育てに伴う経済的負担の軽減

なお、第 2 期かがわ創生総合戦略における「子育て県かがわ」の実現に係る数値目標は以下のとおりである。

ア. 結婚・妊娠期からの支援

個別施策	KPI	目標値	現状値
(ア) 結婚を希望する男女の応援	かがわ縁結び支援センターの縁結びマッチングにおけるカップル数	5年間で1,730組 (R2～6年度累計)	693組 (H29～30年度累計)
(イ) 妊娠前からの切れ目のない相談・支援体制の構築	乳幼児健康診査の受診率 (1歳6か月児)	97% (R6年度)	96.2% (H29年度)
	乳幼児健康診査の受診率 (3歳児)	95% (R6年度)	95.2% (H29年度)

イ. 子ども・子育て支援の充実

個別施策	KPI	目標値	現状値
(ア) 就学前の教育・保育の充実	保育所等利用待機児童数	年度当初 0人 年度途中 0人 (R2年度以降)	313人 (R1/10/1) 182人 (H31/4/1)
(イ) 地域における子ども・子育て支援の充実	地域子育て支援拠点事業実施か所数	101か所 (R6年度)	95か所 (H30年度)
(ウ) 子育て環境の一層の充実	合計特殊出生率	1.8程度 (R12年度)	1.61 (H30年度)
(エ) 困難な環境にある子どもや家庭への支援	里親等委託率	35.2% (R6年度)	25.9% (H30年度)
(オ) 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上	保育士人材バンクを通じて復職した保育士数	5年間で290人 (R2～6年度の累計)	294人 (H26～30年度の累計)

ウ. 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備

個別施策	KPI	目標値	現状値
(ア) 子どもや子育て家庭にやさしく安全なまちづくり	かがわこどもの駅認定施設数	510か所 (R6年度)	474か所 (H30年度)
(イ) 子育てに伴う経済的負担の軽減	奨学金を利用した県内大学等の県内出身者のうち、奨学金返還金の一部免除者の割合	80% (R6年度)	52.3% (H30年度)

#### (4) 第2期香川県健やか子ども支援計画

上記のとおり、国は平成24年8月、小学校就学前の子どもの教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、子ども・子育て支援法を制定し、県は、実施主体である市町を支援し、広域性と専門性を有する立場から「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することが義務付けられた。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、県は、少子化の流れを変え、次世代の担い手となる子どもたちが健やかに育つよう、社会全体が一体となって次世代の育成支援に取り組むための「香川県次世代育成支援行動計画」を平成17年3月に策定し、その後も、「次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき、次世代育成支援施策を総合的に進めてきた。

香川県では、これらに対応し、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年3月に「香川県健やか子ども支援計画」を策定し、令和2年3月には「第2期香川県健やか子ども支援計画」を策定している。

また、香川県では、上記の法律や条例、総合計画である「新・せとうち田園都市創造計画」や「かがわ創生総合戦略」のほか、「健やか香川21ヘルスプラン」、「香川県地域福祉支援計画」、「香川県幼児教育振興プラン」、「香川県ひとり親家庭等自立促進計画」などの子ども・子育てに関連する個別の計画等に基づき、幅広く、子ども・子育て支援のための施策を展開しているが、「第2期香川県健やか子ども支援計画」は、それぞれで検討されている施策を個別具体化し、整合性を図り、連携を強化するものである。

「第2期香川県健やか子ども支援計画」の概要は以下のとおりである。

##### ア. 基本理念

(ア) 子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、子どもの成長する姿に感動することである。また、このことで、親も親として成長し、子どもは家族との絆を形成する。

子育ての第一義的責任は父母などの保護者にあり、家庭は、基本的な事項を子どもが身につける教育の出発点である。

(イ) 子ども・子育て支援の主体は子どもであり、子どもたちが心身ともに健やかに育ち、自立する心と生きる力を育むことが大切である。

(ウ) 急速な少子化の進行や核家族化、地域とのつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、父母などの保護者が子育てに悩み、不安や孤独感を感じている。このため、子育てを家庭だけにとどめず、子どもと子育て家庭を社会全体で支え、すべての子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境づくりが必要である。

(エ) 子育て支援は、行政、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、企業その他の社会全体が、それぞれの役割を果たすとともに、連携して「次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができる環境」を整えることが必要である。

イ. 基本目標

次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができるかがわづくり

ウ. 基本的視点

基本理念に基づき、基本目標を達成するための具体的な施策を展開する上での3つの視点

(ア) 子どもに視点を置いて、子どもの健やかな成長と幸せにつながるように取り組む

(イ) 父母などの保護者が子育てに対して責任を持ち、子育てする力を発揮できる子育て支援に取り組む

(ウ) 次代を担う子どもと子育て家庭を社会全体で支援するように取り組む

エ. 施策体系

大項目	項目
I 結婚・妊娠期からの支援	1 結婚を希望する男女の応援 2 妊娠・出産の希望をかなえる支援 3 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築 4 小児・母子医療体制の充実 5 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進
II 就学前の教育・保育の充実	1 質の高い就学前の教育・保育の提供 2 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込と確保方策
III 地域における子ども・子育て支援の充実	1 地域における子ども・子育て支援の充実 2 放課後児童クラブなどの放課後児童対策の推進 3 社会全体での子育て支援ネットワークの充実 4 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実
IV 次代を担う子どもたちの教育、育成支援	1 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進 2 家庭教育への支援の充実 3 地域の教育力の向上 4 次代の親の育成
V 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備	1 仕事と家庭生活の両立支援 2 バリアフリーの推進など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり 3 子どもの安全を確保するための活動の推進 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 5 ネット・ゲーム依存対策の推進 6 子育てに伴う経済的負担の軽減
VI 児童虐待防止対策・社会的養育の充実	1 児童虐待防止対策の充実 2 社会的養育の充実

大項目	項目
VII 困難な環境にある 子どもや家庭への 支援	1 ひとり親家庭等の自立支援の推進 2 子どもの貧困対策の推進 3 障害児施設の充実
VIII 子ども・子育て支援 を担う人材の確保・ 資質の向上	1 子ども・子育て支援を担う人材の確保 2 従事者の資質向上

### Ⅲ. 調査対象とした各事業について

#### 1. 乳幼児医療費支給事業

##### (1) 乳幼児医療費支給事業の概要

###### ア. 目的

乳幼児が医療機関を受診した際の保険診療分の医療費のうち、保護者が支払わなければならない自己負担分を助成することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るものである。

###### イ. 根拠

乳幼児医療費支給事業県費補助金交付要綱による。

###### ウ. 対象経費

保険診療分の医療費のうち自己負担分（ただし、所得制限あり）。

###### エ. 対象者

当事業を実施した市町

###### オ. 支出の種類

補助金

###### カ. 費用の負担割合

県 1/2、市町 1/2

##### (2) 乳幼児医療費支給事業の実施状況

事業の実施状況は以下のとおりである。補助金額及び受給対象者は少子化の影響により全般的に漸減傾向であるが、インフルエンザの流行状況等によっても増減する。

(表Ⅲ-1-1：乳幼児医療費支給事業の推移)

(単位：百万円、人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
補助金額	818	772	762
受給対象者	41,820	41,294	39,783

##### (3) 乳幼児医療費支給事業に係る事務手続の概要

###### ア. 申請手続

市町は、乳幼児医療費支給事業県費補助金交付申請書に関係書類を添付して、毎年度 4 月末日までに知事に提出する。

###### イ. 交付決定

知事は、申請内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定して、その旨を当該市町に通知する。

この場合において、必要があると認めるときは、条件を付して補助金の交付決定をすることができる。

ウ. 概算払

県は、交付決定額の半額を毎年度 9 月に概算払を行う。

エ. 四半期報告

市町は、毎四半期分の事業の実施状況を乳幼児医療費支給事業実施状況報告書により翌月の 10 日までに知事に報告する。

また、第 3 四半期分の報告にあつては、当該年度の事業の実施見込を乳幼児医療費支給事業実施見込報告書によりあわせて報告する。

オ. 実績報告

市町は、当該年度の 3 月末日までに、乳幼児医療費支給事業実績報告書（以下、「実績報告書」）に関係書類を添付して、知事に提出する。

カ. 補助金額の確定及び精算

知事は、実績報告書を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を当該市町に通知する。

その後、当該決定額と概算払額との差額を精算する。

キ. 定期検査

知事は、定期的に事業の遂行に関し報告を求め、又は職員に書類の内容について検査させ、その他必要な指示をする。

(4) 監査手続

ア. 乳幼児医療費支給事業県費補助金交付要綱、事務処理マニュアル等を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。

イ. 交付申請書添付の明細を閲覧し、一部サンプル項目について再計算を実施した。

ウ. 交付申請書と交付金決定通知書を閲覧し、両者の整合性の確認を実施した。

エ. 乳幼児医療費支給事業実施状況報告書を閲覧し、報告の状況を確認した。

オ. 実地検査結果及び関連資料を閲覧し、定期検査の実施状況を確認した。

カ. 実績報告書と支払に係る伺書を閲覧し、支払金額が実績報告書に整合しているか確認した。

## 2. ひとり親家庭等医療費支給事業

### (1) ひとり親家庭等医療費支給事業の概要

#### ア. 目的

ひとり親家庭等の健康の保持・増進及びその生活の安定に寄与するため、医療費の一部を支給する市町に対する補助を行う事業である。

#### イ. 根拠

香川県ひとり親家庭等医療費支給事業県費補助金交付要綱による。

#### ウ. 支給対象者

- ・ひとり親家庭の父母及び児童
- ・両親のいない児童
- ・両親のいない児童を扶養する配偶者のいない者

#### エ. 一部負担金

外来 500 円まで、入院 1,000 円まで

※市町村民税非課税世帯は自己負担なし

#### オ. 所得制限

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当に準ずる。

※ 下記、表Ⅲ-2-1 にて記載

#### カ. 負担割合

県 1/2、市町 1/2

#### キ. 給付方法

現物給付

※ 現物給付とは支給対象者が実際に支払う医療費は一部負担金が限度額となる給付方法である。以前は償還給付（支払った医療費の一部負担金を超える金額を事後で返還）を採用している市町もあったが、令和元年度から全市町で現物給付となっている。

(表Ⅲ-2-1：障害児福祉手当に準ずるひとり親家庭等医療費支給事業に関する所得制限)

(単位：円)

扶養親族等の数	受給資格者本人		受給資格者の 配偶者及び扶養義務者	
	所得額 (※2)	収入額の目安 (※3)	所得額 (※2)	収入額の目安 (※3)
0	3,604,000	5,180,000	6,287,000	8,319,000
1	3,984,000	5,656,000	6,536,000	8,596,000
2	4,364,000	6,132,000	6,749,000	8,832,000
3	4,744,000	6,604,000	6,962,000	9,069,000
4	5,124,000	7,027,000	7,175,000	9,306,000
5	5,504,000	7,449,000	7,388,000	9,542,000

※1 平成14年8月以降適用

※2 所得額は、地方税法の都道府県民税についての非課税所得以外の所得等から、医療費控除、障害者控除及び寡婦控除等の額を差し引いた額である。

※3 ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

(表Ⅲ-2-2：ひとり親家庭等医療費支給事業の推移)

(単位：人、百万円)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数	25,262	24,673	24,108
県費補助対象額	881	876	880
県費補助額	440	438	440

## (2) ひとり親家庭等医療費支給事業の実施状況

上記のひとり親家庭医療費支給事業の推移より、受給者数は減少傾向であるが、同じ支給対象者が複数回受診すること等により、県費補助対象額、県費補助額は横ばいである。

同事業の周知については、ひとり親家庭の対象者となる方が市町等の役所で住所変更等の手続きをする際に、当該制度を母子・父子自立支援員等から説明される。

### (3) 事務手続の概要

#### ア. 市町における医療費支給事務

- (ア) 対象者に受給資格発生
- (イ) 対象者から市町に資格認定申請
- (ウ) 市町による資格認定
- (エ) 受給者証発行
- (オ) 対象者の医療機関受診
- (カ) 審査機関から医療費支給申請
- (キ) 市町による医療費支給（毎月）

#### イ. 県における補助金交付関係事務

##### ① 補助金事務

- (ア) 補助金の交付申請（毎年4月）
- (イ) 補助金の交付決定（毎年5月末）
- (ウ) 概算払い（毎年9月）

各市町に交付決定額の半額が概算払いされる。

- (エ) 実績報告（年度末）
- (オ) 精算払い（翌年5月）

市町が各月で審査機関に支出している金額の合計から概算払いした金額を控除した残額を各市町に支払う。

##### ② 月報報告事務（毎月）

### (4) 監査手続

- ア. 香川県ひとり親家庭等医療費支給事業県費補助金交付要綱、事務処理マニュアルを入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。
- イ. 補助金の交付申請、実績報告等にかかる書類を閲覧し、各月の月報金額と年度の実績報告の金額の一致、概算払いの計算等、サンプルで選んだ市町に対して再計算を実施した。
- ウ. 各段階の必要書類において各部署の上席者の承認の有無を確認した。
- エ. 支弁予定額の計算につき、支弁予定額と前年実績の乖離について、市町への確認の状況を確認した。
- オ. 県の市町への監査の実施状況について、監査ファイルの閲覧と質問により、確認した。

### 3. 重度心身障害者等医療費等支給事業

#### (1) 重度心身障害者等医療費等支給事業の概要

##### ア. 目的

重度心身障害者等に対して、医療費の自己負担分を公費負担することにより、重度心身障害者等の健康の保持、増進並びにその生活の安定に寄与することを目的に行う事業である。香川県は市町が行う重度心身障害者等への医療費自己負担分の支給及び医療費の審査・支払に関する手数料に対し、補助金を交付する事業である。

##### イ. 根拠

香川県重度心身障害者等医療費等支給事業県費補助金交付要綱による。

##### ウ. 実施

各市町

##### エ. 事業内容

###### (ア) 支給対象者

- ・身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級所持者
- ・療育手帳に障害の程度が㊤、A 又は㊦と記載されている者
- ・戦傷病者手帳に特別項症から第 4 項症と記載されている者かつ身体障害者手帳 4 級所持者

ただし、新規対象者は、身体障害者手帳等の交付を受けたときの年齢が 65 歳未満である者に限る。

###### (イ) 所得制限等

(ア) に関わらず、以下のものは支給対象者とならない

- ① 生活保護法による保護を受けている者
- ② 香川県乳幼児医療費支給事業で助成を受けることができる者
- ③ 本人の前年の所得が（表Ⅲ-2-1）の額を超える者
- ④ 配偶者又は扶養義務者の前年の所得が（表Ⅲ-2-1）の表の額を超える者

###### (ウ) 一部負担金

支給対象者の負担する医療費は以下のとおりである。

- ・入院の場合は保険医療機関の診療報酬明細書ごとに 1,000 円
- ・入院外の場合は保険医療機関等（保険薬局を除く）の診療報酬明細書ごとに 500 円。

なお、それぞれの場合で、対象一部負担金額が、1,000 円又は 500 円に満たない場合は、その額。

市町村民税非課税世帯及び自立支援医療（更生医療・育成医療）に係る給付は自己負担なし。

(エ) 給付方法

現物給付

※ 現物給付とは、支給対象者が実際に支払う医療費は一部負担金が限度額となる給付方法である。以前は償還給付（支払った医療費の一部負担金を超える金額を事後で返還）を採用している市町もあったが、現物給付に移行するにあたり市町が負担する審査機関への審査・支払手数料の1/2を県が負担することにより、令和2年度から全市町で現物給付となっている。（ただし、後期高齢者及び県外の医療機関等での受診を除く。）

オ. 支出内容

市町が行う重度心身障害者等への医療費自己負担分の支給から一部負担金を除いたもの及び医療費の審査・支払に関する手数料の1/2を県が負担している。

(2) 重度心身障害者等医療費等支給事業の実施状況

香川県において、受給資格者数は減少する傾向にあり、医療費補助にかかる事業費についても減少している。ただし、令和元年度から現物給付制度による市町が負担する審査・支払手数料に対する補助を開始したため、事業費が増加した。

(表Ⅲ-3-1：重度心身障害者等医療費等支給事業費の推移)

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
決算額	1,211	1,180	1,181

※ 令和元年度の決算額には、現物給付による市町負担手数料に対する補助金約 7 百万円が含まれている。

(表Ⅲ-3-2：重度心身障害者等医療費等支給事業の受給資格者数の推移)

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受給資格者数	20,253	19,638	18,970

※ 上記人数は月平均によっている。

(3) 事務手続の概要

- ア. 市町における医療費支給事務
  - (ア) 対象者に受給資格発生
  - (イ) 対象者から市町に資格認定申請
  - (ウ) 市町による資格認定
  - (エ) 受給者証発行
  - (オ) 対象者の医療機関受診
  - (カ) 審査機関から医療費支給申請
  - (キ) 市町による医療費支給（毎月）

イ. 県における補助金交付関係事務

- (ア) 補助金事務
  - a. 補助金の交付申請（毎年4月）
  - b. 補助金の交付決定（毎年5月末頃）
  - c. 概算払い（毎年7月、11月、2月）
  - d. 実績報告（年度末）
  - e. 精算払い（翌年5月）

県費補助金確定額から概算払いした金額を控除した残額を各市町に支払う。

- (イ) 月報報告事務（毎月）

(4) 重度心身障害者等医療費等支給事業の監査手続

- ア. 重度心身障害者等医療費等支給事業について、事業の概要資料、香川県重度心身障害者等医療費等支給事業県費補助金交付要綱を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。
- イ. 交付申請、交付決定、概算払い、実績報告、精算払いの各段階における各部署の上席者の承認状況を確認した。
- ウ. 実績報告、精算払いについて、各市町からの実績報告書と月次報告書等の提出資料との整合性を確認した。
- エ. 県の市町への監査の実施状況について、監査ファイルの閲覧と質問を実施して確認した。

#### 4. 結婚支援事業

出生数の減少に影響を与えている未婚化や晩婚化の背景には、結婚や子育てに関する価値観の多様化があるものの、結婚したくても結婚相手を探すことが困難な環境も原因の一つとして考えられる。このため、当該事業では、結婚を希望する男女への出会いの機会の提供や、結婚を支援する気運を高める取組を推進するものである。

なお、当該事業は、令和元年度は以下の3つの事業により構成されているが、以下では、かがわ縁結び支援センター事業を対象とする。

4-1. かがわ縁結び支援センター（EN-MUSU かがわ）事業

4-2. 結婚気運醸成事業

4-3. 縁結び・子育て美容-eki 拡大事業

##### (1) かがわ縁結び支援センター（EN-MUSU かがわ）事業の概要

###### ア. 目的

少子化の要因の一つとなっている晩婚化の進行や未婚率の上昇を防ぐために、結婚を希望する独身者の出会いや結婚を支援する拠点である「かがわ縁結び支援センター（EN-MUSU かがわ）」を設け、独身者が結婚を考え、結婚相手を探す第一歩を踏み出せるよう、マッチングシステムを利用した1対1の個別マッチング事業や婚活イベントの開催等を市町、企業等と連携し結婚支援の推進を図る。

###### イ. 根拠

子育て県かがわ少子化対策推進条例による。

###### ウ. 実施主体

香川県

###### エ. 支出の内容

かがわ縁結び支援センター事業に関する業務委託契約書に基づく委託料が主な内容となる。かがわ縁結び支援センター事業の具体的な委託業務内容は、①かがわ縁結び支援センターの運営管理、②システムの管理、保守、運用、③縁結びマッチング事業、④縁結びイベント事業、⑤縁結びおせっかいさん（※）の募集・登録・支援・養成、⑥応援団体、協力団体の募集・登録・支援・養成、⑦結婚を希望する独身者等への支援、⑧普及啓発等である。

なお、かがわ縁結び支援センター事業の目的であるカップル数を上げていく上で中核となる「縁結びおせっかいさん」の確保・養成等が効果的・効率的に実施できるのは、社会福祉分野の人材育成に関して中心的な役割を担っており、かがわ長寿大学を開催するなど、県内各地におけるネットワークを構築している公益財団法人かがわ健康福祉機構のみとの判断か

ら、随意契約により同機構に業務委託している。

※ 縁結びおせっかいさん：独身者を出会いから結婚に結びつけるためのサポートを行う、センターに登録したボランティア

(表Ⅲ-4-1：かがわ縁結び支援センター事業費の推移)

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
報償費	-	0	0
旅費	0	0	0
需用費	-	0	0
役務費	0	-	-
委託料	37	44	44
負担金	0	0	-
合計	37	45	44

(2) かがわ縁結び支援センター事業の実施状況

事業の実施状況は以下のとおりである。本登録開始月（平成 28 年 11 月）、閲覧開始日（平成 29 年 1 月）後、堅調に推移していたが、登録有効期間 2 年経過後の退会等により、平成 30 年 12 月の現会員数 1,508 人をピークとして現会員数は減少傾向にあり、令和元年度末の現会員数も前年度末に比べて減少している。また、お引合せ成立数、カップル成立数、成婚数についても、一定の成果は上がっているものの、伸び率は鈍化している。上記を踏まえ、県では、会員がお引合せを申込み際の回答待ち期間が最長 24 日間であったのを最短 12 日まで短縮するなど、利用者の視点から利便性の向上に努めている。

(表Ⅲ-4-2：かがわ縁結び支援センター事業実施状況の推移)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
現会員数（男）：人	643	696	614
現会員数（女）：人	562	627	493
現会員数（合計）：人	1,205	1,323	1,107
お引合せ成立数	623	899	790
カップル成立数	293	400	347
成婚数	13	39	33

※ 現会員数は年度末現在で、お引合せ成立数、カップル成立数、成婚数は年度実績で記載している。

(表Ⅲ-4-3：登録、閲覧・検索などマッチングシステムが利用可能な拠点)

拠点	頻度	利用可能時間
かがわ縁結び支援センター	常設	月土日 10:00 から 17:00 火水木 13:00 から 20:00 金 休み
東讃県民センター	月 2 回	10:00 から 13:00 14:00 から 17:00
小豆県民センター	月 1 回	
中讃県民センター	週 1 回	
西讃県民センター	週 1 回	
丸亀市保健福祉センター	週 1 回	
高松市市民サービスセンター	週 1 回	12:00 から 15:00 16:00 から 19:00

(3) かがわ縁結び支援センター事業の事務手続の概要

ア. 委託料の決定、支払方法

- (ア) 業務委託契約書の締結時に県の予算に基づき上限を記載。
- (イ) 委託業務においては人件費等、毎月発生する経費が含まれているため、概算払（令和元年度では令和元年6月と8月、令和2年2月に支払）。
- (ウ) 年度末において、業務完了後、受託者は遅滞なく業務の成果に関する報告書（成果報告書）を県に提出、県は10日以内に検査を行う。
- (エ) 県は、検査又は再検査合格後、受託者の決算額に基づき、委託料を確定し、受託者に通知する。なお、委託料の確定額は、業務委託契約書に規定する委託料を上限とする。

(4) 監査手続

- ア. 事業内容の説明資料を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。
- イ. かがわ縁結び支援センター（EN-MUSU かがわ）に往査し、登録申込からマッチング（お引合せ）申込の流れについてヒアリングを実施した。
- ウ. かがわ縁結び支援センター事業に関する業務委託仕様書、執行伺書、業務委託契約書、執行伺変更書、業務委託契約の一部を変更する契約書を閲覧し、承認過程について検討を実施した。
- エ. 受託者からの実施計画書、成果報告書、事業に係る決算額（収支実績）を閲覧し、委託料の確定額について検討を実施した。

(5) 結婚支援事業の監査結果

ア.

**【意見】**

会員がマッチング（お引合せ）のための情報閲覧・検索及びお申込みするに際しては、拠点における専用タブレットを利用することとしている。このため、利用者は、開所時間（利用時間）内に拠点に赴く必要がある。会員の利便性向上や新会員確保の観点から、利用者の端末等から自由な時間にリモートで情報閲覧・検索、お申込みができる環境について検討することが望ましい。

香川県では、当該事業における個人情報保護の観点から、マッチング（お引合せ）のためのマッチングシステムによる情報閲覧・検索、お申込みは、各拠点にある専用タブレットでのみ可能なように設計されている。このため、県では会員の利便性を考え、常設のかがわ縁結び支援センターのほか、東讃、中讃、西讃、小豆島、丸亀市、高松市に週1回から月1回の頻度で利用できる拠点を設けている。また、かがわ縁結び支援センターや高松市市民サービスセンターでは利用可能時間を延長するなどの対応をしている。

しかし、月例報告書の会員からの声やインターネットの口コミ等を見ると、各拠点の利用可能時間内に各拠点に赴き利用することが困難又は不便を感じている会員又は潜在的会員が存在している。この点、マッチングシステムを利用して同様の事業を実施している他の25県のうち、9県においては、利用者自身の端末から、閲覧、検索、お申込みができるようにしている。

香川県においても、個人情報の保護等に十分配慮しつつも、現会員の利便性向上及び新会員の確保の観点から、利用者の端末で閲覧、検索、お申込み等ができる仕組みについて検討することが望ましい。

## 5. 地域子育て推進事業

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大が懸念される。このような状況に対応するため、地域において、主に教育・保育施設に入園入所していない乳幼児及びその保護者を含む子育て家庭の相互の交流等を促進する地域子育て支援拠点の設置を推進することや、或いは、子育て家庭や妊娠した女性への情報の提供や相談・助言等を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

なお、当該事業については、以下の3つの事業で構成される。

5-1. 利用者支援事業

5-2. 地域子育て支援拠点事業

5-3. ファミリー・サポート・センター事業

### 5-1. 利用者支援事業

#### (1) 利用者支援事業の概要

##### ア. 目的

子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

##### イ. 根拠

子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援交付金交付要綱、利用者支援事業実施要綱による。

##### ウ. 実施主体

各市町

##### エ. 業務内容

###### (ア) 基本型

主として、身近で日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で、「子育て支援員基本研修」に規定する内容の研修（基本研修）及び地域子育て支援コースの利用者支援事業（基本型）に規定する内容の研修（基本型専門研修）を修了した選任職員を1事業所1名以上配置し、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。

###### (イ) 母子保健型

主として市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設で、母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、

看護師又はソーシャルワーカー（社会福祉士等）を1名以上配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築する。

オ. 支出内容

(ア) 運営費として、基本型、母子保健型ごとに、補助基準額は基本分と加算分が規定されている。基本型の加算分は、夜間加算、休日加算、出張相談支援加算、機能強化のための取組加算、多言語対応加算等で構成される。母子保健型の基本分は、保健師等専門職員を専任により配置する場合、兼任により配置する場合で、区分されている。また、平成27年度において、1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、保健師等専門職員の配置する人数により、別途、補助基準額が定められている。

(イ) 開設準備経費として、改修費等について、補助基準額が定められている。

(ウ) 国及び県は、市町の実支出額合計と補助基準額合計のうち、小さい金額のそれぞれ1/3を負担する。

(2) 利用者支援事業の実施状況

香川県においても、利用者支援事業へのニーズは高く、各市町において対応しており、利用者支援事業実施個所を増やしている。

(表Ⅲ-5-1-1：利用者支援事業費の推移)

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
決算額	42	40	47

(表Ⅲ-5-1-2：利用者支援事業実施市町数及び個所数の推移)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施市町数	10	10	12
実施個所数（基本型）	12	12	14
実施個所数（母子保健型）	12	14	17
実施個所数合計	24	26	31

※ 実施市町数は、実際の補助を行った数を記載。

### (3) 利用者支援事業の事務手続の概要

#### ア. 申請手続

補助金の交付の申請をしようとする市町長は、県が定める日（毎年1月末頃）までに、指定の申請書を知事に提出する。なお、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、市町長は変更申請書を知事に提出する必要がある。

#### イ. 交付決定

知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、市町長に通知する。なお、市町長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

#### ウ. 実績報告

市町長は、交付の決定のあった日の属する翌年度の4月10日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに、指定様式にて補助金にかかる事業実績報告を知事に提出する。

#### エ. 実績報告書の受理及び補助金交付金額の確定

知事は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額の確定を行い、市町長に通知する。

知事は、市町から実績報告の提出を受け、必要な審査を行い、取りまとめを行った上、毎年4月末までに内閣総理大臣に提出する。

#### オ. 補助金の支払

県は、各市町に対し、交付の決定のあった日の属する翌年度の5月末までに、補助金の支払（精算払）を行う。

### (4) 利用者支援事業の監査手続

ア. 利用者支援事業に関する説明資料、交付金交付要綱を入手、閲覧するとともに、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。

イ. 交付申請、交付決定、実績報告書、補助金の決定に係る書類を閲覧した。

ウ. 各市町から提出された交付申請書、実績報告書と関連資料を突合した。

エ. 県による市町に対する検査の実施状況をヒアリングした。

## 5-2. 地域子育て支援拠点事業

### (1) 地域子育て支援拠点事業の概要

#### ア. 目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において、主に教育・保育施設に入園入所していない乳幼児及びその保護者を含む子育て家庭の相互の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

#### イ. 根拠

子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援交付金交付要綱、地域子育て支援拠点事業実施要綱による。

#### ウ. 実施主体

各市町

#### エ. 業務内容

主に教育・保育施設に入園入所していない乳幼児及びその保護者を含む子育て家庭が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う、市町の地域子育て支援拠点事業（基本事業は、（ア）子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、（イ）子育て等に関する相談・援助の実施、（ウ）地域の子育て関連情報の提供、（エ）子育て及び子育て支援に関する講習等の実施）を支援する。

なお、地域子育て支援拠点には、一般型（公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などに併設して実施）と連携型（児童館等の児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設で実施）がある。また、地域子育て支援拠点として認められるためには、おおむね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さの確保や、週当たりの開設日数、1日当たりの開設時間、専任職員の配置人数等の要件がある。

#### オ. 支出内容

（ア）運営費として、一般型、出張ひろば、小規模型指定施設、連携型ごとに基本分、加算分の補助基準額が定められている。なお、一般型の基本分は、開設日数、専任職員の配置状況により補助基準額が増減し、加算分として、子育て支援活動の展開を図る取組や地域支援の実施の状況により、加算額が定められている。連携型についても、基本分は開設日数により増減する。

（イ）開設準備経費として、改修費等、礼金及び賃借料について、補助基準額が定められている。

(ウ) 国及び県は、市町の実支出額合計と補助基準額合計のうち、小さい金額のそれぞれ 1/3 を負担する。

(2) 地域子育て支援拠点事業の実施状況

香川県においても、地域子育て支援拠点へのニーズは高く、各市町において対応しており、補助金対象拠点は今後も増加する見込みである。また、令和元年度まで設置していなかった町についても令和 2 年度で設置されている。

(表Ⅲ-5-2-1：地域子育て支援拠点事業費の推移)

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
決算額	206	206	209

(表Ⅲ-5-2-2：地域子育て支援拠点の推移)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施市町数	16 (16)	16 (16)	16 (16)
実施個所数	92 (96)	92 (95)	92 (98)

※ ( ) 内は、補助金対象外拠点を含む

(3) 地域子育て支援拠点事業の事務手続の概要

ア. 申請手続

補助金の交付の申請をしようとする市町長は、県が定める日（毎年 1 月末頃）までに、指定の申請書を知事に提出する。なお、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、市町長は変更申請書を知事に提出する必要がある。

イ. 交付決定

知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、市町長に通知する。なお、市町長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

ウ. 実績報告

市町長は、交付の決定のあった日の属する翌年度の 4 月 10 日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 か月を経過した日）までに、指定様式にて補助金にかかる事業実績報告を知事に提出する。

エ. 実績報告書の受理及び補助金交付金額の確定

知事は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、市町長に通知する。

知事は、市町から実績報告の提出を受け、必要な審査を行い、取りまとめを行った上、毎年4月末までに内閣総理大臣に提出する。

オ. 補助金の支払

県は、各市町に対し、交付の決定のあった日の属する翌年度の5月末までに、補助金の支払（精算払）を行う。

(4) 地域子育て支援事業の監査手続

- ア. 地域子育て支援拠点事業に関する説明資料、交付金交付要綱を入手、閲覧するとともに、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。
- イ. 交付申請、交付決定、実績報告書、補助金の決定に係る書類を閲覧した。
- ウ. 各市町から提出された交付申請書、実績報告書と関連資料を突合した。
- エ. 県による市町に対する検査の実施状況についてヒアリングした。

5-3. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

(1) ファミリー・サポート・センター事業の概要

ア. 目的

地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早期・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。

イ. 根拠

子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援交付金交付要綱、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱による。

ウ. 実施主体

各市町

エ. 事業内容

(ア) 基本事業

a. 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かりの援助を受けたいものと援助を行いたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうち、i から iii は必須とし、会員数については20人以上。

- i) 会員の募集、登録その他の会員組織業務

- ii) 相互援助活動の調整・把握等
- iii) 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催
- iv) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- v) 子育て支援関連施設・事業（乳児院、保育所、児童館、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業等）との連絡調整

b. 相互援助活動の内容

- i) 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
- ii) 保育施設等までの送迎
- iii) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- iv) 学校の放課後の子どもの預かり
- v) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
- vi) 買い物等外出の際の子どもの預かり

c. ファミリー・サポート・センターの設置について

各市町村に1か所本部を設置する。政令指定都市以外の市町村については地域の実情に応じて、本部のほかに支部を設置することができる。

d. 実施方法

- i) ファミリー・サポート・センターにアドバイザーを配置する。
- ii) ファミリー・サポート・センターの会則を制定する。
- iii) 会員登録について、年度ごとに更新・整理する。
- iv) 会員間で行う相互援助活動は、両者間の請負又は準委任契約に基づく。
- v) 子どもの事故に備え、補償保険に加入する。
- vi) 子どもの預かり場所は、子どもの安全が確保できる場所として、会員間の合意により決定する。
- vii) 預かる子どもの人数は、援助を行う会員1人につき、原則として1人とする。
- viii) 相互援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するが、適正と認められる額を会則等で定めることができる。
- ix) AED の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習について、援助を行う会員全員に対して必ず実施する。

- x) 緊急救命講習及び事故防止に関する講習について、援助を行う会員全員に対して、少なくとも5年に1回必ず実施し、その他のフォローアップ講習等の実施も含め、相互援助活動の質の維持、向上に努める。
- xi) 市町村単独では、事業実施要件が満たせない場合は、近隣の市町村と合同で事業の全部を実施することにより、事業実施要件を満たすこととしても差し支えない。

(イ) 病児・緊急対応強化事業

a. 事業内容

病児・病児後の預かり、早期・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうち、i からivについては、すべての事業実施を必須。

- i) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- ii) 相互援助活動の調整・把握等
- iii) 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催
- iv) 医療機関との連携体制の整備
- v) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- vi) 子育て支援関連施設・事業（乳児院、保育所、児童館、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業等）との連絡調整

b. 相互援助活動の内容

- i) 病児及び病後児の預かり（必須）
- ii) 宿泊を伴う子どもの預かり
- iii) 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり
- iv) 上記に伴う自宅、保育施設、病児・病後児保育施設等の間の送迎

c. 実施方法

基本事業の実施方法に加えて以下の方法による。

- i) 援助を行う会員へ必要な講習を実施し、修了した会員が活動を行う。
- ii) 医療機関との連携体制の整備
  - ・ 市町村長による都道府県医師会、郡市区医師会等への協力要請
  - ・ 医療アドバイザーとなる医師の選定

- ・ 症状の急変等、緊急時に子どもを受け入れてもらう協力医療機関の選定
- iii) 依頼の受付体制について、1日8時間を超えて依頼の受付を行い、相互援助活動の調整ができる体制にする。
- iv) 病児・病後児の預かりについての留意事項
  - ・ 預かり前又は預かった直後に、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断する。
  - ・ 病児・病後児の預かりは1人とする。
  - ・ アドバイザー等は、相互援助の内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制をとる。
- v) 地域の利用者の利便性を考慮し、事業実施市町村以外の住民が課員登録・利用できるように会則等を定め、周知するよう努める。

#### d. 実施体制

- i) 事業の実施については、基本事業を実施した上で行う。
- ii) 複数市町村での合同実施については、基本事業と同様とする。

(ウ) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭、低所得者、ダブルケア負担の世帯及び障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等（以下、ひとり親家庭等という。）の利用者支援

#### a. 事業内容

ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する場合には、別途加算の対象とする。

#### b. 利用支援の内容

- i) ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、優先して調整する。
- ii) ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員の活動活動時間の制限をなくし、柔軟に対応する。
- iii) ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員への助成をする。
- iv) ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、事前顔合わせ等について、外出することが困難なひとり親家庭等に対して、自宅等への訪問を実施する。

(エ) 預かり手増加のための取組

a. 事業の内容

援助を行う会員を増やす取組を行い、援助を行う会員が前年度と比較して増加した場合、各要件に応じて別途加算する。

b. 加算申請要件

前年度の援助を行う会員数が 19 人以下の場合は 2 人以上、20 人から 199 人の場合は 1 割以上、200 人以上の場合は 20 人以上増加することを要件とする。

c. 取組の内容

- i) 里親や地域ボランティアを行う者が集う場所で事業説明を行うとともに、援助を行う会員として登録を勧める。
- ii) 通常実施する新規会員の募集とは別に、援助を受ける会員について、援助を行う会員となりうる者の掘り起こしを行い、個別に登録を勧める。

オ. 支出内容

(ア) 運営費として、基本事業、病児・緊急対応強化事業、ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合、預かり手増加のための取組加算ごとに補助基準額が定められている。

基本事業については、会員数による基本分と、支部の設置個所数、24 時間以上の講習の実施、土日実施の程度による加算分で構成されている。病児・緊急対応強化事業は、預かり等の利用件数による基本分と近隣市町村会員受入、初年度体制整備による加算分から構成されている。

(イ) 開設準備経費として、改修費等及び礼金及び賃借料について、補助基準額が定められている。

(ウ) 国及び県は、市町の実支出額合計と補助基準額合計のうち、小さい金額のそれぞれ 1/3 を負担する。

(2) ファミリー・サポート・センター事業の実施状況

香川県においては、市については、1 市を除き実施されているが、町については 1 町及び高松市と実施している 2 町を除き実施されていない。

(表Ⅲ-5-3-1: ファミリー・サポート・センター事業費の推移)

(単位: 百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
決算額	11	12	13

(表Ⅲ-5-3-2: ファミリー・サポート・センター事業実施市町の推移)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施市町数	8 (10)	8 (10)	8 (10)

※ ( ) 内は、高松市と実施している町を含めて記載。

(3) ファミリー・サポート・センター事業の事務手続の概要

ア. 申請手続

補助金の交付の申請をしようとする市町長は、県が定める日（毎年1月末頃）までに、指定の申請書を知事に提出する。なお、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、市町長は変更申請書を知事に提出する必要がある。

イ. 交付決定

知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、市町長に通知する。なお、市町長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

ウ. 実績報告

市町長は、交付の決定のあった日の属する翌年度の4月10日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに、指定様式にて補助金にかかる事業実績報告を知事に提出する。

エ. 実績報告書の受理及び補助金交付金額の確定

知事は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、市町長に通知する。

知事は、市町から実績報告の提出を受け、必要な審査を行い、取りまとめを行った上、毎年4月末までに内閣総理大臣に提出する。

オ. 補助金の支払

県は、各市町に対し、交付の決定のあった日の属する翌年度の5月末までに、補助金の支払（精算払）を行う。

(4) ファミリー・サポート・センター事業の監査手続

ア. ファミリー・サポート・センター事業に係る説明資料、交付金交付要綱を入手、閲覧するとともに、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。

(5) 地域子育て推進事業の監査結果

ア.

**【意見】**

地域子育て支援拠点事業における各市町からの実績報告書については、審査の過程で、市町から関連資料を入手し、照合することが望ましい。

県では、各市町からの実績報告書について、各市町から関連資料を入手し確認しようとしている。ただし、令和元年度において、一部の市町については、補助基準額を決定する市町直営の拠点の拠点情報に関する資料（専任職員配置数）を提出しておらず、これらについては、県として口頭で確認した形になっている。今後は、審査に必要な書類として提出してもらえるように事前に市町と調整することが望ましい。

## 6. 児童手当給付事業

### (1) 児童手当給付事業の概要

#### ア. 目的

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

#### イ. 根拠

児童手当法による。

#### ウ. 実施主体

各市町

#### エ. 事業内容

##### (ア) 支給対象者（所得制限額未満である者）

- a. 3歳未満の児童 一律 15,000 円
- b. 3歳以上小学校終了前の児童
  - ① 第1・2子 10,000 円
  - ② 第3子以降 15,000 円
- c. 中学校終了前の児童 一律 10,000 円

##### (イ) 所得制限等

(単位：万円)

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622
1人	660
2人	698
3人	736
4人	774
5人	812

なお、上記所得制限により児童手当を受けられない者に対しては、特例給付金として児童1人につき5,000円の給付がある。

##### (ウ) 費用負担

0歳から3歳未満の被用者

国 16/45、県 4/45、市町 4/45

上記以外

国 2/3、県 1/6、市町 1/6

ただし、公務員の場合は所属庁が負担

(2) 児童手当給付事業の実施状況

香川県においては、受給対象児童数が減少していることもあり、事業費も逡減している。

(表Ⅲ-6-1：児童手当給付事業費の推移)

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
決算額	2,340	2,290	2,241

(3) 児童手当給付事業の事務手続の概要

県における補助金交付関係事務

(ア) 補助金の概算交付決定 (毎年 4 月)

(イ) 概算払い (毎年 5 月、9 月、1 月)

(ウ) 実績報告 (年度末)

(4) 児童手当給付事業の監査手続

ア. 児童手当給付事業について、事業の概要資料、児童手当法を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。

イ. 交付申請、交付決定、概算払い、実績報告、精算払いの各段階における各部署の上席者の承認状況を確認した。

ウ. 実績報告、精算払いについて、各市町からの実績報告書との整合性を検討した。

## 7. 不妊対策推進事業

体外受精等の特定不妊治療、不育症治療に要する費用の一部助成を行うとともに、不妊症や不育症の相談体制を整備するための事業である。

当該事業には以下の事業が含まれている。

- 7-1. 特定不妊治療費助成事業
- 7-2. 不妊・不育症相談センター事業
- 7-3. 不育症治療助成事業

### 7-1. 特定不妊治療費助成事業

#### (1) 特定不妊治療費助成事業の概要

##### ア. 目的

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）に要する費用の一部を県が予算の範囲内で助成することにより、特定不妊治療を受けた夫婦の経済的負担の軽減を図るものである。

##### イ. 根拠

香川県特定不妊治療費助成事業実施要綱による。

##### ウ. 助成対象者

次の①から④の条件をすべて満たす夫婦

- ① 法律上の婚姻をしている県内（高松市を除く。）に居住する夫婦
- ② 特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された夫婦
- ③ 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦
- ④ 前年の所得額が730万円未満の夫婦

##### エ. 県内の実施医療機関（県、高松市が指定）

- ① 厚仁病院（丸亀市）
- ② 四国こどもとおとなの医療センター（善通寺市）
- ③ 安藤レディースクリニック（高松市）
- ④ よつばウイメンズクリニック（高松市）
- ⑤ 高松市立みんなの病院（高松市）
- ⑥ 高松赤十字病院（高松市）

##### オ. 支出の種類

助成金

カ. 助成金額及び回数

区分	内容 (治療区分A~Fの治療内容は※1に記載のとおり)	
国制度による1回当たりの助成額	原則	① 治療区分A、B、D、Eは15万円、C、Fは7万5千円まで助成
	加算	② 初回の治療に限り、①と合わせ30万円まで助成(C、Fを除く)
		③ 男性不妊治療について①、②のほか15万円(初回のみ30万円)まで助成(Cを除く)
県上乗せ助成	通算2回に限り、上記の国制度による助成額に5万円まで上乗せ助成	
通算助成回数	初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が、40歳未満の方は通算6回まで、40歳以上43歳未満の方は通算3回まで助成	

※1 A：新鮮胚移植を実施

B：採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施

C：以前に凍結した胚による胚移植を実施

D：体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

E：受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止

F：採卵したが状態のよい卵が得られない等のため中止

※2 採卵に至らないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は助成対象外

キ. 費用の負担割合

国制度分(国1/2、県1/2)、県上乗せ分(県10/10)

(中核市である高松市については国1/2、高松市1/2)

なお、令和3年1月1日治療終了分からは、国により当該制度の拡充が行われた結果、所得制限が撤廃され、助成額も1回当たり30万円となる等、支援内容が手厚くなっている。

(2) 特定不妊治療費助成事業の実施状況

事業の実施状況は以下のとおりであり、助成対象となる世代人口の減少により、助成金額等が減少傾向にある。

(表Ⅲ-7-1-1：特定不妊治療費助成事業の推移)

(単位：百万円、件、人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
助成金額	107	100	94
助成件数	533	483	481
実人員	344	322	295

### (3) 特定不妊治療費助成事業に係る事務手続の概要

#### ア. 受診時の手続

助成を受けようとする者は、受診時に、特定不妊治療費助成事業受診等証明書、特定不妊治療に要した費用を確認できる書類（領収書等）を、医療機関から入手する。

#### イ. 申請手続

助成を受けようとする者は、居住地を管轄する保健所を經由して特定不妊治療費助成事業申請書に、医療機関で入手した書類を含む関連書類を添付のうえ、知事に治療が終了した日の属する年度内に、申請を行う。ただし、3月中に治療が終了した場合などやむを得ないときは4月末日まで申請することができる。

#### ウ. 助成の決定及び通知

知事は、申請受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額を申請者に通知する。

#### エ. 助成額の支払

助成決定の通知後、県は遅滞なく助成金請求書に記載された申請者の口座に助成額の振込を実施する。

### (4) 特定不妊治療費助成事業の監査手続

ア. 香川県特定不妊治療費助成事業実施要綱、事務処理マニュアル等を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。

イ. 特定不妊治療費助成事業申請書及びその関連書類を閲覧し、申請手続の状況の確認を実施した。

## 7-2. 不妊・不育症相談センター事業

### (1) 不妊・不育症相談センター事業の概要

#### ア. 目的

不妊・不育症で悩む夫婦等を対象に、不妊・不育症治療に関する専門的知識を有する医師等により、夫婦の健康状態に応じた不妊・不育症に関する相談指導を行うとともに、正しい知識の普及を図るものである。

#### イ. 根拠

母子保健医療対策総合支援事業の実施について、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱による。

#### ウ. 対象者

公益社団法人香川県看護協会

#### エ. 支出の種類

業務委託

#### オ. 費用の負担割合

国 1/2、県 1/2

(2) 不妊・不育症相談センター事業の実施状況

事業の実施状況は以下のとおりである。平成 30 年度から不育症治療費助成事業の創設に合わせ、センターの名称を改め相談体制の充実を図ったため、相談件数は増加している。

令和元年度はコロナウイルス感染拡大の影響で来所数が減少し、相談件数は伸び悩んでいる。

(表Ⅲ-7-2-1：不妊・不育症相談センター事業の推移)

(単位：百万円、件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
委託料	1	4	4
相談件数	190	243	185

(3) 不妊・不育症相談センター事業に係る事務手続の概要

ア. 契約締結

知事は、毎年 4 月に、公益社団法人香川県看護協会（以下、「看護協会」）と業務委託契約を締結する。

イ. 月次報告

看護協会は、業務の進捗状況を月次で報告するための、業務進捗状況報告書を翌月に県に提出する。

ウ. 年度報告

看護協会は、翌年の 4 月に事業実績報告書等の年度報告を実施する。

エ. 業務検査

県は委託業務が契約書どおりに履行されているかを確認するため、事業実績報告書等の確認を行う。

オ. 委託料の支払い

業務検査後、県は委託料の全額を看護協会に支払う。

国の負担分は、後から県に入金される。

(4) 不妊・不育症相談センター事業の監査手続

ア. 委託業務契約書、事務処理マニュアル等を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。

イ. 業務委託契約書を閲覧し、委託契約内容の確認を実施した。

ウ. 業務進捗状況報告書を閲覧し、毎月の作成状況についての確認を実施した。

エ. 事業実績報告書を閲覧し、業務進捗状況報告書との整合性の確認を実施した。業務委託契約書と支払に係る伺書を閲覧し、支払金額が業務委託契約書と合致しているかの確認を実施した。

### 7-3. 不育症治療助成事業

#### (1) 不育症治療助成事業の概要

##### ア. 目的

妊娠はするが流産等を繰り返す不育症に悩む夫婦に対して、不育症治療に必要な費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るものである。

##### イ. 根拠

香川県不育症治療費助成事業実施要綱による。

##### ウ. 助成対象者

県内に居住し、医師により不育症治療が必要と診断された者

##### エ. 助成対象費用

国内の医療機関において妊娠期間中に不育症治療として行うヘパリン療法の経費のうち、医療機関及び調剤薬局で支払った自己負担額

(1回の妊娠期間中につき15万円を上限)

##### オ. 費用の負担割合

全額県負担

#### (2) 不育症治療助成事業の実施状況

事業の実施状況は以下のとおりである。事業が開始されたのは平成30年度からのため、平成29年度の実績はない。

(表Ⅲ-7-3-1：不育症治療助成事業の推移)

(単位：百万円、件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
助成額	-	0.9	0.7
助成件数	-	9	8

#### (3) 不育症治療助成事業に係る事務手続の概要

##### ア. 受診時の手続

助成を受けようとする者は、受診時に、不育症治療費助成事業受診等証明書、不育症治療費助成申請額(自己負担額)証明書を、医療機関から入手する。

##### イ. 申請手続

助成を受けようとする者は、不育症治療費助成申請書に、医療機関で入手した書類を含む関連書類を添付のうえ、治療が終了した日から3月以内に県に申請を行う。

ウ. 助成の決定及び通知

知事は、申請受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額を申請者に通知する。

エ. 助成額の支払

助成決定の通知後、県は遅滞なく助成金請求書に記載された申請者の口座に助成額の振込を実施する。

(4) 不育症治療助成事業の監査手続

ア. 香川県不育症治療費助成事業実施要綱、事務処理マニュアル等を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。

イ. 不育症治療費助成申請書及びその関連書類を閲覧した。

## 8. 小児慢性特定疾病対策事業

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、その医療費の自己負担分の一部を助成し、患児家庭の医療費の経済的負担軽減を図るとともに、家族の療養負担軽減、長期療養児童の自立や成長支援について、地域の社会資源を活用するとともに、利用者の環境等に応じた支援を行うことを目的とした事業である。

当事業には、以下の事業が含まれている。

- 8-1. 小児慢性特定疾病医療支援
- 8-2. 療養生活支援事業
- 8-3. 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

### 8-1. 小児慢性特定疾病医療支援

#### (1) 小児慢性特定疾病医療支援の概要

##### ア. 目的

児童等の慢性疾病のうち、国が指定した疾病の医療に係る費用の自己負担分の一部を県が助成し、小児慢性特定疾病児童等の家族の経済的負担軽減を図ることである。

##### イ. 根拠

児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則のもと、香川県小児慢性特定疾病対策事業実施要綱による。

##### ウ. 実施主体

香川県

##### エ. 内容

##### (ア) 支出の内容

小児慢性特定疾病児童等の医療にかかる医療費用等の自己負担額上限額を超える医療費部分を国と県が半分ずつ負担するものである。

なお、診療（調剤）報酬の支払事務を委託している香川県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金からの毎月の請求に基づき、診療（調剤）報酬の支払に要した額を支出し、その2分の1に相当する額が国庫負担金として県に支払われる。

##### (イ) 費用の負担割合

国 1/2、県 1/2 である。

##### (ウ) 対象者

高松市を除く（※1）香川県に居住する18歳未満（※2）の小児慢性特定疾病児童等（※3）。

※1 高松市は中核市であるため、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援につき、市が実施主体となる。

※2 18歳到達時点において指定小児慢性特定疾病医療支援（小児慢性特定疾病医療支援のうち、支給認定時に知事により選定された指定医療機関から受ける医療であって、当該支給認定に係る小児慢性特定疾病に係るもの。）を受けており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20歳到達までの者を含む。

※3 小児慢性特定疾病児童等：小児慢性特定疾病に罹患しており、一定の要件を満たし厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度である児童等。

一定の要件とは、慢性に経過する疾病であること、生命を長期に脅かす疾病であること、症状や治療が長期にわたり生活の質を低下させる疾病であること、長期にわたり高額な医療費の負担が続く疾病であること、の全ての要件を満たし、厚生労働大臣が定めるものとされている。

また、対象疾病には、悪性新生物、慢性腎疾患、呼吸器疾患、心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病等16の疾患群、762疾病（令和元年7月1日時点）が提示されている。

(エ) 対象範囲

小児慢性特定疾病及び当該小児慢性特定疾病に付随して発生する傷病に関する医療であり、以下のものを支援の対象範囲としている。

(i) 診察

(ii) 薬剤又は治療材料の支給

(iii) 医学的処置、手術及びその他の治療

(iv) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護

(v) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

(vi) 移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。）

(オ) 自己負担上限月額

下表のとおりである。

(単位：円)

医療受給者証上の記載	階層区分の基準  ( ) 内の数字は、夫婦2人子1人世帯の場合における年収の目安		自己負担上限額 (患者負担割合：2割、外来+入院)		
			原則		
			一般	重症患者 (※)	人工呼吸器等 装着者
I	生活保護		0	0	0
II	市町村民 税非課税 (世帯)	低所得Ⅰ (～80万円)	1,250	1,250	500
III		低所得Ⅱ (80万円超～)	2,500	2,500	
IV	一般所得Ⅰ 市町村民税課税以上 7.1万円未満 (約200万円～約430万円)		5,000	2,500	
V	一般所得Ⅱ 市町村民税約7.1万円以上 25.1万円未満 (約430万円～約850万円)		10,000	5,000	
VI	上位所得 市町村民税25.1万円以上 (約850万円～)		15,000	10,000	
入院時の食費			1/2 自己負担		

※重症：①高額な医療が長期的に継続する者（医療費総額が5万円/月（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月）を超えた月が年間6回以上ある場合）、②重症患者基準に適合する者、のいずれかに該当

(表Ⅲ-8-1-1：小児慢性特定疾病医療支援費の推移)

(単位：百万円)

小児慢性特定疾病医療支援	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
扶助費	106	125	94
その他事務費	3	5	1
合計	109	130	95

## (2) 小児慢性特定疾病医療支援の実施状況

小児慢性特定疾病医療支援費は、直近 3 年間では、100 百万円前後で推移しており、年によって金額の増減は多少あるものの、支給対象者家庭の所得水準や重症度、利用頻度によって変動するものである。給付人数は大きく変動していない。

(表Ⅲ-8-1-2：小児慢性特定疾病医療支援給付の推移)

内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
給付人数 (人)	437	435	438
1 人あたり平均給付額 (千円) ※	243	287	214

※ (表Ⅲ-8-1-1) 扶助費 (百万円) / 給付人数 (人)

(表Ⅲ-8-1-3：疾患群別給付人員 (令和元年度))

悪性 新生物	慢性 腎疾患	慢性 呼吸器疾患	慢性 心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性 代謝異常	
72	30	6	32	137	17	33	18	
血液疾患	免疫疾患	神経・ 筋疾患	慢性 消化器疾患	染色体又は遺 伝子に変化を 伴う症候群	皮膚疾患	骨系統 疾患	脈管系 疾患	合計
5	2	42	29	6	3	6	0	438

## (3) 小児慢性特定疾病医療支援に係る事務手続の概要

## ア. 支給認定にかかる事務手続

## (ア) 支給認定の申請

小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けようとする申請者は、「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書 (支給認定申請書)」に、次の①から④までの書類を添付の上、知事に申請する。その際、申請場所は各保健所である。

- ① 指定医が作成した医療意見書
- ② 小児慢性特定疾病に係る医療費助成申請における医療意見書の研究等への利用についての同意書 (同意する場合のみ)

③ 支給認定に係る小慢児童等の属する支給認定世帯の所得の状況等が確認できる資料（たとえば、市町村民税の課税状況が確認できる資料、市町村民税世帯非課税世帯については受給者に係る収入の状況が確認できる資料等）。

④ 小児慢性特定疾病医療保険者照会同意書（必要な場合のみ）

医師が医療意見書の作成に日時を要する場合には、あらかじめ支給認定申請書だけでも受理する等、申請者の不利にならないような措置を講じる。

また、重症患者区分該当、人工呼吸器等装置者区分該当、自己負担上限月額の特例該当、成長ホルモン治療を行う場合、寡婦控除等のみなし適用を受ける場合には、支給認定申請時に、それぞれ必要書類を提出する。

(イ) 支給認定

申請を受け付けた保健所は、申請書及びその添付書類を県（健康福祉部子ども家庭課）に進達し、県は、申請書類を受領、確認、システム入力の上、小児慢性特定疾病専門審査員へ持参する。

小児慢性特定疾病専門審査員に行ったよる審査が行われ、小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定が行われる。

(ウ) 認定結果の通知

a 支給認定の場合

支給認定がされれば、県（健康福祉部子ども家庭課）担当者は、小児慢性特定疾病医療受給者証（「受給者証」）を作成し、保健所宛てに送付する。

なお、受給者証には、適用となる指定小児慢性特定疾病医療支援に係る自己負担上限月額を記載する。また、指定小児慢性特定疾病医療支援に係る自己負担額を管理するため、自己負担上限額管理票（管理票）を受給者に交付する。

保健所は、受給者証を受領後、申請者へ発送する。

b 支給不認定の場合

支給認定をしないこととするときは、あらかじめ、法第19条の4第1項に規定する小児慢性特定疾病審査会に審査を求めなければならない。

支給認定をしないことと判断した場合には、当該申請者及び指定医、保健所に対して、支給認定をしない旨の通知書を交付する。

(エ) 支給認定の変更

受給者が支給認定の変更の申請を行うに当たっては、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（変更）に、変更のあった事項を記載

し、変更の生じた理由を証明する書類及び受給者証を添付の上、知事に申請するものとする。

①自己負担上限月額の変更（階層区分の変更並びに重症患者等区分及び按分特例の適用により自己負担上限月額の変更を伴う場合に限る。）、②受療を希望する指定医療機関の変更若しくは追加、及び③支給認定に係る小児慢性特定疾病の名称の変更若しくは追加が必要な場合は、支給認定申請書の提出を要する。①～③以外の変更については、記載事項変更届により届け出るものとする。

知事は、変更の必要があると判断した場合、申請を行った受給者に対して変更内容を反映した受給者証を交付する。なお、変更の必要がないと判断した場合は、変更の申請を行った受給者に対して、支給認定の変更の認定を行わない旨の通知書を交付する。

(オ) 支給認定の更新

受給者が、支給認定の有効期間の終了（原則、申請受理日から1年以内）に際し、支給認定の更新（「更新」）の申請を行うに当たっては、支給認定申請書に、指定医が作成した医療意見書、当該申請に係る小慢児童等の属する支給認定世帯全員の被保険者証等の写し及び当該支給認定世帯の所得の状況等が確認できる資料、医療保険者照会同意書（必要な場合のみ）を添付の上、知事に申請するものとする。

知事は、更新を認める場合は、当該申請を行った受給者に対して、更新後の新たな受給者証を交付する。また、更新を認めないこととする場合は、必ず、あらかじめ審査会に更新の要否等についての審査を求めた上で、当該申請を行った受給者に対して、更新を認めない旨の通知書を交付する。

イ. 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定にかかる事務手続

(ア) 指定の申請

高松市を除く香川県に所在する医療機関であって、法第19条の9第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を申請しようとする者（「申請者」）は「指定小児慢性特定疾病医療機関」指定申請書を知事に提出する。

(イ) 指定の審査及び決定

県は、所要の審査を行い、審査した結果の通知を、速やかに申請者へ通知する。

指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。ただし、指定の決定をした日がその属する月の初日であった場合、当月からの指定とする。

(ウ) 指定の更新

指定医療機関の更新をしようとする者（「更新申請者」）は「指定小児慢性特定疾病医療機関」更新申請書を知事に提出する。

県は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、速やかに更新申請者へ通知する。

ウ. 小児慢性特定疾病指定医（※）の指定にかかる事務手続

※ 小児慢性特定疾病指定医は、次の①②の職務等を行う。

① 小児慢性特定疾病の患者が小児慢性特定疾病にかかっていること及びその疾病の状態が厚生労働省告示第 475 号に定める程度であることを証明する医療意見書を作成すること。

② 法第 21 条の 4 第 1 項の規定に基づき国が推進する疾病児童等健全な育成に資する調査及び研究に協力すること。具体的には、当該調査及び研究に資する情報の提供を行うこと。

(ア) 指定の申請

高松市を除く香川県に所在する医療機関に勤務する医師であって、小児慢性特定疾病指定医の指定の申請を行おうとする者は、指定医指定申請書に、医師免許証の写し、専門医に認定されていることを証明する書面又は小慢指定医育成研修の修了を証する書面の写し等の書類を添付して知事に提出する。ただし、証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を求めなくてもよい。また、複数の医療機関に勤務する場合であってその勤務地の都道府県等が異なる場合には、各々の都道府県知事に提出が必要である。なお、指定申請書には、医療意見書を作成することが想定される医療機関については、すべて記載させること。

(イ) 指定の決定

知事は、小慢指定医の指定をしたときは、医師氏名、診療に従事する医療機関の名称及び所在地等、所定の事項を記載した小児慢性特定疾病指定医指定通知書を当該指定医に交付するとともに、これらの事項を公表する。

(ウ) 指定の更新

指定医は、その指定を受けた日から 5 年を超えない日までの間に、小児慢性特定疾病指定医更新申請書により、更新の申請を行うものとする。

申請者より指定医更新申請書の提出があった場合には、小児慢性特定疾病指定医指定通知書（更新）又は指定を行わない旨の通知書を当該申請者に対して交付する。

## エ. 指定医療機関における診療報酬の請求及び支払にかかる事務手続

### (ア) 診療報酬の申請

指定医療機関は、診療報酬の請求を行うに当たっては、診療報酬請求書に診療報酬明細書を添付のうえ、当該指定医療機関所在地の社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提出する。

### (イ) 診療報酬の審査、決定及び支払

診療報酬の審査については、社会保険診療報酬支払基金香川支部長との間において昭和28年5月31日に締結した生活保護法等公費負担医療に係る審査支払事務に関する委託契約及び香川県国民健康保険団体連合会理事長との間において平成5年4月1日に締結した公費負担医療に係る診療報酬の審査支払事務に関する委託契約の定めるところによる。

### (ウ) 受給者からの医療費の請求

やむを得ない事由により、公費負担となるべき費用の全部又は一部を受給者が医療機関に支払った場合は、受給者の請求に基づき、当該費用の額を受給者に交付することができる。この場合、小児慢性特定疾病医療費請求書及び小児慢性特定疾病医療費証明書により知事に請求するものとする。

## (4) 小児慢性特定疾病医療支援にかかる監査手続

- ア. 香川県小児慢性特定疾病対策事業実施要綱、関係法令等を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。
- イ. 支給申請書及び添付書類をサンプルで閲覧し、必要書類の整備状況の確認を実施した。
- ウ. 支払に係る伺書を閲覧し、支払金額が実績報告書に整合しているかの確認を実施した。

## 8-2. 療養生活支援事業

### (1) 療養生活支援事業の概要

#### ア. 目的

小児慢性特定疾病等で NICU 等に長期入院後に在宅療養中の患児（以下「患児」という。）及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、患児の在宅療養中の定期的医学管理及びその保護者の労力の一時支援を行うことを目的とする。

#### イ. 根拠

香川県小児慢性特定疾病重症患児等療養生活支援事業実施要綱、香川県

小児慢性特定疾病重症患児等療養生活支援事業取扱要領及び香川県小児慢性特定疾病重症患児等療養生活支援事業費補助金交付要綱による。

ウ. 実施主体

知事が適当と認める者（「事業者」）が行う。

香川県では、四国こどもとおとなの医療センター及び令和元年度から香川大学医学部附属病院が指定され、事業を実施している。

エ. 内容

事業者が、患児の定期的医学管理に努めるとともに、保護者の日々の疲れ、冠婚葬祭、旅行等の事由により在宅療養の継続が一時的に困難な状況にある患児を保護者の要請に応じて、その施設において一時的に受け入れるものである。詳細は下記のとおりである。

(ア) 事業者

事業者	確保病床	
	病床区分	病床数
独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター	一般病床	1床
香川大学医学部附属病院	一般病床	1床

(イ) 支出の内容

事業者の事業にかかる病床確保、看護師等確保、患児受入れの際にかかる経費等を支出するものである。

a 経費及び補助率は下表のとおりである。

(別表 1)

1. 基準額	2. 対象経費	3. 補助率
(1) 病床確保経費 1日1床あたり 29,110円×病床確保数/日×病床確保日数	(1) 療養生活支援事業に必要な次に掲げる病床確保に係る経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費（衣料品費、診療材料費、給食材料費）、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費、委託費、減価償却費	3分の1
(2) 看護師等確保経費 看護師1日11,670円 ×患児受入日数	(2) 療養生活支援事業に必要な次に掲げる看護師等の確保に係る経費（患児を受け入れた場合に限る。） 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、報償費、社会保険料	

(別表 2)

1. 基準額	2. 補助率
(1) 病床確保経費 1日1床あたり 29,110 円× 患児受入延人数 (延利用病床数)	3分の2
(2) 看護師等確保経費 1日あたり 11,670 円×患児受入日数	

b 交付額

- (i) 別表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (ii) (i)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。
- (iii) (ii)により選定された額に別表 1 の第 3 欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。
- (iv) 患児を受け入れた場合に限り、(iii)の交付額に、別表 2 の第 1 欄に定める補助率を乗じた額を加算できる。ただし、加算の額は、別表 1 の第 2 欄に定める対象経費を超えないものとする。

(ウ) 費用の負担割合

- 国：別表 1 により算定される部分を負担
- 県：別表 2 により算定される部分を負担

(エ) 対象者

患児であり、香川県内に住所を有する中学生までの小児であつて、次のいずれかに該当するものである。

- (i) NICU 退院後等で病状が不安定な状態にあること
- (ii) 気管切開、経管栄養等のため医療的ケアが日常的に必要な状態にあること

(オ) 受入期間・受入回数等

1 回の受入期間は、日中の 1 日間を原則とする。  
ただし、登録患児の移送時間、病状等のほか、保護者が受け入れを求める事由を勘案し延長が必要と認められるときは、当該受入日の前後の日についても受入期間とすることができる。

患児一人あたりの利用日数は、年間 30 日以内とする。

(カ) 利用者負担費用

無料とする。  
ただし、事業者が手配した日用品、食事等を利用する場合、事業者はこの経費を利用者から徴収することができるものとする。  
登録患児の移送に要する経費は、保護者の負担とする。

(表Ⅲ－8－2－1：療養生活支援事業費の推移)

(単位：百万円)

小児慢性特定疾病医療支援	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
補助金	4	6	5
合計	4	6	5

## (2) 療養生活支援事業の実施状況

平成 30 年度までは利用者はなかったが、県が利用者の利便性の向上の観点から、「冠婚葬祭」に限らず利用できるように利用要件を緩和したことから、令和元年度では利用実績が発生している。また、令和元年度より香川大学医学部附属病院も実施対象施設として加えるなど、さらなる利便性の向上を図っている。また、平成 30 年度までは、病室ベッド確保の定額固定費を毎年支出していたが、令和元年度より、定額固定費を下げ、利用実績に応じた補助部分を引き上げる等の変更により、利用実績をより反映した支払へと変更している。

(表 8-2-2：療養生活支援事業利用状況等の推移)

(単位：人、件)

対象施設		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
四国子どもとおとなの医療センター	登録者数	3	3	6
	利用実績	0	0	5
香川大学医学部附属病院	登録者数	-	-	5
	利用実績	-	-	14

## (3) 療養生活支援事業に係る事務手続の概要

## ア. 支給認定にかかる事務手続

## (ア) 事業計画の提出

この補助金の交付を受けようとする者は、事業計画書に、事業計画調書及びその他必要書類を、知事に提出する。

## (イ) 補助金交付申請

毎年 7 月、国庫補助金の内示を受け、事業者には補助金の内示を行う。

補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書に必要な添付書類（補助金所要額調書、事業計画調書、当該事業に係る歳入歳出予算（見込）書の抄本、その他知事が必要と認める書類）を添えて、知事に提出する。

また、翌 1 月、国庫補助金の変更内示を受け、事業者には補助金の変更内示を行う。事業者は、変更のある場合、変更交付申請を知事に提出する。

(ウ) 交付決定

毎年3月、知事は、国庫補助金の交付決定を受け、交付申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、当該申請者に対し通知する。

(エ) 事業報告

事業者は、実績報告書及び添付書類（補助金所要額精算書、当該事業に係る歳入歳出決算（見込）、その他知事が必要と認める書類）を、事業完了日から20日経過する日又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに知事に提出する。

(オ) 補助金交付決定及び支払

知事は、実績報告があった場合において、その内容を審査し適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し通知する。

補助事業者は前項の通知を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を知事に提出する。

知事は、前項の請求書の提出があった場合において、その内容を審査し適当と認める場合、補助金を精算払いする。

イ. 利用者利用にかかる事務手続

(ア) 事前登録

療養生活支援事業の利用を希望する重症患児等の保護者（「保護者」）は、登録申込書及び必要書類等を提出し、事前に利用の登録申請を行う。

事業者は、保護者からの申し込みが適当と認めた場合、その患児を登録するとともに、当該保護者に通知する。

(イ) 受入

利用を希望する際、登録患児の受け入れを希望する保護者は事業者が別に定めるところにより、申込みを行う。

事業者は、申し込みがあった場合、確保病床の数の範囲内で受け入れる。

(4) 療養生活支援事業にかかる監査手続

ア. 香川県小児慢性特定疾病重症患者等療養生活支援事業実施要綱、同補助金交付要綱、同取扱要領を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。

### 8-3. 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

#### (1) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の概要

##### ア. 目的

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行うことを目的とする。

##### イ. 根拠

児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則のもと、香川県小児慢性特定疾病対策事業実施要綱による。

##### ウ. 実施主体

香川県

ただし、知事は、事業実施にあたり、適切な者に委託することができる。

##### エ. 費用の負担割合

国 1/2、県 1/2

##### オ. 内容

事業内容については、下表のとおりである。

(香川県小児慢性特定疾病対策事業実施要綱 VII 第3 事業内容)

	事業
1	慢性疾病児童等地域支援協議会運営事業
2	相談支援事業（必須事業）
3	小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援（必須事業）
4	任意事業

##### (ア) 慢性疾病児童等地域支援協議会運営事業

市町（保健・福祉部局）、保健所、医療機関、教育機関、就労支援機関、事業者、慢性疾病児童等を支援する NPO 団体・ボランティア団体、患者・家族の会、慢性疾病児童等自立支援員等を構成員とした慢性疾病児童等地域支援協議会（「協議会」）を構成する。

母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱に定めるところによる。

##### (イ) 相談支援事業（必須事業）

###### a 目的

小児慢性特定疾病児童等とその家族について、適切な療養の確保、自立心の確立、必要な情報の提供等の便宜を供与することで、日常生活上での悩みや不安等の解消及び小児慢性特定疾病児童等の健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

###### b 実施内容

小児慢性特定疾病児童等とその家族の持つ様々なニーズに対応した相談支援を実施する。

(相談支援例)

項目	内容
療育相談指導	医師等が医療機関からの療育指導連絡票に基づき、小児慢性特定疾病児童等の家族に対して家庭看護、食事・栄養及び歯科保健に関する指導を行うとともに、福祉制度の紹介、精神的支援、学校との連絡調整、その他日常生活に関し必要な内容について相談を行う。
巡回相談指導	現状では福祉の措置の適用が困難なため、やむを得ず家庭における療育を余儀なくされていて在宅指導の必要がある小児慢性特定疾病児童等に対し、嘱託の専門医師等により療育指導班を編制し、関係各機関と連絡調整の上出張又は巡回して相談指導を行い、必要に応じ訪問指導を実施する。
ピアカウンセリング	小児慢性特定疾病児童等の養育経験者が、日常生活や学校生活を送る上での相談や助言を行い、小児慢性特定疾病児童の家族の不安の解消を図る。
自立心の育成相談	小児慢性特定疾病児童等は、疾病を抱えながら社会と関わるため、症状などの自覚及び家族や周囲との関係構築の方法など、自立に向けた心理面の相談を行う。
学校、企業等の地域関係者からの相談への対応、情報提供	小児慢性特定疾病児童等を受け入れる学校、企業等への相談援助、疾病について理解促進のための情報提供・周知啓発等を行う。

(ウ) 小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援（必須事業）

a 目的

小児慢性特定疾病児童等の成人後の状況を見ると、多くの者が就労し、又は主婦等として自立した生活を営んでいるが、一方、求職活動を行ったが就労できない者等もいるなど、成人期に向けた切れ目のない支援により、一層の自立促進を図る必要がある。このため、小児慢性特定疾病児童等自立支援員（「自立支援員」）による各種支援策の利用計画の作成、関係機関との連絡調整等を実施することにより、自立・就労の円滑化を図る。

b 実施内容

(業務内容例)

項目	内容
自立支援に係る各種支援策の利用計画の作成・フォローアップ	小児慢性特定疾病児童等の状況・希望等を踏まえ、自立・就労に向け、地域における各種支援策の活用についての実施機関との調整、小児慢性特定疾病児童等が自立に向けた計画を策定することの支援及びフォローアップ等を実施する。
関係機関との連絡調整等	小児慢性特定疾病児童等への個別支援として、学校、企業等との連絡調整、各種機関・団体の実施している支援策についての情報の提供等を行う。
協議会への参加	協議会の構成員として、協議に参加し、取組の報告及び意見陳述等を行う。

c 自立支援員の要件等

業務内容に照らし、業務を適切に実施できる者であればよく、特段の資格要件等は設けない。

d 対象者

事業の目的を踏まえ、成人後に、生活の自立や一般就労が可能と考えられる児童等のうち、円滑な自立・就労への移行のために、個別支援を行うことが必要と考えられる者を主な対象とする。具体的には、一般就労を希望するものの一般就労に至らない症状及び発達の程度の小児慢性特定疾病児童等を想定している。その他、親を亡くしたこと等の事情により、個別の自立支援の必要性が比較的高い小児慢性特定疾病児童等も支援の対象にするなど配慮することも考えられる。

(エ) 任意事業

a 目的

療養や介護者の支援、相互交流や就職の取組、その他の自立支援の事業を行うことにより、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進を図ることを目的とする。

b 実施内容

小児慢性特定疾病児童等とその家族の状況や取組における関連類似施策の実施状況等や地域の実情を踏まえて、以下香川県小児慢性特定疾病対策事業実施要綱別表4に示す事業の中から選択して実施する。

(香川県小児慢性特定疾病対策事業実施要綱別表 4

## 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 任意事業)

事業名	目的
療養生活支援事業	小児慢性特定疾病児童等及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、小慢児童等の日中における居場所を確保し、療養生活の改善を図る。
相互交流支援事業	小児慢性特定疾病児童等が相互に交流することで、コミュニケーション能力の向上、情報の交換、または、ボランティア等との関わりによって、児童に社会性を身につけさせることなどにより、自立の促進を図る。
就職支援事業	働く意欲がありながら、長期にわたり慢性的な疾病にり患しているために就労阻害要因を抱えている小慢児童等に対して、地域の関係者が連携して就労又は将来の就労につなげることや慢性的な疾病にり患している者の一般就労の機会の拡大を図り、もって慢性的な疾病を抱えている患児の自立と社会参加の一層の推進を図る。
介護者支援事業	小児慢性特定疾病児童等の介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ることにより、小慢児童等の療養生活の改善及び家庭環境の向上を図り、もって小児慢性特定疾病児童等の福祉を向上させる。
その他自立支援事業	慢性的な疾病を抱えるため、学校生活などでの教育や社会性の涵養に遅れが生じ、自立を阻害されている児童等について、上記に掲げる事業以外の必要な支援を行う。

(表Ⅲ－8－3－1：小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費の推移)

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
決算額	0.5	0.6	0.5

## (2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施状況

令和元年度は、相談支援事業、自立支援員による支援を実施した。相互交流支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で開催は中止となった。

相談支援事業については、各保健所において、実施している。

自立支援員による支援については、社会福祉法人香川県手をつなぐ育成会に委託し実施している。

ア. 相談支援事業の実施状況

各保健所の窓口における相談支援のほか、医療機関からの療育指導連絡票に基づく療育相談指導を行っている。

(表 8-3-2 : 療育相談指導実施状況の推移)

(単位 : 件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
療育相談指導	8	10	15

イ. 小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援の実施状況

相談窓口を設置し、毎月第 2・4 水曜日の 9 時から 16 時までの間、電話相談等に応じている。

(表 8-3-3 : 小児慢性特定疾病児童等自立支援員による電話相談の推移)

(単位 : 件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談	23	8	17

ウ. 相互交流支援事業

平成 29 年度、平成 30 年度ともに年 2 回の交流会を開催している。令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で開催は中止となった。

(3) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に係る事務手続の概要

ア. 事業の委託に関する事務手続

(ア) 委託先選定

業務の性質上、小児慢性特定疾病患者及びその家族の疾病や生活支援に関する高度の専門性(知識・技術・経験)と医療機関、公共職業安定所との連携・調整機能を有する必要があるため、県内でこの要件を満たす団体は、県からの委託により「香川県難病就業支援センターかがやき」を設置、運営している「社会福祉法人香川県手をつなぐ育成会」のみである。

(イ) 事業の実施報告

県は、事業委託者から、事業実施報告書(四半期ごと)及び成果報告書(年度末)により、事業の実施報告を受ける。

(ウ) 委託料の支払い

本委託業務については、人件費等の経費が含まれる等の要件を満たすことから、前金払としており、年度当初に委託料全額を支払う。

なお、年度末に履行確認をし、必要に応じて精算を行っている。

(4) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業にかかる監査手続

- ア. 香川県小児慢性特定疾病対策事業実施要綱、関係法令等を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。
- イ. 支払に係る伺書を閲覧し、支払金額が実績報告書に整合しているかの確認を実施した。

(5) 小児慢性特定疾病対策事業の監査結果

ア.

**【意見】**

小児慢性特定疾病医療費受給者が、受給者証に記載された指定医療機関以外を利用する場合でも、追加の申請手続が不要となるような仕組みを研究されることが望ましい。

現在、小児慢性特定疾病医療費受給者は、原則、受給者証に記載された指定医療機関での受診の場合のみ、医療費の助成を受けられる。受給者証に記載されていない医療機関を受診する場合は、受診当日、指定医療機関変更申請の意思表示をすれば、後日の変更申請手続でも医療費の助成を受けられるものの、追加の申請手続が必要な仕組みとなっている。受給者証に記載されていない医療機関を受診した場合でも、追加の申請手続が不要であれば、利用者にとって明らかに利便性は高い。一方、追加の申請手続が不要となると、保健所に病状等をはじめとした児童の状況変化に関する情報が入らなくなり、適時にきめ細かいフォローがしにくくなる等のデメリットも想定される。

他の自治体においては、受給者証に記載されていない医療機関を受診する際の追加の申請手続を不要としたり、全国の小児慢性特定疾病指定医療機関を利用可能としている場合がある。香川県においても、従前どおりの情報が保健所に入るような情報伝達経路の整備等、デメリットを解消しつつ追加の申請手続が不要となるような仕組みを研究されることが望ましい。

## 9. 保育所施設型給付費

### (1) 保育所施設型給付費の概要

#### ア. 目的

市町が支弁する施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）及び地域型保育給付（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業内保育）に対し、人件費・事業費・管理費の施設の運営に関する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。

#### イ. 根拠

子ども・子育て支援法による。

#### ウ. 対象事業

##### (ア) 施設型給付費等

①子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の規定に基づく施設型給付費（市町以外の者が設置する施設に係るものに限る。以下同じ。）

②子ども・子育て支援法第 28 条第 1 項の規定に基づく特例施設型給付費（市町以外の者が設置する施設に係るものに限る。以下同じ。）

##### (イ) 地域型保育給付費等

①子ども・子育て支援法第 29 条第 1 項の規定に基づく地域型保育給付費

②子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項の規定に基づく特例地域型保育給付費

##### (ウ) 子ども・子育て支援法附則第 6 条第 1 項の規定に基づく委託

#### エ. 対象施設

(ア) 認定こども園（0～5 歳）

(イ) 幼稚園（3～5 歳）

※ 子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を除く。

(ウ) 保育所（0～5 歳）

(エ) 小規模保育等（原則 0～2 歳）

#### オ. 給付の基本構造

内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（公定価格）から政令で定める額を限度として市町が定める額（利用者負担）を控除した額が各施設への給付額となる。

国・県・市町の負担については、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（公定価格）から、政令で定める額（国が定める利用者負担の限度額）を控除した額を、概ね 2 対 1 対 1 の割合（年齢区分及び年齢区分により異なる）で負担する。

なお、公定価格は地域区分・定員区分・認定区分・年齢区分を加味して算出した子ども 1 人当たりの教育・保育に通常要する費用に、職員の配置・事業の実施体制・地域の実情等を加味した各種加算項目を加えて算出される。

(表Ⅲ-9-1：保育所施設型給付費事業費（市町別）の推移)

※ 子どものための教育・保育給付費県費負担金及び子どものための教育・保育給付費地方単独費にかかる交付額

(単位：百万円)

市町名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高松市	1,268	1,455	1,678
丸亀市	288	331	335
坂出市	155	166	185
善通寺市	106	99	107
観音寺市	177	196	222
さぬき市	109	126	164
東かがわ市	66	82	79
三豊市	25	43	46
土庄町	22	21	21
小豆島町	33	28	37
三木町	107	104	118
直島町	-	-	-
宇多津町	99	111	131
綾川町	1	2	1
琴平町	15	18	19
多度津町	110	101	117
まんのう町	30	24	25
合計	2,611	2,907	3,285

## (2) 保育所施設型給付費の実施状況

事業の実施状況は以下のとおりであり、直近 3 ヶ年で増加傾向にあるものの、いずれの年度においても、直島町は私立保育所等が存在しないため、当該事業における交付実績はない。

(表Ⅲ-9-2：保育所施設型給付費交付実績の推移)

※ 子どものための教育・保育給付費県費負担金及び子どものための教育・保育給付費地方単独費にかかる交付額

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
交付実績	2,611	2,908	3,285
交付対象市町数	16	16	16

### (3) 保育所施設型給付費事務手続の概要

#### ア. 交付の申請

市町長は、県費負担金等（子どものための教育・保育給付費県費負担金及び子どものための教育・保育給付費地方単独費（以下、同様）の交付の申請をしようとするときには、県が定める日（例年9月末頃）までに申告書を知事に提出しなければならない。

#### イ. 交付の決定

知事は、交付申請があったときは、その申請の内容を審査し、県費負担金等を交付すべきものと認めたときは、当該年度の予算の範囲内において交付を決定し、市町長に書面により通知するものとする。

知事は、県費負担金等の交付決定をする場合において、県費負担金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

#### ウ. 実績報告

市町長は、県費負担金等の実績報告について、交付の決定のあった日の属する会計年度の翌年度の6月末日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

#### エ. 額の確定

知事は、実績報告を受けた場合には、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が県費負担金等の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき県費負担金等の額を確定し、市町長に書面により通知するものとする。

### (4) 監査手続

(ア) 子どものための教育・保育給付交付金交付要綱、子どものための教育・保育給付費県費負担金等交付要綱、事務処理マニュアルを入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。

(イ) (ア)を踏まえて、公定価格の概要・各市町の利用者負担額の概要・実績報告書・支弁台帳・県及び市町での監査手続概要・市町からの支払プロセスの概要について追加ヒアリングを実施した。

(ウ) 各市町の支弁台帳と実績報告書について突合を実施した。

(エ) 各市町での利用者負担額の算出根拠資料を閲覧した。

(5) 保育所施設型給付費の監査結果

ア.

**【意見】**

市町からの施設への給付費の毎月の支払について、各月の支払時点で、認定が行われていない加算項目については、従前の実績等から判断して認定の可能性が高いと思われる場合は、概算で支給することができる。ただし、市町によっては、施設と協議の上、加算項目の一部を概算で支給せず、加算認定後に、遡及して支給している。

当該事業は、各市町が実施の主体であるため、県として支払方法についての指導等の権限はないものの、毎月支払で概算払いを利用していない理由について把握しておくことは、県としてより良い制度運営を図るためにも、有意義であると考えられるため、例えば、監査等において加算項目の一部を認定後にまとめて支給している市町がある場合、市町と施設の協議内容や概算で支給していない理由について確認することが望ましい。

毎月の市町から施設への支払額は、月初の子どもの人数で積算しているが、そのうち、職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じた加算項目については認定が年度途中になることもあるため、各月の支払い時点で認定が行われていない加算項目については、従前の実績等から判断して認定の可能性が高いと思われる場合は概算で支給することも可能であり、その場合認定後に差額を調整している。

ただし、一部の施設に対しては、施設と協議し施設の了承を得た上で、加算項目の一部について概算で支払わずに、認定後にまとめて支払っている。

各施設の資金繰りの観点から、施設の運営に支障がないか確認し、よりよい制度運営を図るためにも、例えば、監査等の際に、市町における施設との協議内容や概算払いを行っていない理由を確認しておくことが望ましい。

イ.

**【意見】**

負担金交付の基礎となる市町が作成する実績報告書は、市町のシステムで出力した支弁台帳を基に作成されている。各施設への給付金額の正確性を確保するための仕組み作りや実績報告書や支弁台帳を正確に作成する責任は市町にあるが、県としては、各市町における給付金額の算出過程の理解と、正確性を担保するための仕組み及びこれらが適切に運用されているかについて、監査等で確認を行うとともに、改善点がある場合には市町に提案することが望ましい。

県は市町が作成、提出する実績報告書と支弁台帳について数値の整合性を確認している。県へのヒアリングによると市町が実績報告書と支弁

台帳を提出する際には、担当者が実績報告書と支弁台帳との整合性や施設への支給額等の確認を行い、上司の確認を受け、決裁を取った上で提出しているとのことであるが、実際には、両者の不整合が生じている場合があることから、市町によっては、実績報告書及び支弁台帳を正確に作成する仕組みやその運用に不備がある可能性を否定できない。県としては、各市町における実績報告書及び支弁台帳の作成過程を理解し、給付金額が正確に算出される仕組みについて、明らかに改善すべき事項がある場合には、市町に提案することは、県としてのより良い制度運営を図る点から有意義であると考えます。

## 10. 特別保育対策事業

一時的、または通常の利用時間外に保育を必要とするものに対して実施され、地域子ども・子育て支援事業の充実をはかるものである。

当該事業には以下の事業が含まれている。

- 10-1. 病児保育事業
- 10-2. 延長保育事業
- 10-3. 一時預かり事業

### 10-1. 病児保育事業

#### (1) 病児保育事業の概要

##### ア. 目的

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際、家庭で保育が困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する等、子ども・子育て支援の充実をはかり、児童の福祉向上をはかることを目的とする。

##### イ. 根拠

児童福祉法、病児保育事業実施要綱、子ども・子育て支援交付金交付要綱、香川県子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱による。

##### ウ. 実施主体

各市町

なお、市町が認めた者への委託も可能である。

##### エ. 内容

保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う事業。

##### オ. 支出の内容

###### (ア) 支出の種類

病児保育事業にかかった費用について、子ども・子育て支援交付金の県負担分を香川県子ども・子育て支援事業費補助金として実施市町に交付するもの。

###### (イ) 負担割合

国 1/3、県 1/3、市町 1/3

##### カ. 事業類型・対象児童

香川県では、以下の3類型について対応しており、病児保育実施要綱(平成27年7月厚生労働省)に掲げられている5類型のうち、「非施設型(訪問型)」、「送迎対応」については実施していない。

(ア) 病児対応型

事業内容	児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童（以下「病児」という）
実施要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・実施場所 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、基準を満たし、市町村が適当と認めたもの</li><li>・職員の配置 病児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね 10 人につき 1 名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね 3 人につき 1 名以上配置すること</li></ul>

(イ) 病後児対応型

事業内容	児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業
対象児童	病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童（以下「病後児」という）
実施要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・実施場所 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、基準を満たし、市町村が適当と認めたもの</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の配置</li> </ul> <p>病後児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること</p>
--	---

(ウ) 体調不良時対応型

事業内容	児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業
対象児童	事業実施保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童（以下「体調不良児」という）
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施場所</li> </ul> <p>保育所又は医務室が設けられている認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の配置</li> </ul> <p>看護師等を1名以上配置し、預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること</p>

(表Ⅲ-10-1-1：病児保育事業費の推移)

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
交付実績	67	74	79

(2) 病児保育事業の実施状況

本事業の実施状況は、以下のとおりである。実施市町数、対象施設数は横ばいである一方、県費交付額は年々6%～10%増加している。これは、主に利用者数の増加により補助金交付額が増加しているためである。

(表Ⅲ-10-1-2: 病児保育事業対象施設数の推移)

A:病児対応型、B:病後児対応型、C:体調不良時対応型

市町名	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C
高松市	4	1	3	5	1	2	6	0	2
丸亀市	1	0	0	1	0	0	1	0	0
坂出市	1	0	0	1	0	0	1	0	0
善通寺市	2	0	0	2	0	0	2	0	0
観音寺市	1	0	0	1	0	0	1	0	0
さぬき市	1	0	0	1	0	0	1	0	0
東かがわ市	1	0	0	1	1	0	1	1	0
三豊市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小豆島町	1	0	0	1	0	0	1	0	0
三木町	1	0	0	1	0	0	2	0	0
直島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇多津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
綾川町	1	0	0	1	0	0	1	0	0
琴平町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多度津町	1	0	0	1	0	0	1	0	0
まんのう町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(合計)									
実施箇所数	15	1	3	16	2	2	18	1	2
実施市町数	11	1	1	11	2	1	11	1	1

(表Ⅲ-10-1-3：病児保育事業利用延べ児童数の推移)

A:病児対応型、B:病後児対応型、C：体調不良時対応型

(単位：人)

市町名	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C
高松市	7,531	73	433	7,228	14	366	7,860	0	326
丸亀市	1,555	0	0	1,291	0	0	1,344	0	0
坂出市	552	0	0	554	0	0	576	0	0
善通寺市	254	0	0	294	0	0	181	0	0
観音寺市	494	0	0	408	0	0	667	0	0
さぬき市	672	0	0	627	0	0	605	0	0
東かがわ市	309	0	0	257	54	0	353	37	0
三豊市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小豆島町	427	0	0	401	0	0	388	0	0
三木町	1,174	0	0	1,102	0	0	1,377	0	0
直島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇多津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
綾川町	664	0	0	671	0	0	699	0	0
琴平町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多度津町	125	0	0	197	0	0	51	0	0
まんのう町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	13,757	73	433	13,030	68	366	14,101	37	326

## (3) 病児保育事業の事務手続の概要

## ア. 申請手続

補助金の交付の申請をしようとする市町長は、県が定める日（毎年1月末日）までに、指定の申請書を知事に提出する。なお、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、市町長は変更申請書を知事に提出する必要がある。

## イ. 交付決定

知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、市町長に通知する。なお、市町長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

ウ. 実績報告

市町長は、交付の決定のあった日の属する翌年度の4月10日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに、指定様式にて補助金にかかる事業実績報告を知事に提出する。

エ. 実績報告書の受理及び補助金交付金額の確定

知事は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、市町長に通知する。

オ. 補助金の支払

県は、各市町に対し、交付の決定のあった日の属する翌年度の5月末までに、補助金の支払（精算払）を行う。

(4) 病児保育事業の監査手続

- ア. 病児保育事業の要綱を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。
- イ. 各市町の交付申請書及び必要添付書類を閲覧し、両者の整合性の確認、一部サンプル項目について再計算を実施した。
- ウ. 各市町の実績報告書及び必要添付書類を閲覧し、両者の整合性の確認、一部サンプル項目について再計算を実施した。
- エ. 各市町の交付申請書と実績報告書を比較した。
- オ. 実績報告書と支払に係る伺書を閲覧し、支払金額が実績報告書と整合しているかの検討を実施した。
- カ. 国の要綱等に対する県の要綱の準拠性を確認するため、国が定める交付要綱及び実施要領と県の交付要綱を照合した。

10-2. 延長保育事業

(1) 延長保育事業の概要

ア. 目的

就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされている。このような需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

イ. 根拠

子ども・子育て支援交付金交付要綱、延長保育事業実施要綱、子ども・

子育て支援交付金交付要綱、香川県子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱による。

ウ. 実施主体

各市町

なお、市町が認めた者への委託も可能である。

エ. 内容

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の支給要件を満たし、同法第 20 条第 1 項により市町村の認定を受けた児童が、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所や認定こども園等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業。

(ア) 支出の種類

延長保育事業にかかった費用について、子ども・子育て支援交付金の県負担分を香川県子ども・子育て支援事業費補助金として実施市町に交付するもの。

(イ) 負担割合

国 1/3、県 1/3、市町 1/3

オ. 事業類型・対象児童

香川県内では、一般型（標準時間認定及び短時間認定）の延長保育事業が実施されている。訪問型（居宅訪問型保育事業の延長保育）の実施はない。

(ア) 一般型

分類	・標準時間認定 11 時間の開所時間を超えて保育を実施する事業 ・短時間認定 各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業
実施場所	都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所又は認定こども園（以下「民間保育所等」という。）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設等とする。 なお、公立施設の延長保育事業は平成 17 年度に一般財源化されている。

対象児童	子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の支給要件を満たし、同法第 20 条第 1 項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所を利用する児童。
------	---

(表Ⅲ-10-2-1：延長保育事業費の推移)

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
交付実績	28	26	27

(2) 延長保育事業の実施状況

本事業の実施状況は、以下のとおりである。実施市町数、対象施設数ともに大きく増減していない。

(表Ⅲ-10-2-2：延長保育事業の実施状況推移)

・年度別実績

年度	実施市町数 (※)	短時間認定			標準時間認定
		対象児童数 (人)			実施施設数
		1 時間 延長	2 時間 延長	3 時間 延長	
平成 29 年度	12	403	55	83	85
平成 30 年度	11	183	68	160	104
令和元年度	11	218	119	79	91

※ 補助金対象要件を満たし、補助金申請をしている市町数であり、延長保育事業自体はしているが、補助金申請をしていない市町は含まれていない。

・市町別実績（令和元年度）

市町名	短時間認定			標準時間認定	補助実績額 (百万円)
	対象児童数（人）			実施施設数（※）	
	1時間 延長	2時間 延長	3時間 延長		
高松市	177	96	5	50	17
丸亀市	0	0	0	11	2
坂出市	0	0	0	6	1
善通寺市	0	0	0	4	1
観音寺市	0	0	0	0 ※1	-
さぬき市	17	0	0	4	605
東かがわ市	0	0	0	3	701
三豊市	0	0	0	0 ※2	-
土庄町	0	0	0	0 ※3	-
小豆島町	24	0	0	1	250
三木町	0	0	0	2	200
直島町	0	0	0	0 ※	-
宇多津町	0	23	74	4	2,544
綾川町	0	0	0	0 ※	-
琴平町	0	0	0	1	100
多度津町	0	0	0	5	901
まんのう町	0	0	0	0 ※4	-
合計	218	119	79	91	27,829
対象市町数	3	2	2	11	

※ 補助金対象要件を満たし、補助金申請をしている施設数であり、延長保育事業自体はしているが、補助金申請をしていない施設は含まれていない。

なお、実施施設数0となっている市町のうち、直島町、綾川町については、私立保育園がないため補助実績額がなく、それ以外の市町についての延長保育実施状況及び補助金申請しない理由は下表のとおりである。

※1 観音寺市	私立保育所及びこども園：実施している (利用料15分ごとに300円) 補助金を申請しない理由：制度は周知しているが施設から補助金の申請が無いため
※2 三豊市	私立保育所：実施している (利用料15分ごとに300円) 補助金を申請しない理由：制度は周知しているが施設から補助金の申請が無いため（令和2年度より1施設について補助金申請）補助金を申請しない理由：制度は周知しているが施設からの補助金の申請がないため（令和2年度より1施設について補助金申請）制度は周知しているが施設から補助金の申請が無いため。
※3 土庄町	私立保育所：実施していない

※4 まんのう町	私立保育所：実施している (利用料 10 分単位、生活状況等によって異なる。) 補助金を申請しない理由：制度は周知しているが施設から補助金の申請が無いため
----------	---

補助実績がある市町について利用料は次のとおりである。

市町名	利用料
高松市	公立保育所及びこども園：1 回 300 円 私立保育所及びこども園（一部を除く）：1 回 300 円
丸亀市	公立保育所及びこども園：1 回 300 円 私立保育所及びこども園（一部を除く）：1 回 300 円
坂出市	公立保育所及びこども園：実施していない 私立保育所及びこども園（一部を除く）：施設ごとに異なる
善通寺市	公立保育所：1 回 500 円（事前登録者：月 2,500 円） 私立保育所及びこども園（一部を除く）：施設ごとに異なる
さぬき市	公立保育所及びこども園：1 回 100 円 私立保育所及びこども園（一部を除く）：施設ごとに異なる
東かがわ市	公立こども園：利用時間による 私立保育所及びこども園（一部を除く）：施設ごとに異なる
小豆島町	公立保育所：1 回 200 円（1 月 2,000 円まで） 私立こども園：1 回 300 円
三木町	公立保育所：実施していない 私立保育所（一部を除く）：施設ごとに異なる（1 回 200 円から 300 円）
宇多津町	公立保育所：1 回 300 円 私立保育所及びこども園（一部を除く）：施設ごとに異なる
琴平町	公立保育所：実施していない 私立保育所：1 回 150 円
多度津町	私立保育所（一部を除く）：1 回 100 円

※ 「延長保育事業実施要綱」第 6 条により事業に必要な経費の一部を保護者負担とすることができるものと定められており、各市町（私立については各施設）で金額を設定している。

### (3) 延長保育事業の事務手続の概要

#### ア. 申請手続

補助金の交付の申請をしようとする市町長は、県が定める日（毎年 1 月末日）までに、指定の申請書を知事に提出する。なお、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、市町長は変更申請書を知事に提出する必要がある。

#### イ. 交付決定

知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、市町長に通

知する。なお、市町長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

ウ. 実績報告

市町長は、交付の決定のあった日の属する翌年度の 4 月 10 日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 か月を経過した日）までに、指定様式にて補助金にかかる事業実績報告を知事に提出する。

エ. 実績報告書の受理及び補助金交付金額の確定

知事は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額の確定を行い、市町長に通知する。

オ. 補助金の支払

県は、各市町に対し、交付の決定のあった日の属する翌年度の 5 月末までに、補助金の支払（精算払）を行う。

(4) 延長保育事業の監査手続

- ア. 延長保育事業の要綱を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。
- イ. 各市町の交付申請書及び必要添付書類を閲覧し、両者の整合性の確認、一部サンプル項目について再計算を実施した。
- ウ. 各市町の実績報告書及び必要添付書類を閲覧し、両者の整合性の確認、一部サンプル項目について再計算を実施した。
- エ. 各市町の交付申請書と実績報告書を比較した。
- オ. 実績報告書と支払に係る伺書を閲覧し、支払金額が実績報告書と整合しているかの検討を実施した。
- カ. 国の要綱等に対する県の要綱の準拠性を確認するため、国が定める交付要綱及び実施要領と県の交付要綱を照合した。
- キ. 行政指導監査の実施状況についてヒアリングを実施した。

10-3. 一時預かり事業

(1) 一時預かり事業の概要

ア. 目的

保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。

こうした需要に対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

イ. 根拠

児童福祉法、子ども・子育て支援交付金交付要綱、一時預かり事業実施要綱、香川県子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱による。

ウ. 実施主体

各市町

なお、市町が認めた者への委託も可能である。

エ. 内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児（「乳幼児」）について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

(ア) 一時預かり事業にかかった費用について、子ども・子育て支援交付金の県負担分を香川県子ども・子育て支援事業費補助金として実施市町に交付するもの。

(イ) 負担割合

国 1/3、県 1/3、市町 1/3

オ. 事業類型・対象児童

香川県内では、以下の3類型について実施されており、一時預かり事業実施要綱（平成27年7月厚生労働省）に掲げられている7類型のうち、「幼稚園型Ⅱ」、「居宅訪問型」、「地域密着Ⅱ型」、「災害特例型」については実施されていない。

(ア) 一般型

対象児童	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児とする。
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所。

(イ) 幼稚園型Ⅰ

対象児童	主として幼稚園及び認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に在籍している幼稚園及び認定こども園において一時的に保護を受ける者とする。
実施場所	幼稚園又は認定こども園（以下「幼稚園等」という）

(ウ) 余裕活用型

対象児童	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通って
------	-------------------------

	いない、又は在籍していない乳幼児とする。
実施場所	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所のうち、利用児童数が利用定員総数に満たない場所。

(表Ⅲ-10-3-1：一時預かり事業費の推移)

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
交付実績	56	60	72

(2) 一時預かり事業の実施状況

本事業の実施状況は、以下のとおりである。実施市町数は変わらないものの、実施箇所数は増加しており、利用者数も増加していることから、県費交付額は、3年間で27%増加している。

(表Ⅲ-10-3-2：一時預かり事業の実施状況推移)

・年度別実績

年度	実施市町数	実施箇所数		
		一般型	幼稚園型Ⅰ	余裕活用型
平成 29 年度	14	46	42	0
平成 30 年度	14	47	50	1
令和元年度	14	50	52	6

・市町村別実績（令和元年度）

（単位：百万円）

市町名	実施箇所数			補助実績額
	一般型	幼稚園型 I	余裕活用型	
高松市	19	19	6	32
丸亀市	7	1	0	8
坂出市	2	1	0	1
善通寺市	2	0	0	1
観音寺市	1	2	0	6
さぬき市	3	6	0	3
東かがわ市	4	0	0	2
三豊市	4	0	0	4
土庄町	1	5	0	0
小豆島町	2	5	0	3
三木町	1	4	0	2
直島町	0	0	0	-
宇多津町	1	3	0	3
綾川町	2	0	0	1
琴平町	0	2	0	0
多度津町	0	0	0	-
まんのう町	0	0	0	-
合計	49	48	6	72
対象市町村数	13	10	1	

(3) 一時預かり事業の事務手続の概要

ア. 申請手続

補助金の交付の申請をしようとする市町長は、県が定める日（毎年1月末日）までに、指定の申請書を知事に提出する。なお、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、市町長は変更申請書を知事に提出する必要がある。

イ. 交付決定

知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、市町長に通知する。なお、市町長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対し

て不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

ウ. 実績報告

市町長は、交付の決定のあった日の属する翌年度の 4 月 10 日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 か月を経過した日）までに、指定様式にて補助金にかかる事業実績報告を知事に提出する。

エ. 実績報告書の受理及び補助金交付金額の確定

知事は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額の確定を行い、市町長に通知する。

オ. 補助金の支払

県は、各市町に対し、交付の決定のあった日の属する翌年度の 5 月末までに、補助金の支払（精算払）を行う。

(4) 一時預かり事業の監査手続

- ア. 一時預かり事業の要綱を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。
- イ. 各市町の交付申請書及び必要添付書類を閲覧し、両者の整合性の確認、一部サンプル項目について再計算を実施した。
- ウ. 各市町の実績報告書及び必要添付書類を閲覧し、両者の整合性の確認、一部サンプル項目について再計算を実施した。
- エ. 各市町の交付申請書と実績報告書を比較した。
- オ. 実績報告書と支払に係る伺書を閲覧し、支払金額が実績報告書と整合しているかの検討を実施した。
- カ. 国の要綱等に対する県の要綱の準拠性を確認するため、国が定める交付要綱及び実施要領と県の交付要綱を照合した。
- キ. 行政指導監査の実施状況についてヒアリングを実施した。

## 11. 待機児童対策事業

共働き世帯の増加や核家族化の進行などにより、保育施設への入所申込児童数の増加傾向が続く中、香川県においても保育士不足を主な理由として待機児童が発生しており、保育士の人材確保を強化し、待機児童を解消することを目的とする事業である。

当該事業には以下の事業等が含まれている。

### 11-1. 保育士確保推進事業

#### 11-2. 保育体制強化事業

## 11-1. 保育士確保推進事業

### (1) 保育士確保推進事業の概要

#### ア. 目的

本事業では、県内保育施設の新規求人の開拓等を行う専任の者（以下「求人開拓コーディネーター」という。）を配置し、香川県保育士人材バンクと連携することにより、保育士資格をもちながら保育施設に就職していない、いわゆる「潜在保育士」及び県内外の保育士養成施設に通う学生を対象に県内保育施設への就職を支援する事業等を行うことで、保育士の人材確保を図り、待機児童の解消に資することを目的とする。

#### イ. 実施主体

本事業に関する業務は、公募により選定された事業者が県との委託契約に基づき実施し、県は事業者に対して委託料を支払う。

#### ウ. 委託業務の内容

##### (ア) 保育士就職促進業務

- a 求人開拓コーディネーターの民間保育施設の訪問による保育施設と潜在保育士のマッチング及び求人情報収集
- b 保育士養成施設に通う学生への情報提供、県内保育施設への就職支援及び座談会の開催
- c 県主催の連絡会議への出席及び協議

##### (イ) 保育士就職相談会開催業務

- a 県内外の保育士養成施設に通う学生及び潜在保育士を対象とした相談会の開催

##### (ウ) 保育実技等講座開催業務

- a 保育士試験受験者向け実技試験の対策講座の実施
- b 保育所等への復職支援セミナーの開催

##### (エ) 保育士の魅力アップPR業務

- a 保育体験バスツアーの実施
- b 保育士への進路選択に向けた啓発事業の実施

##### (オ) 現任保育士相談業務及びその他の効果的な支援業務

- a 現任保育士の離職防止を目的とする相談窓口の設置等

(表Ⅲ-11-1-1：保育士確保推進事業費の推移)

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
決算額	13	14	12

## (2) 保育士確保推進事業の実施状況

本事業の実施状況は、以下のとおりである。

(表Ⅲ-11-1-2：保育士確保推進事業の実施状況)

区分		内容	実績 (参加者数等)
保育士就職促進	求人開拓コーディネート業務	求人開拓コーディネーターによる保育施設と潜在保育士等とのマッチングの実施	【保育士人材バンク実績】 平成 29 年度：62 人 平成 30 年度：59 人 令和元年度：59 人
	潜在保育士の情報収集等業務	潜在保育士の情報収集を行い、保育士人材バンクの登録者を増やす。	【保育士人材バンク登録者数 (平均)】 平成 29 年度：117 人 平成 30 年度：115 人 令和元年度：127 人
	現任保育士相談業務	現任保育士の相談受窓口を設け、保育士の就業継続や離職防止につなげる	平成 30 年度：2 人 令和元年度：2 人
	保育士養成施設学生向け座談会	養成施設の学生の不安を取り除くため、現役保育士との座談会を開催	(新規) 令和元年度：18 人
就職相談	保育士就職フェア開催事業	主に県外の養成施設に通う学生を対象にした就職フェアの実施 (夏季)	平成 29 年度：49 人 平成 30 年度：40 人 令和元年度：43 人
	保育士就職相談会開催事業	主に県内の養成施設に通う学生を対象にした就職フェアの実施 (冬季)	平成 29 年度：11 人 平成 30 年度：19 人 令和元年度：22 人
実技等講座	潜在保育士復職支援セミナー	潜在保育士等を対象に、保護者とのコミュニケーションや保育実技等の講座を開催	平成 30 年度：11 人 令和元年度：13 人
	保育士試験実技対策講座	保育士試験の受験者を対象とした実技試験講座を実施	平成 30 年度：43 人 令和元年度：38 人
魅力アップ PR	保育体験バスツアー	高校生等を対象とした「保育体験バスツアー」を実施	平成 30 年度：49 人 令和元年度：41 人
	保育の魅力発見サマースクール	高校生を対象に、保育士の仕事やその魅力等を伝える出前授業の実施	平成 30 年度：21 人 令和元年度：19 人
	かがわの保育士魅力発見・出前授業	中学生を対象に、保育士の仕事やその魅力等を伝える出前授業の実施	(新規) 令和元年度：1 校 61 人

### (3) 保育士確保推進事業の事務手続の概要

#### ア. 事業者の公募・選定

年度開始前に入札手続により事業者を公募し、業務委託先選定等委員会  
が審査のうえ事業者を選定する。

#### イ. 契約締結

県と選定された事業者との間で、委託期間 1 年分の業務委託契約を締  
結する。

#### ウ. 業務の実績報告及び連絡会の実施

毎月、委託事業者から事業報告書を受理し、県、委託事業者及び県保育  
士人材バンクの三者で連絡会を実施し、協議を行う。

#### エ. 業務実績報告書の受理及び検査の実施

3 月末の業務完了時に、委託事業者から業務実績報告書を受理し、検査  
の実施により報告内容を審査する。

#### オ. 業務委託料の確定通知及び支払い

県は、業務委託料の確定通知を行い、委託事業者が発行する請求書を受  
領し、業務委託料の支払いを行う。

### (4) 保育士確保推進事業の監査手続

ア. 保育士確保推進事業の概要資料、委託業務仕様書、委託業務契約書等の資  
料を閲覧し、事業内容、事務処理について質問を実施した。

イ. 委託事業者の選定に関する一連の資料を閲覧し、委託事業者の決定までの  
プロセスについて質問を実施した。

ウ. 事業報告書及び連絡会議事録の閲覧を実施した。

エ. 業務実績報告書等の資料の閲覧及び質問を実施した。

オ. 業務委託料の支払いに関連する証憑を閲覧し、業務委託契約書に定められ  
た委託料との突合を実施した。

## 11-2. 保育体制強化事業

### (1) 保育体制強化事業の概要

#### ア. 目的

保育所等入所待機児童解消のため、地域住民や子育て経験者などの地域  
の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減するこ  
とによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、  
保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的とする。

#### イ. 実施主体

各市町

ウ. 補助内容

(ア) 基準額

1 施設当たり月額 10 万円（平成 30 年度までは月額 9 万円）

(イ) 負担割合

国 1/2、県 1/4、市町 1/4

(表Ⅲ-11-2-1：保育体制強化事業費の推移)

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
補助金額	17	20	23
国への返還金 (※)	0	9	8
決算額	17	29	31

※ 当初の交付申請金額を実際交付額が下回る場合に、翌年度に国に返還している。

(2) 保育体制強化事業の実施状況

本事業の実施状況は、以下のとおりである。令和元年度は、保育士支援員を配置した施設は 36 施設であり、7 市町に対して補助金を交付した。なお、平成 30 年度と比較して施設数が減少しているものの、補助基準額の増額に伴い、補助金額は増額している。

(表Ⅲ-11-2-2：保育体制強化事業における保育士支援員配置施設の実績数)

市町村	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高松市	24	25	22
丸亀市	4	4	4
善通寺市	0	2	1
観音寺市	4	4	4
さぬき市	1	2	2
土庄町	0	1	1
多度津町	0	0	2
計	33 (4 市)	38 (6 市町)	36 (7 市町)

(3) 保育体制強化事業の事務手続の概要

ア. 交付申請及び交付決定

市町は、補助金の交付申請書を県に提出する。県は申請書を受理し、内容を審査した後、交付決定を行い、市町に通知する。

イ. 実績報告

市町は、翌年度の 4 月 10 日までに事業実績報告書を県に提出する。

ウ. 額の確定

県は、事業実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定し、市町に通知する。

エ. 補助金の交付

市町は確定した補助金の額に基づき請求書を発行し、県は補助金を交付する。

(4) 保育体制強化事業の監査手続

- ア. 保育体制強化事業の概要資料、国及び県の交付要綱を閲覧し、事業内容、事務処理について質問を実施した。
- イ. 交付申請書及び補助金算定のための添付書類を閲覧し、補助金の計算方法を国及び県の交付要綱と照合のうえ、再計算を実施した。
- ウ. 実績報告書及び補助金算定のための添付書類を閲覧し、補助金の計算方法を国及び県の交付要綱と照合のうえ、再計算を実施した。
- エ. 補助金の支払いに関連する証憑を閲覧し、実績報告書及び補助金額の確定通知との突合を実施した。

## 12. 保育料及び病児・病後児保育利用料免除等事業

多子世帯に対して、一定の要件を満たす場合、第3子以降の保育料等を減免し、また、3歳未満の第2子及び小学校就学前の第3子以降の病児・病後児保育の利用料を無料にすることにより、当該世帯の経済的負担を軽減することによって、子育て支援の充実に資することを目的とする事業である。

当該事業には以下の事業が含まれている。

### 12-1. 第3子以降保育料等免除事業

#### 12-2. 病児・病後児保育利用料無料化事業

## 12-1. 第3子以降保育料等免除事業

### (1) 第3子以降保育料等免除事業の概要

#### ア. 目的

3人以上の子を現に扶養する多子世帯に対して、第3子以降の保育料等を減免し、当該世帯の経済的負担を軽減することによって、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう子ども・子育て支援を行うことを目的とする。

#### イ. 根拠

香川県第3子以降保育料等減免事業費補助金の交付については、香川県補助金等交付規則、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行令、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、実費徴収に係る補足給付事業実施要綱のほか、香川県第3子以降保育料等減免事業費補助金交付要綱による。

#### ウ. 実施主体

各市町

#### エ. 内容

対象児童が、対象施設において教育・保育等を受けた際に、保護者が支払うべき利用者負担額等の軽減を行う市町に対し、県が、香川県第3子以降保育料等減免事業補助金として助成を行うものである。

#### オ. 対象児童

現に扶養されている子（当該子が居住する市町において規定されているもの）のうち、小学校就学前の第3子以降の児童で、子どものための教育・保育給付を受ける資格等について市町の認定を受けた児童（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が定めるところの1号認定・2号認定・3号認定（※1）及び私立未移行幼稚園（※2）に通園する児童が対象である。

※1

認定区分	対象	利用可能施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の未就学の子ども (2号認定を除く)	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保護者が「保育を必要とする事由」(注)に該当し、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 地域型保育
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保護者が「保育を必要とする事由」(注)に該当し、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 地域型保育

「保育を必要とする事由」:

- ・就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障害
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動(起業準備を含む)
- ・就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※2 子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園(利用する場合は、1号認定を受ける必要はない。)

カ. 対象施設

下記のとおりである。

市町の区分	対象施設
高松市	・私立新制度幼稚園 ・私立未移行幼稚園
高松市以外の市町	・保育所 ・公立幼稚園 ・私立新制度幼稚園 ・私立未移行幼稚園 ・認定こども園 ・地域型保育事業所

キ. 補助金交付対象及び算定方法

補助金の交付対象については、対象施設を利用する対象児童の利用者負担額等とし、香川県から各市町への補助金の交付額は、下表に掲げる対象児童の階層区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める補助基準額と同表の右欄に定める減免割合を乗じて得た額の合計額の2分の1とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、県及び市町の補助基準額は、国の保育料軽減に係る制度適用後の利用者負担額を基本に算定される。

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上の児童については、副食費の減免を行った市町に対して補助を行うこととなっている。

※ 法：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

対象児童の階層区分			補助基準額	減免割合
法第19条第1項第1号に該当する児童（1号認定）及び私立未移行幼稚園に通園する児童	第1階層	生活保護世帯	副食費に係る負担額 （当該額が月額4,500円を上回る場合は、月額4,500円）	10分の10
	第2階層	市町民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）		
	第3階層	市町民税所得割課税額77,101円未満		
	第4階層	市町民税所得割課税額211,201円未満		
	第5階層	市町民税所得割課税額211,201円以上		
法第19条第1項第2号に該当する児童（2号認定）	第1階層	生活保護世帯		10分の10
	第2階層	市町民税非課税世帯		
	第3階層	市町民税所得割課税額48,600円未満		
	第4階層	市町民税所得割課税額97,000円未満		
	第5階層	市町民税所得割課税額169,000円未満		10分の5
	第6階層	市町民税所得割課税額301,000円未満		
	第7階層	市町民税所得割課税額397,000円未満		
	第8階層	市町民税所得割課税額397,000円以上		

対象児童の階層区分			補助基準額	減免割合
法第19条第1 項第3号に該 当する児童 (3号認定)	第1階層	生活保護世帯	国制度適用 後の利用者 負担額等の 合計額	10分の10
	第2階層	市町民税非課税世帯		
	第3階層	市町民税所得割課税額 48,600円未満		
	第4階層	市町民税所得割課税額 97,000円未満		
	第5階層	市町民税所得割課税額 169,000円未満		
	第6階層	市町民税所得割課税額 301,000円未満		
	第7階層	市町民税所得割課税額 397,000円未満		
	第8階層	市町民税所得割課税額 397,000円以上		

(2) 第3子以降保育料等免除事業の実施状況

本事業の実施状況は、以下のとおりである。

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上の児童（1号認定及び2号認定）については、従来の保育料等が無償化となり、副食費の減免部分のみが対象となったことから、令和元年度において、交付人数は増加しているものの、交付金額は、前年対比18.7%減少している。

高松市は、令和元年度の下半期、対象児童数0となっているが、これは、高松市が副食費にかかる負担額の減免を行っていないためである。

(表Ⅲ-12-1-1：第3子以降保育料等免除事業にかかる補助金交付額の推移)

(単位：人、百万円)

市町名	平成29年度		平成30年度		令和元年度		
	対象 児童数	交付金額	対象 児童数	交付金額		対象 児童数	交付金額
高松市	287	12	214	9	上半期	199	4
					下半期	0	
丸亀市	572	59	583	60	上半期	555	47
					下半期	537	
坂出市	230	23	250	26	上半期	237	20
					下半期	226	
善通寺市	108	13	98	12	上半期	100	11
					下半期	154	
観音寺市	267	28	275	27	上半期	283	23
					下半期	263	
さぬき市	191	21	194	20	上半期	225	17
					下半期	208	
東かがわ市	103	9	90	8	上半期	105	8
					下半期	103	
三豊市	295	25	309	26	上半期	288	21
					下半期	283	
土庄町	50	5	46	4	上半期	43	3
					下半期	40	
小豆島町	47	4	43	3	上半期	41	3
					下半期	48	
三木町	141	15	147	16	上半期	126	12
					下半期	132	
直島町	11	1	8	1	上半期	8	0
					下半期	8	
宇多津町	75	8	84	7	上半期	93	8
					下半期	87	
綾川町	111	12	114	11	上半期	115	9
					下半期	133	
琴平町	28	3	29	2	上半期	35	2
					下半期	32	
多度津町	120	10	103	9	上半期	100	6
					下半期	96	
まんのう町	122	9	134	11	上半期	129	8
					下半期	122	
合計	2,758	257	2,721	258		2,767	210

### (3) 第3子以降保育料等免除事業の事務手続の概要

#### ア. 申請手続

補助金の交付の申請をしようとする市町長は、県が定める日（毎年1月）までに、指定の申請書を知事に提出する。

#### イ. 交付決定

知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、市町長に通知する。

#### ウ. 実績報告

市町長は、交付の決定のあった日の属する翌年度の4月10日までに、指定様式にて補助金にかかる事業実績報告を知事に提出する。

#### エ. 実績報告書の受理及び補助金交付金額の確定

知事は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額の確定を行い、市町長に通知する。

#### オ. 補助金の支払

県は、各市町に対し、交付の決定のあった日の属する翌年度の5月末までに、補助金の支払（精算払）を行う。

### (4) 第3子以降保育料等免除事業の監査手続

ア. 第3子以降保育料等免除事業の要綱を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。

イ. 各市町の交付申請書及び必要添付書類を閲覧し、両者の整合性の確認、一部サンプル項目について再計算を実施した。

ウ. 各市町の実績報告書及び必要添付書類を閲覧し、両者の整合性の確認、一部サンプル項目について再計算を実施した。

エ. 各市町の交付申請書と実績報告書を比較した。

オ. 実績報告書と支払に係る伺書を閲覧し、支払金額が実績報告書と整合しているかの検討を実施した。

## 12-2. 病児・病後児保育利用料無料化事業

### (1) 病児・病後児保育利用料無料化事業の概要

#### ア. 目的

病児・病後児保育利用料無料化事業は、2人以上の児童を現に扶養する世帯に対して、第2子の3歳未満の児童及び第3子以降の就学前の児童の病児・病後児保育に係る利用料を無料にすることにより、当該世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることを目的とする。

イ. 根拠

香川県病児・病後児保育利用料無料化事業実施要綱のほか、香川県病児・病後児保育利用料無料化事業補助金交付要綱、香川県補助金等交付規則による。

ウ. 実施主体

各市町（中核市を含む）

エ. 内容

対象児童が、病児・病後児保育を利用した際に、当該病児・病後児保育を実施した施設の申請に基づき、市町が当該利用料を施設に対して支払い、県が、病児・病後児保育に係る利用料及び当該利用に係る事務処理費用を補助金として交付するものである。

オ. 対象児童

保育を必要とする、疾病にかかっている児童であって、第2子の3歳未満の児童（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者）及び第3子以降の就学前の児童（満6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者）とする。なお、第2子及び第3子以降とは、児童手当法（昭和46年法律第73号）の児童手当の区分による第2子及び第3子以降の考え方によるものとする。

カ. 対象経費及び補助率

対象経費は、対象児童の病児・病後児保育利用料であり、病児・病後児保育を利用した児童の保護者が、市町の定めに基づき支払う費用のうち、飲食物費及び延長料金等を除くものであり、概ね、市町内の利用で2,000円程度、市町外の利用で3,000円程度である。

補助率は、10分の10であり、香川県の全額負担である。

(2) 病児・病後児保育利用料無料化事業の実施状況

本事業の実施状況は、以下のとおりである。

年々利用者数は増加している。平成30年度から令和元年度にかけては、施設数が2施設増加したこともあり、利用者数は656人、10.3%増加している。

(表Ⅲ-12-2-1：病児・病後児保育利用料無料化事業にかかる補助金交付額等の推移)

(単位：百万円、人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
補助金額	12	12	14
病児保育施設数	16	18	19
利用者数	6,263	6,350	7,006

(表Ⅲ－12－2－2：病児・病後児保育利用料無料化事業の各市町別の利用者数の推移)

(単位：人)

市町名	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	病児保育 施設数	利用者数	病児保育 施設数	利用者数	病児保育 施設数	利用者数
高松市	5	3,459	6	3,568	6	3,847
丸亀市	1	757	1	663	1	638
坂出市	1	168	1	176	1	241
善通寺市	2	154	2	183	2	124
観音寺市	1	191	1	264	1	325
さぬき市	1	287	1	307	1	360
東かがわ市	1	137	2	141	2	174
三豊市	0	42	0	22	0	42
土庄町	0	96	0	51	0	65
小豆島町	1	127	1	122	1	137
三木町	1	438	1	461	2	547
直島町	0	0	0	0	0	0
宇多津町	0	33	0	46	0	91
綾川町	1	244	1	245	1	326
琴平町	0	1	0	5	0	11
多度津町	1	89	1	72	1	32
まんのう町	0	40	0	24	0	46
計	16	6,263	18	6,350	19	7,006

## (3) 病児・病後児保育利用料無料化事業の事務手続の概要

## ア. 申請手続

補助金の交付の申請をしようとする市町長は、県が定める日（毎年10月頃）までに、指定の申請書を知事に提出する。

## イ. 交付決定

知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、市町長に書面にて通知する。

## ウ. 実績報告

市町長は、補助事業を完了したときは速やかに、指定様式にて補助金にかかる事業実績報告を知事に提出する。

エ. 実績報告書の受理及び補助金交付金額の確定

知事は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、市町長に書面にて通知する。

オ. 補助金の支払

県は、各市町に対し、交付の決定のあった日の属する翌年度の5月末までに、補助金の支払（精算払）を行う。

(4) 病児・病後児保育利用料無料化事業の監査手続

- ア. 病児・病後児保育利用料無料化事業の要綱を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。
- イ. 各市町の交付申請書及び必要添付書類を閲覧し、両者の整合性の確認、一部サンプル項目について再計算を実施した。
- ウ. 各市町の実績報告書及び必要添付書類を閲覧し、両者の整合性の確認、一部サンプル項目について再計算を実施した。
- エ. 各市町の交付申請書と実績報告書を比較した。
- オ. 実績報告書と支払に係る伺書を閲覧し、支払金額が実績報告書と整合しているかの検討を実施した。

(5) 保育料及び病児・病後児保育利用料免除等事業の監査結果

ア.

**【意見】**

市町からの申請書類や報告書類等に対する県におけるチェックリスト・マニュアルについて、担当課内における利用の周知が行われ、より効率的かつ効果的なチェック体制を図ることが望ましい。

市町からの申請書類や報告書類等に対して、県はチェックリスト・マニュアルを整備しているものの、担当者が変更となった際に、チェックリスト・マニュアルが引き継がれておらず、担当者が補助金交付要綱によりチェックを行った事例があった。

チェックリスト・マニュアルは、数多くのチェック項目を効果的かつ効率的にチェックするため作成されているものであるため、適切に運用されることが望ましい。また、特に、担当者が変更になった際は、業務を効果的、効率的に行う観点から有用なものと思慮されるため、適切に運用されたい。

イ.

**【意見】**

市町からの申請書類や報告書について、誤りの多い市町に対しては、正確性を担保するための改善策を提案することが望ましい。

県へのヒアリングによると、市町から提出される申請書類や報告書類

等の中には、合計額が内訳と一致していない場合や、数式のあるフォーマットの場合でも、上書きや行の追加により、数式が機能していない場合等があることから、市町によっては、申請書類や報告書類等を正確に作成する仕組みやその運用が脆弱である可能性を否定できない。申請書類や報告書類等を作成すること、また、正確に作成する仕組みを整備・運用することは市町の責任であるが、明らかに改善すべき事項がある場合には、市町に改善点を提案することは、県としてのより良い制度運営を図る点から有意義であると考え。

ウ.

**【意見】**

病児・病後児保育利用料無料化事業利用者の受給資格の登録申請及び利用料の償還申請について、市町に対して、郵送やインターネット等窓口を介さない申請方法等、より利便性の高い方法を提案していくことが望ましい。

病児・病後児保育利用料無料化事業の利用者は、原則として、事前に、各市町において、利用料受給資格証明書の申請、交付が必要である。また、緊急性の高い場合の利用が多いことに鑑み、利用時の受給資格の登録申請及び利用料の償還申請について、全ての市町において可能となっている。利用者の利便性のさらなる向上の観点から、県として、市町への指導権限はないものの、申請について郵送やインターネット等窓口を介さない申請方法の導入等を提案していくことは、有意義であり、望ましい。

13. 認定こども園整備事業

(1) 認定こども園整備事業の概要

ア. 目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設設備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

イ. 事業内容

(ア) 子育て支援対策臨時特例基金事業（安心こども基金）

整備対象施設	幼保連携型認定こども園（教育部分）、保育所型認定こども園（教育部分）、幼稚園型認定こども園（教育部分）
補助対象者（設置主体）	市町 （社会福祉法人、学校法人）
整備区分	創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等
補助率	県 1/2、市町 1/4、設置主体 1/4
備考	全額国費で積み立てた基金を財源とし、県の一般財源負担なし

(イ) 認定こども園施設整備交付金事業（国間接補助事業）

整備対象施設	幼保連携型認定こども園（教育部分）、保育所型認定こども園（教育部分）、幼稚園型認定こども園（教育部分）
補助対象者（設置主体）	市町 （社会福祉法人、学校法人）
整備区分	創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等
補助率	県 1/2、市町 1/4、設置主体 1/4
備考	国の間接補助事業であり、全額国費を財源とし、県の一般財源負担なし

(表Ⅲ-13-1：認定こども園整備事業費の推移)

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
基金事業	171	1	-
交付金事業	80	28	76
計	251	29	76

(2) 認定こども園整備事業の実施状況

令和元年度における認定こども園整備事業の実施状況は以下のとおりであり、全て認定こども園施設整備交付金事業によるものであった。

(表Ⅲ-13-2：令和元年度認定こども園整備事業の実施状況)

(単位：百万円)

市町名（施設数）	県補助額
観音寺市（1施設）	18
丸亀市（3施設）	33
三豊市（1施設）	25
合計	76

(3) 認定こども園整備事業の事務手続の概要

ア. 交付申請及び交付決定

市町は、交付申請書に関係書類を添えて県に提出し、県は提出された申請書等の内容を審査し、交付決定を行い、市町へ通知する。

イ. 変更交付申請及び変更交付決定

市町は、交付決定の後、交付額の変更等申請の内容の変更をするときは、申請書に関係書類を添えて県に提出し、県は変更交付決定を行い市町へ通知する。

ウ. 状況報告

市町は、工事に着手したときは、着手報告書を県に提出する。また、市町は工事の進捗状況について、工事進捗状況報告書を県に提出する。

エ. 実績報告

市町は、事業を完了したときは、実績報告書に関係書類を添えて、県に提出する。

オ. 実地調査の実施及び確定通知

県は、実地調査を実施し、提出された実績報告書の内容を審査する。審査完了後、補助金の額を確定し、市町に通知する。

カ. 請求書の受理及び補助金の交付

補助金の額の確定を受け、市町は請求書を発行し、県は補助金を交付する。

(4) 認定こども園整備事業の監査手続

ア. 認定こども園整備事業の概要資料、国及び県の交付要綱及び実施要領を閲覧し、事業内容、事務処理について質問を実施した。

イ. 交付要綱・実施要領等で規定される申請・報告・承認等が実施されているかを確認するため、補助金の交付申請から交付までの一連の提出資料を閲覧した。

ウ. 市町が提出する実績報告書及び添付書類等の補助金算定資料を閲覧し、県の交付要綱に定められる補助金額の算定方法と照合し、再計算を実施した。また、当該補助金算定資料について、国への提出用資料との照合を実施した。

エ. 国の要綱等に対する県の要綱の準拠性を確認するため、国が定める交付要綱及び実施要領と県の交付要綱を照合した。

(5) 認定こども園整備事業の監査結果

ア.

**【指摘】**

県の交付要綱に定める実績報告書の提出期日が、国の交付要綱に準拠していないことから、県の交付要綱を改訂すべきである。

国が制定する「認定こども園施設整備交付金交付要綱」第12条では、県は、交付対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を大臣に提出する旨が定められているものの、県が制定する「香川県認定こども園施設整備等事業費補助金交付要綱」第10条では、補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定をした翌年度の4月5日までに実績報告書を知事に提出する旨が定められており、国が定める「いずれか早い日まで」の提出を求めているとは言い難い。

県は、県の交付要綱で定める実績報告書の提出期日を国の交付要綱に則す内容に改訂し、市町に提出を求めるべきである。

イ.

**【意見】**

市町が提出する補助金精算額調書及び補助基準額算定表が、県の交付要綱に定める補助金額の算定方法に則した様式になっていない。様式を改訂することが望まれる。

県が制定する「香川県認定こども園施設整備等事業費補助金交付要綱」別記（第3条関係）では、補助金額の算定方法は、(a) 交付基準額と (b) 対象経費の実支出額と総事業費から寄付金等を控除した額のいずれか少ない方の額に2分の1を乗じた額と規定されている。

しかし、県が作成する補助金精算額調書及び補助基準額算定表においては、上記 (a) 及び (b) に2を乗じた金額どうしを比較し、いずれか少ない方の額に最終的に2分の1を乗じる方法で補助金額の算定を行っている。最終的な計算結果は同じになるものの、交付要綱に規定される算定方法に準拠しておらず、そのため、表Ⅲ-13-3のとおり、国に提出する交付決定額確定書とも算定の過程において不整合が生じている。

また、上記の方法で算定された補助金額が期初の交付決定額を超過する場合には、上限金額である交付決定額が採用されることとなるが、現状の様式上、補助金算定過程で県補助金精算額と交付決定額を比較していずれか少ない方の額が選択される形式となっていない。そのため、このような場合に補助金精算額を交付決定額とするために事業毎に算定過

程の異なる箇所では調整を行っており、事業間で様式の入力規則が統一されておらず、確認を行う上でも煩雑となっている。

県は、国に提出する交付決定額確定書を参考に、補助金精算額調書及び補助基準額算定表について、県の交付要綱に定める補助金額の算定方法に則した算定式となるよう様式を改訂するとともに、当該様式に基づき統一した規則で入力を行うことが望まれる。

(表Ⅲ-13-3：認定こども園整備事業の補助金額の算定方法)

**【国の算定方法】**

- ・ 交付金額 = (a) 及び (b) のいずれか小さい方の額
- ※ただし、交付金額 > 県の交付決定額 のとき、交付金額 = 県の交付決定額
- (a) 実施要領別表 1 (算定基準表) 及び実施要領別表 2 (交付基準額表) で定める基準により算出した額 (= 交付基準額)
- (b) 以下の①及び②のいずれか少ない方の額 × 1/2
  - ① 総事業費 - 寄付金その他の収入額
  - ② 実施要領別表 1 (算定基準表) で定める対象経費の実支出額

**【県の算定方法】**

- ・ 交付金額 (県補助金精算額) = 県補助基本額 × 1/2
- ※ただし、県補助金精算額 > 交付決定額 のとき、県補助金精算額 = 交付決定額
- ・ 県補助基本額 = (a') 及び (b') のいずれか小さい方の額
- (a') 実施要領別表 1 (算定基準表) 及び実施要領別表 2 (交付基準額表) で定める基準により算出した額 × 2 (= 補助基準額)
- (b') 以下の①及び②のいずれか少ない方の額
  - ① 総事業費 - 寄付金その他の収入額
  - ② 実施要領別表 1 (算定基準表) で定める対象経費の実支出額

※ 「補助金精算額調書」、「交付決定額確定書」及び「香川県認定こども園施設整備等事業費補助金交付要綱」をもとに包括外部監査人作成。

#### 14. 児童虐待緊急対策事業

深刻化する児童虐待に対し、未然防止、早期発見・早期対応、再発防止を図るとともに、一時保護等の体制整備等を総合的に推進するための事業である。

当該事業には以下の事業が含まれている。

- 14-1. 児童虐待相談体制強化事業
- 14-2. 児童虐待相談機能強化事業
- 14-3. 児童保護機能強化事業
- 14-4. 児童虐待防止対策強化事業
- 14-5. 児童虐待防止医療ネットワーク事業

##### 14-1. 児童虐待相談体制強化事業

###### (1) 児童虐待相談体制強化事業の概要

###### ア. 児童虐待対応協力員配置事業

###### (ア) 市町連絡調整員

###### a 内容

児童相談所等の有する相談対応や援助の技術等を市町村に提供すること等により、市町村における相談体制の充実を図る。

香川県では、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア. 児童相談業務に関し実務経験のある児童相談所 OB 等を児童相談所に配置し、児童相談所から市町へ事案送致を行う際の連絡調整や、市町が対応している事案に関する助言等を行うための巡回相談、市町職員との同行訪問等を実施する。

イ. 市町に対し、要保護児童対策地域協議会の運営手法や好事例などを講習会等において伝達するほか、市町が実施する先駆的な取組に関する支援等を実施する。

###### b 根拠

- ・児童虐待防止対策支援事業実施要綱（厚生労働省）第35 児童相談所体制整備事業 ②市町村との連携強化事業
- ・児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（厚生労働省）4-②市町村との連携強化事業

###### c 支出の種類

市町連絡調整員に対する人件費である。

###### d 負担割合

国 1/2、県 1/2

###### (イ) 児童虐待対応協力員

###### a 内容

児童相談所において、児童記録の整理や相談の受付等の業務を行う。

- b 根拠
  - ・児童虐待防止対策支援事業実施要綱（厚生労働省）第3 14 児童の安全確認等のための体制強化事業 ②事務処理対応職員
  - ・児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（厚生労働省）14 児童の安全確認等のための体制強化事業
- c 支出の種類
 

児童虐待対応協力員に対する人件費である。
- d 負担割合
 

国 1/2、県 1/2

イ. 24 時間・365 日体制整備事業

(ア) 電話対応職員

- a 内容
 

夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活動経験のある非常勤職員等を配置する。
- b 根拠
  - ・児童虐待防止対策支援事業実施要綱（厚生労働省）第3 5 児童相談所体制整備事業 ③24 時間・365 日体制強化事業
  - ・児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（厚生労働省）4-③ 24 時間・365 日体制強化事業
- c 支出の種類
 

電話対応職員に対する人件費である。

(表Ⅲ-14-1-1：児童虐待相談体制強化事業費の推移)

(単位：百万円)

内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童虐待対応協力員配置事業（会計年度）	10	10	8
24 時間・365 日体制整備事業（会計年度）	5	5	5
合計	15	15	13

(2) 児童虐待相談体制強化事業の実施状況

事業費は、概ね横ばいに推移している。児童虐待対応件数の増加等を踏まえ、平成 29 年度から 30 年度にかけて、児童虐待通告があった場合の初期対応や夜間・休日を問わず通告や相談が受けられる体制強化のため、人員を増員している。

ア. 児童虐待対応協力員配置事業

(ア) 市町連絡調整員配置状況

設置場所	人数
子ども女性相談センター※1	1名
西部子ども相談センター※2	1名

それぞれ、※1 平成 12 年度、※2 平成 13 年度から設置している。

(イ) 児童虐待対応協力員の配置状況

設置場所	人数
子ども女性相談センター	1名
西部子ども相談センター	1名

平成 29 年度から設置している。

イ. 24 時間・365 日体制整備事業

(ア) 電話対応職員の配置状況

設置場所	人数
一時保護所	3名

夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活動経験のある非常勤職員等を配置している。

平成 30 年度に 2 名から 3 名に増員した。

(表Ⅲ-14-1-2：閉庁時の電話対応及び処理状況の推移)

(単位：件、分)

電話受付時間帯	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	電話件数	通話時間	電話件数	通話時間	電話件数	通話時間
8：30～9：30	123	245	134	296	147	297
9：30～10：30	151	336	169	399	204	320
10：30～11：30	134	255	164	457	178	312
11：30～12：30	139	291	134	300	186	384
12：30～13：30	123	238	155	459	158	267
13：30～14：30	104	228	123	368	165	283
14：30～15：30	93	201	104	275	133	296
15：30～16：30	107	219	137	380	127	231
16：30～17：30	91	157	150	388	169	440
17：30～18：30	358	513	448	689	402	706
18：30～19：30	587	885	742	1,240	561	1,010
19：30～20：30	343	539	456	984	449	1,008

電話受付時間帯	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	電話件数	通話時間	電話件数	通話時間	電話件数	通話時間
20 : 30～21 : 30	239	556	294	968	297	826
21 : 30～22 : 30	165	469	185	630	212	556
22 : 30～23 : 30	160	492	116	415	162	567
23 : 30～0 : 30	134	375	100	440	113	408
0 : 30～1 : 30	96	321	48	280	108	376
1 : 30～5 : 30	165	503	138	592	152	555
5 : 30～6 : 30	20	41	33	75	27	102
6 : 30～7 : 30	23	28	63	169	87	224
7 : 30～8 : 30	147	279	151	257	211	405
総合計	3,502	7,171	4,044	9,791	4,248	9,573

### (3) 児童虐待相談体制強化事業の事務手続の概要

#### ア. 児童虐待対応協力員配置事業

##### (ア) 申請手続

補助金の交付の申請をしようとする知事は、交付要綱に定める期限内に指定の申請書を厚生労働大臣に提出する。なお、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、知事は交付要綱に定める期限内に、変更交付申請書を厚生労働大臣に提出する必要がある。

##### (イ) 交付決定

厚生労働大臣は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に、提出された申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、知事に通知する。

##### (ウ) 補助金の受入

厚生労働大臣は、知事に対し、交付決定を行った後、補助金を支払う。

##### (エ) 実績報告

知事は、交付決定のあった日の属する翌年度の4月10日までに、指定様式にて補助金にかかる事業実績報告を厚生労働大臣に提出する。

##### (オ) 補助金の返還

知事は、補助金の額が確定し、既にその額を超える補助金の交付を受けている場合は、その超過部分について国庫に返還する。

(4) 児童虐待相談体制強化事業の監査手続

- ア. 児童虐待相談体制強化事業について、事業内容、事務処理についてヒアリング及び業務概要の閲覧を実施し、業務内容を確認した。
- イ. 国に対する国庫補助金申請にかかる一連の必要書類が作成され、申請、受入、報告されていることを確認した。

14-2. 児童虐待相談機能強化事業

(1) 児童虐待相談機能強化事業の概要

ア. 児童虐待防止相談機能強化事業

(ア) 専門家相談

a 内容

児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、子ども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。

学識経験者等は、以下のいずれかの業務を行う。

- (i) 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一時保護中の子どもを含む。）等に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行う。
- (ii) 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所児童の援助の向上等を図る。
- (iii) 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断等が必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行う。
- (iv) 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、処遇困難事例における会議や死亡事例等検証委員会等を開催するに当たり、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

b 根拠

- ・児童虐待防止対策支援事業実施要綱（厚生労働省）第3-5 児童相談所体制整備事業 ①スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
- ・児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（厚生労働省）2-①保護者指導カウンセリング事業

- c 支出の種類
    - 学識経験者等の講師、相談等にかかる謝金等の支出である。
  - d 負担割合
    - 国 1/2、県 1/2
- (イ) 保護者カウンセリング
- a 内容
    - 児童相談所に、児童福祉司と連携して継続的な保護者指導を行う児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者（以下「保護者指導支援員」という。）を配置し、児童虐待問題に関して専門的な知識を有する精神科医等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施することにより、親子関係の再構築を目指し、子どもの家庭復帰への取組の強化を図る。
  - b 根拠
    - ・児童虐待防止対策支援事業実施要綱（厚生労働省）第 3 2 保護者指導・カウンセリング強化事業 ①保護者指導支援カウンセリング事業
    - ・児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（厚生労働省）2-①保護者指導カウンセリング事業
  - c 支出の種類
    - 学識経験者等の相談・カウンセリング等にかかる謝金等の支出である。
  - d 負担割合
    - 国 1/2、県 1/2
- (ウ) 心理療法事例検討会
- a 内容
    - 県は、児童福祉司任用前後研修や児童福祉司スーパーバイザー研修等のほか、児童虐待に関する専門性を更に強化するため、児童福祉司、児童心理司、市町子ども家庭支援担当職員等を対象として、新任研修や現任研修等を企画し、実施する。
  - b 根拠
    - ・児童虐待防止対策支援事業実施要綱（厚生労働省）第 3 1 児童虐待防止対策研修事業 ⑦児童相談所及び市町職員専門性強化事業ア
    - ・児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（厚生労働省）1-⑦児童相談所及び市町職員専門性強化事業
  - c 支出の種類
    - 学識経験者等の講師等にかかる謝金等の支出である。
  - d 負担割合
    - 国 1/2、県 1/2

(エ) 児童福祉司任用前講習会

a 内容

県は、児童福祉司任用前後研修や児童福祉司スーパーバイザー研修等のほか、児童虐待に関する専門性を更に強化するため、児童福祉司として任用しようとする者等を対象として、研修を企画し、実施する。

b 根拠

- ・児童虐待防止対策支援事業実施要綱（厚生労働省）第3 1 児童虐待防止対策研修事業 ①児童福祉司任用前講習会ア
- ・児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（厚生労働省）1－①児童福祉司任用前講習会等

c 支出の種類

学識経験者等の講師等にかかる謝金等の支出である。

d 負担割合

国 1/2、県 1/2

イ. こころのしごと事業

(ア) 多職種間の連携強化

a 内容

児童虐待に対応した研修会を開催し、専門職としてのスキルアップを図るとともに、ケース検討会における情報交換により多職種間の連携を強化するものである。

b 支出の種類

研修会等の開催に要した経費の支出である。

c 負担割合

県単独事業であり、全額県負担。

(表Ⅲ－14－2－1：児童虐待相談機能強化事業費の推移)

(単位：百万円)

内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童虐待防止相談機能強化事業	1	2	2
こころのしごと事業	0	0	0
合計	1	2	2

(2) 児童虐待相談機能強化事業の実施状況

ア. 児童虐待防止相談機能強化事業の実施状況

(ア) 専門家相談の実施状況

児童虐待事案や援助困難ケース等について、医師、臨床心理士、元児童相談所職員等から助言、SVを受けることで、迅速かつ適切な対応を図っている。

(表Ⅲ-14-2-2：専門家相談実施状況)

(単位：回)

区分	平成30年度			令和元年度		
	中央	西部	合計	中央	西部	合計
医師	8	3	11	9	1	10
臨床心理士	1	9	10	4	2	6
元児童相談所職員	7	5	12	10	8	18
合計	16	17	33	23	11	34

(イ) 保護者カウンセリングの実施状況

児童を虐待した保護者等に対し、精神科医（3名に委嘱）や臨床心理士（2名に委嘱）による心理療法を実施し、虐待の再発防止や家族再統合等を図っている。

(表Ⅲ-14-2-3：保護者カウンセリング実施状況)

(人数/延べ回数)

	平成30年度	令和元年度
カウンセリング	6名/25回	5名/45回

(ウ) 心理療法事例検討会の実施状況

心理職の連携強化とスキルアップを目的として、心理療法事例検討委員会終了後の時間を利用して、児童福祉施設の心理職員との合同研修会を開催した。

令和元年度はグループ討議を中心に、相互に日頃の課題を提出し、検討を行った。施設の心理職員は一人職場が多く、グループでの意見交換を行うことで視野が広がり、課題解決に役立った。

イ. こころのしごと事業の実施状況

(ア) 「こころを学ぶ」事業（研修会講師派遣）の実施状況

地域で開催されている子育て支援、児童虐待防止、発達障害児支援等に関する研修会（対象者は、学校教員、保育所・幼稚園、要保護児童対策地域協議会等）に、職員を講師として派遣している。

研修会への講師派遣状況は、平成30年度は35回、令和元年度は25回である。

- (イ) トライアングルサポート事業（各職域で働く心理職同士のケース検討）の実施状況

各領域で働く専門職が情報共有するとともに対応能力を向上させるため、個別のケース検討会を随時行った。また、児童養護施設、児童自立支援施設等の心理職と定期的に情報交換会を行い、個別の心理療法について検討している。

- (ウ) 「こころのケア」スキルアップ事業（心理職のための研修会開催）の実施状況

各領域で働く専門職のスキルアップのため、外部講師を招いて研修会及び講演会を開催している。

平成 30 年度は、研修会、講演会を開催し、参加者は合計 86 名であった。令和元年度は、講演会、ワークショップを開催し、参加者は合計 122 名であった。

### (3) 児童虐待相談機能強化事業の事務手続の概要

#### ア. 国への国庫補助金申請等にかかる事務手続

- (ア) 申請手続

補助金の交付の申請をしようとする知事は、交付要綱に定める期限内に、指定の申請書を厚生労働大臣に提出する。なお、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、知事は交付要綱に定める期限内に、変更交付申請書を厚生労働大臣に提出する必要がある。

- (イ) 交付決定

厚生労働大臣は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として 2 か月以内に、提出された申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、知事に通知する。

- (ウ) 補助金の受入

厚生労働大臣は、知事に対し、交付決定を行った後、補助金を支払う。

- (エ) 実績報告

知事は、交付の決定のあった日の属する翌年度の 4 月 10 日までに、指定様式にて補助金にかかる事業実績報告を厚生労働大臣に提出する。

- (オ) 補助金の返還

知事は、補助金の額が確定し、既にその額を超える補助金の交付を受けている場合は、その超過部分について国庫に返還する。

(4) 児童虐待相談機能強化事業の監査手続

- ア. 児童虐待相談機能強化事業について、事業内容、事務処理についてヒアリング及び業務概要の閲覧を実施し、業務内容を確認した。
- イ. 国に対する国庫補助金申請にかかる一連の必要書類が作成され、申請、受入、報告されていることを確認した。

14-3. 児童虐待保護機能強化事業

(1) 児童虐待保護機能強化事業の概要

ア. 目的

児童虐待等により一時保護を行う児童が増える中、児童の特性等に応じて児童養護施設等へ一時保護委託することで、児童に最善のケアを保障することを目的としている。

イ. 根拠

児童福祉法、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱（厚生労働省）、同交付申請等の手続きについて（厚生労働事務次官）による。

ウ. 実施主体

香川県

エ. 交付対象

児童相談所長から児童の一時保護を委託された施設等

（児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、自立援助ホーム、里親）

オ. 内容

(ア) 支出の種類

児童相談所長から児童の一時保護を委託した児童養護施設等へ、国の定めた保護基準単価により、一時保護日数に応じて計算した委託費用の支払いを行うものである。

(イ) 負担割合

国 1/2、県 1/2

(表Ⅲ-14-3-1：児童虐待保護機能強化事業費の推移)

(単位：百万円)

内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一時保護委託事業	10	13	58

(2) 児童虐待保護機能強化事業の実施状況

児童相談所による介入的な関わりを強化しており、一時保護件数が増加している。一時保護の増加とともに、受け皿の確保が必要であり、また個々の児童の一時保護に至る背景も様々であることから、児童の特性やニーズに応じた個別的な保護環境が必要となっており、一時保護先として、児童養護施設や里親等に委託するケースが増加している。そのため、直近3年間での一時保護委託事業費は、大幅に増加している。

なお、表14-3-3中、西部子ども相談センター管轄の一時保護委託数が多いのは、一時保護所は、高松市内にある1施設のみで、西部子ども相談センター管轄区域にはないためである。

(表III-14-3-2：一時保護等の推移(件数))

内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一時保護延件数(件)	511	510	665
一時保護所	278	259	269
委託一時保護	233	251	396
児童人口(人) ※18歳未満	147,063	144,590	141,997
一時保護児童率(%)	0.35	0.35	0.47
一時保護延日数(日)	8,062	7,818	11,064
平均保護日数(日)	15.8	15.3	16.6
一日平均保護人数(人)	22.1	21.4	30.2

(出典：香川県社会的養育推進計画(令和2年3月)、香川県人口移動調査報告)

(表III-14-3-3：一時保護委託料支出内訳 令和元年度)

(単位：百万円)

施設の区分	施設名(所在市町)	支出額
児童養護施設	亀山学園(丸亀市)	3
	讃岐学園(高松市)	1
	恵愛学園(東かがわ市)	0
福祉型障害児入所施設	白鳥園(東かがわ市)	6
児童自立支援施設	斯道学園(高松市)	1
乳児院	神愛館(坂出市)	24
児童心理治療施設	若竹学園(高松市)	0
医療型障害児入所施設	かがわ総合リハビリテーションこども支援施設(高松市)	0

施設の区分	施設名（所在市町）	支出額
自立援助ホーム	なごみハウス園（高松市）	1
	丸亀おひさま荘（丸亀市）	5
	響（多度津町）	0
	歩（さぬき市）	1
ファミリーホーム	笑顔（まんのう町）	0
里親	27名	10
その他	指定障害福祉サービス事業所	0
計		58

（表Ⅲ－14－3－4 一時保護委託状況（委託先別）の推移）

（単位：人、日）

年度	委 託 先									
	警察等	児 童 福 祉 施 設					里 親	その他	計	延日数
		児童養護施設	乳児院	児童自立施設	児童心理治療施設	障害児関係施設				
29年度	6	84	38			12	81	12	233	3,155
	(4)	(64)	(21)			(7)	(28)	(9)	(133)	(1,905)
30年度	25	76	34	0	3	5	84	24	251	2,906
	(5)	(59)	(19)		0	(2)	(40)	(13)	(138)	(1,524)
元年度	27	80	36	37	4	17	94	101	396	6,560
	(21)	(46)	(15)	(11)	(2)	(10)	(49)	(69)	(223)	(3,962)

※（ ）内の数字は西部の再掲である。

### (3) 児童虐待保護機能強化事業の事務手続の概要

#### ア. 一時保護委託及び委託費用の支払いにかかる事務処理

##### (ア) 契約締結

子ども女性相談センター所長は、児童の一時保護委託先の施設等と業務委託契約を締結する。また、里親とは、随時、業務委託契約を締結する。

##### (イ) 一時保護委託の開始

一時保護が決定した児童で、委託先での一時保護が適当と決定された児童につき、子ども女性相談センター所長から施設等委託先へ一時保護委託通知書が送付される。同時に、保護者等に対し、一時保護委託決定通知書が送付され、一時保護委託が開始される。

##### (ウ) 一時保護委託の終了

一時保護の目的を達成し、一時保護が終了できると判断されれば、子ども女性相談センター所長から施設等委託先及び保護者に対し、一時保護委託解除通知書が送付され、一時保護は終了となる。

(エ) 一時保護委託業務完了報告

施設等一時保護委託先は、委託業務完了報告書を作成し、一時保護に要した費用にかかる請求書を添付し、県に提出する。

(オ) 委託料の支払い

子ども女性相談センター所長は、委託先から受領した報告書を確認後、一時保護委託一覧（氏名、委託開始日、委託終了日、日数、生活費等の明細）を作成し、県の出納課に請求し、決裁されたのち、1ヶ月以内に委託先に委託費用が支払われる。

イ. 県から国への国庫負担金申請に係る事務処理

(ア) 交付申請手続

知事は、翌会計年度において支弁する費用に対する国庫負担金について、児童福祉法による児童入所施設措置費など国庫負担金交付申請書を毎年3月末日までに四国厚生支局長に提出する。なお、国庫負担金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、変更申請書を提出する必要がある。

(イ) 交付決定及び受入

四国厚生支局長は、原則として、交付申請書の到達した日から70日以内に、交付決定し、知事に通知する。

厚生労働大臣は、県に対し、交付の決定のあった日の属する年度の3月末日までに、交付金の支払（精算払）を行う。

(ウ) 実績報告

知事は、会計年度終了ごとに事業実績報告書に關係書類及び国庫負担金にかかる歳入歳出決算書抄本を添付し、翌会計年度の7月末日までに四国更生支局長に提出する。

(4) 児童虐待保護機能強化事業の監査手続

ア. 事業の要綱を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。

イ. 一時保護委託にかかる一連の必要書類を閲覧し、一部サンプル項目について再計算を実施した。

ウ. 委託業務完了報告書と請求書、支払にかかる資料を閲覧し、支払金額と実績報告書の照合を実施した。

エ. 国に対する国庫負担金申請にかかる一連の必要書類が作成され、申請、受入、報告されていることを確認した。

#### 14-4. 児童虐待防止対策強化事業

##### (1) 児童虐待防止対策強化事業の概要

###### ア. 子ども虐待レスキュー香川運動推進事業

###### (ア) レスキューかがわ運動推進事業

###### a 内容

児童虐待の早期発見・早期対応を目的として、民間企業等に児童虐待を発見した際の通告等の協力依頼を行うものである。

###### b 根拠

児童虐待の防止等に関する法律による。

###### c 支出の種類

民間企業等への通告等の協力依頼に要した支出である。

###### d 負担割合

県単独事業であり、全額県負担。

###### (イ) 妊娠中からの虐待予防事業

###### a 内容

母子保健分野と連携して実施され、香川県では、県産婦人科医会との委託契約により通年で実施される事業。産婦人科医等を対象に、虐待予防研修会を開催し関係機関との連携強化を図るとともに、思いがけない妊娠等で悩む人に対し、産婦人科医によるメール相談を実施している。

###### b 根拠

- ・児童虐待防止対策支援事業実施要綱（厚生労働省）第3 11 官・民連携強化事業 ①民間団体委託推進事業
- ・児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（厚生労働省）11-①民間団体委託推進事業

###### c 支出の種類

県産婦人科医会との委託契約により通年で実施される事業に対する委託料である。

###### d 負担割合

国 1/2、県 1/2

###### (ウ) 妊娠 SOS 相談支援体制整備事業

###### a 内容

児童虐待による死亡事例のうち乳児の割合が高い現状を踏まえ、妊婦等に関わる者向けに専門家等による研修を開催したうえで、具体的な連携のあり方について検討を行い、支援体制を整備する。

###### b 根拠

- ・児童虐待防止対策支援事業実施要綱（厚生労働省）第3 1 児童虐待防止対策研修事業 ⑦児童相談所及び市町村職員専門性強化事業

- ・児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（厚生労働省）1－⑦児童相談所及び市町村職員専門性強化事業
- c 支出の種類
  - 研修等の企画、実施にかかる諸経費である。
- d 負担割合
  - 国 1/2、県 1/2
- (エ) 児童虐待死亡事例等検証委員会
  - a 内容
    - 外部有識者等をメンバーとした評価・検証委員会を設置し、児童相談所の業務管理・組織運営等についての評価と助言を行うことや、児童虐待による死亡事例等について、事実の把握を行い、死亡した児童等の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策の検討を行うものである。委員会で提言された再発防止策の取組にかかる助言、報告書作成等が含まれる。
  - b 根拠
    - ・児童虐待防止対策支援事業実施要綱（厚生労働省）第 3 12 評価・検証委員会設置促進事業 ①②③④⑤評価・検証委員会設置促進事業
    - ・児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（厚生労働省）12 評価・検証委員会設置促進事業
  - c 支出の種類
    - 児童虐待死亡事例等検証委員会の設置や運用にかかる諸経費である。
  - d 負担割合
    - 国 1/2、県 1/2
- (オ) 児童虐待防止啓発キャンペーン
  - a 内容
    - 児童相談所や市町における児童虐待に関する相談対応件数が増加している中で、各都道府県等において、児童虐待防止のための広報啓発等事業を実施することにより、地域住民や子どもの福祉に関わる者の児童虐待に関する意識の向上等を図り、児童虐待の予防や早期発見・早期対応に資することを目的とする。地域における児童虐待の通告先等の児童虐待に関する情報提供など、地域住民等の児童虐待に関する意識の向上を図るための広報啓発事業である。
    - 香川県では、毎年度 11 月の児童虐待防止月間に街頭キャンペーンを高松市と合同で実施しており、隔年度ごとに事務局を担当。開催にあたり、開催場所の確保や協力団体への参加依頼等を行うとともに、開催 1 週間前頃に高松市と合同でプレスリリースを行う。

また、児童虐待防止啓発等のリーフレットやグッズを作成し、市町等の関係機関に配布している。

b 根拠

- ・児童虐待防止対策支援事業実施要綱（厚生労働省）第3-17 児童虐待防止のための広報啓発等事業 ①広報啓発事業
- ・児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（厚生労働省）17 児童虐待防止のための広報啓発等事業

c 支出の種類

児童虐待防止普及啓発活動の実施にかかる諸経費である。

d 負担割合

国 1/2、県 1/2

(カ) 要保護児童ケース移管

a 内容

児童相談所が支援している児童虐待事案が県外に転出する際の転出先への対面による引継ぎ等を実施している。

b 根拠

香川県独自の事業である。

c 支出の種類

児童虐待の他都道府県への引継ぎ等の実施にかかる諸経費である。

d 負担割合

県単独事業であり、全額県負担。

(キ) 関係機関連絡調整員

a 内容

児童相談所において、関係機関との連絡調整を行う。

b 根拠

- ・児童虐待防止対策支援事業実施要綱（厚生労働省）第3-14 児童の安全確認等のための体制強化事業 ②事務処理対応職員
- ・児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（厚生労働省）14 児童の安全確認等のための体制強化事業

c 支出の種類

会計年度任用職員に対する人件費である。

d 負担割合

国 1/2、県 1/2

イ. 市町子育て支援事業

市町が実施主体となって行う、以下3事業に要する経費のうち、県負担分を各市町に交付する事業である。

(ア) 養育支援訪問事業

a 目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

b 内容

訪問支援者（※）が対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。

- (i) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
- (ii) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
- (iii) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援。
- (iv) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

※ 専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとする。

c 対象

本事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような状態にある家庭（里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。）を対象とする。

- (i) 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭。
- (ii) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。
- (iii) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。
- (iv) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。

(v) 公的な支援につながっていない児童（乳幼児健康診査等の谷間にある児童、3歳～5歳児で保育所、幼稚園等に通っていない児童）のいる支援を必要とする家庭。

(vi) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。

d 根拠

子ども・子育て支援交付金交付要綱、養育支援訪問事業実施要綱に定めるところによる。

e 実施主体

各市町

なお、市町が認めた者への委託を行うことができる。

f 支出の種類

市町の実施する事業にかかる諸経費であり、県補助分を市町に補助金として支出するものである。

g 負担割合

国 1/3、県 1/3、市町 1/3

(イ) 子育て短期支援事業

a 内容・対象者等

① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

内容	保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものである。
対象者	次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等である。 (i) 児童の保護者の疾病 (ii) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由 (iii) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由 (iv) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由 (v) 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合
期間	養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

② 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

内容	保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものである。
対象者	この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童である。

b 実施施設等

児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施する。児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等（市町が適当と認めた者。以下「里親等」という。）に委託することができるものとする。

c 根拠

子ども・子育て支援交付金交付要綱、子育て短期支援事業実施要綱による。

d 実施主体

各市町

なお、市町が認めた者への委託を行うことができる。

e 支出の種類

市町の実施する事業にかかる諸経費であり、県補助分を市町に補助金として支出するものである。

f 負担割合

国 1/3、県 1/3、市町 1/3

(ウ) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

a 目的

市町において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生产予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

b 内容

調整機関に職員（非常勤職員等を含む。以下「調整機関職員」という。）を配置し、次の（i）から（v）のいずれかを実施する。

なお、調整機関職員は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

<p>（i） 調整機関職員の 専門性強化</p>	<p>①②いずれかまたは両方を実施する。 ①調整機関職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合 次の「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講させる。 ア 児童福祉法第 13 条第 2 項第 1 号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する児童福祉司資格認定通信課程） イ 児童福祉法施行規則第 6 条第 6 号から第 10 号及び同条第 13 号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」） ②調整機関職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合 更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。 ア 子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修 イ 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修</p>
<p>（ii） 地域ネットワーク 構成員の連携 強化</p>	<p>地域ネットワーク構成員の連携強化を図るため、次の①及び②のいずれか又は両方の取組を行う。 ①インターネット会議システムの導入等により、地域ネットワーク構成員による緊急受理会議や個別ケース検討会議等を適時、適切に行い、その時々子ども等の状況に応じた支援内容等について、迅速かつ適切に協議、判断するための取組。 ②ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、要保護児童等について、地域ネットワーク構成員における情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行うための取組。</p>
<p>（iii） 地域ネットワーク 構成員の専門 性向上を図る取 組</p>	<p>地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての認識の共有と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。</p>

<p>(iv) 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組</p>	<p>地域ネットワークと訪問事業等との連携を図るため、次の①又は①及び②の取組を行う。</p> <p>①地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークが訪問者と協力して支援を行う取組。</p> <p>②地域ネットワークの調整機関として子どもや家庭の状況等を把握し、支援機関を選定する際の判断をより円滑に行うための家庭等への訪問による情報収集を行う取組や、利用者支援事業や妊娠・出産包括支援事業等との連携により、要支援事例についての役割分担や、支援対象者が地域ネットワークによるケース管理に移行する場合に必要な相互の調整等を図る取組。</p>
<p>(v) 地域住民への周知を図る取組</p>	<p>地域ネットワーク活動をはじめ、児童虐待防止につながる子育て支援や訪問事業活動等についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組や、マニュアル、援助事例集、又は地域で連携して行う子育て支援や児童虐待防止に関する情報を掲載した資料等を作成・配布し、周知を図る取組。</p>

c 根拠

子ども・子育て支援交付金交付要綱、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業実施要綱による。

d 実施主体

各市町

e 支出の種類

市町の実施する事業にかかる諸経費であり、県補助分を市町に補助金として支出するものである。

f 負担割合

国 1/3、県 1/3、市町 1/3

ウ. 専門性強化事業

(ア) 警察 OB・教員 OB・弁護士の配置

a 内容

対応困難な児童虐待事案への的確・迅速な対応のため、各児童

相談所に警察 OB、児童虐待や DV など、法的に高度な知識を要する事案への対応のため、非常勤嘱託弁護士、一時保護となった児童の学習支援や一時保護児童が所属する学校等と連携強化を図るため、教員 OB を配置するものである。

b 根拠

- ・児童虐待防止対策支援事業実施要綱（厚生労働省）  
（警察 OB）第 3 14－（2）－①児童の安全確認等のための体制強化事業 1. 安全確認対応職員

（教員 OB）第 3 10 一時保護機能強化事業①学習指導協力員

（弁護士）第 3 4 法的機能強化事業①②③法的機能強化事業

- ・児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（厚生労働省）

（警察 OB）14 児童の安全確認等のための体制強化事業

（教員 OB）10－②－アイ 学習指導協力員

（弁護士）②－1 法的機能強化事業

c 支出の種類

会計年度任用職員に対する人件費である。

d 負担割合

国 1/2、県 1/2

(イ) 児童相談所体制強化

a 内容

① 児童虐待防止対策研修事業

児童福祉法等の改正に伴い義務化された研修（児童福祉司任用前研修、児童福祉司任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修、要保護児童対策調整機関の調整担当者研修）を実施する。

種類
児童福祉司任用前研修
児童福祉司任用後研修
児童福祉司 SV 研修
要保護児童対策調整機関専門職研修
児童相談所長研修
職種・経験別職員研修
児童虐待対応特別強化研修

② その他の研修

児童福祉法改正により、養子縁組里親としての研修、相談支援を行うことが都道府県の業務とされたこと等に伴い、児童相談所等において研修や制度説明会等を実施する。

種類
特別養子縁組制度講演会
社会的養護処遇改善加算研修

b 根拠

① 児童虐待防止対策研修事業

- ・児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について（厚生労働省）
- ・児童虐待防止対策支援事業実施要綱（厚生労働省）第3 1 児童虐待防止対策研修事業

研修種類	要綱
児童福祉司任用前研修	①児童福祉司任用前講習会のイ
児童福祉司任用後研修	②児童福祉司任用後研修
児童福祉司 SV 研修	③児童福祉司スーパーバイザー研修
要保護児童対策調整機関 専門職研修	④要保護児童対策調整機関調整担当者研修
児童相談所長研修	⑤児童相談所所長研修
職種・経験別職員研修	⑦児童相談所及び市町村職員専門性強化 事業のイ
児童虐待対応特別強化 研修	⑦児童相談所及び市町村職員専門性強化 事業のア

- ・児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱

研修種類	要綱
児童虐待任用前研修	1－①児童福祉司任用前講習会のイ
児童福祉司任用後研修	1－②児童福祉司任用後研修
児童福祉司 SV 研修	1－③児童福祉司スーパーバイザー研修
要保護児童対策調整機 関専門職研修	1－④要保護児童対策調整機関調整担当 者研修
児童相談所長研修	1－⑤児童相談所所長研修
職種・経験別職員研修	1－⑦児童相談所及び市町村職員専門性 強化事業のイ
児童虐待対応特別強化 研修	1－⑦児童相談所及び市町村職員専門性 強化事業のア

② その他の研修

- ・香川県養育里親研修実施要綱
- ・香川県養子縁組里親研修実施要領

- c 支出の種類
 

児童相談所主催分は、講師への謝金、旅費、会場費等の経費支出。  
外部研修参加分は、委託契約が必要な研修については、委託契約を締結し、参加費を委託料、負担金として支出するもの。
  - d 負担割合
 

児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱  
(厚生労働省) に基づくものは、国 1/2、県 1/2。  
それ以外は、全額県負担。
- エ. 児童相談所体制強化インフラ整備事業
- (ア) 児童相談所システム
- a 内容
 

児童・保護者情報、支援状況等をシステムに入力し、児童相談、虐待通告等の記録票や各種会議資料、台帳作成等を支援するとともに、児童相談情報のデータベースを構築し、適正にシステムセキュリティ等を確保しながら、データベース化された情報の活用や組織的な情報管理等の機能により、システム導入のメリットを活かして、相談対応から支援に至る一連の業務処理について正確かつ迅速な処理を図るものである。
  - b 実施主体
 

香川県
  - c 支出の種類
 

児童相談所システムの賃貸借契約に基づく賃借料支出である。
  - d 負担割合
 

全額県負担である。

(表Ⅲ-14-4-1：児童虐待防止対策強化事業費の推移)

(単位：百万円)

内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
こころのしごと事業	0	0	0
子ども虐待レスキュー香川運動推進事業	1	2	3
子ども虐待レスキュー香川運動推進事業 (会計年度)	-	2	5
市町子育て支援事業	3	3	4
専門性強化事業 (会計年度) (※1)	-	-	21
子ども女性相談センターの体制強化 (※1)	9	10	-
専門性強化事業 (※2)	-	-	1
児童相談所の体制強化 (※2)	0	1	-
児童相談所体制強化インフラ整備事業	1	2	2
合計	16	22	37

※1 事業名称変更 (平成 30 年度まで子ども女性相談センターの体制強化、令和元年度から専門性強化事業 (会計年度))

※2 事業名称変更 (平成 30 年度まで児童相談所の体制強化、令和元年度から専門性強化事業)

(2) 児童虐待防止対策強化事業の実施状況

各内訳別に、下記のとおりである。

ア. 子ども虐待レスキュー香川運動推進事業

(ア) レスキューかがわ運動推進事業

地元企業等に通報等の協力を依頼しているほか、子育て美容—eki 認定店舗への情報提供等を行っている。

(イ) 妊娠中からの虐待予防事業

産婦人科医等を対象とした虐待予防研修会の開催を予定していたが、令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止となった。また、産前産後母子支援事業や産後ケア事業等、不安を抱える子育て家庭へ妊娠・出産期からの支援体制充実を図るため、医療機関関係者向けの研修会の開催、思いがけない妊娠等で悩む人に対して、サイト開設、産婦人科医によるメール相談を実施した結果、令和元年度相談件数は 68 件であった。

(ウ) 妊娠 SOS 相談支援体制整備事業

精神疾患を有する妊産婦等の支援のあり方についての専門性向上を目的として、研修会等を実施することを予定していたが、令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止となった。

(エ) 児童虐待死亡事例検証委員会

平成 28 年度発生事案につき、平成 30 年に 3 回の委員会開催、平成 30 年 11 月に報告書公表。

平成 29 年度発生事案につき、平成 30 年に 6 回の委員会開催、平成 30 年 11 月に報告書公表。

(オ) 児童虐待防止啓発キャンペーン

児童虐待防止推進月間（11 月）に、児童虐待防止講演会、高松市と合同で、児童虐待・DV 防止、里親啓発街頭キャンペーンを実施している。

また、各種リーフレット等（心理的虐待（面前 DV）防止啓発、子どもの泣き声に困っていませんか、愛の鞭ゼロ作戦）を作成し、各市町の要保護児童対策地域協議会を通じた周知啓発を実施している。

(カ) 関係機関連絡調整員

令和元年度末の設置状況は、下記のとおりである。

設置場所	人数
子ども女性相談センター	1 名
西部子ども相談センター	1 名

イ. 市町子育て支援事業

令和元年度の各市町の実施状況は、以下のとおりである。

(表Ⅲ-14-4-2：市町子育て支援事業費)

(単位：円)

市町名	(ア) 養育支援訪問事業	(イ) 子育て短期支援事業	(ウ) 子どもを守る地域 ネットワーク強化事業
高松市	390,000	142,000	130,000
丸亀市	10,000	258,000	1,195,000
坂出市	-	-	-
善通寺市	251,000	3,000	-
観音寺市	-	-	213,000
さぬき市	200,000	-	237,000
東かがわ市	-	2,000	-
三豊市	6,000	12,000	460,000
土庄町	-	-	-
小豆島町	2,000	-	230,000
三木町	-	-	24,000
直島町	-	-	-
宇多津町	28,000	12,000	-
綾川町	80,000	-	108,000
琴平町	80,000	-	-
多度津町	-	-	-
まんのう町	-	10,000	-
合計	1,047,000	439,000	2,597,000
補助金交付 市町数	9	7	8

ウ. 専門性強化事業

(ア) 警察 OB・教員 OB・弁護士の配置

令和元年度末の配置状況は、下記のとおりである。

(表Ⅲ-14-4-3 :

警察 OB・教員 OB・弁護士の配置状況 (令和元年度))

職種	設置場所	人数
警察 (OB)	子ども女性相談センター	1
	西部子ども相談センター	1
教員 (OB)	一時保護所	1 (※1)
弁護士	子ども女性相談センター	3 (※2)
	西部子ども相談センター	1 (※3)

※1 令和2年度からは2名に増員している。

※2 平成31年4月から、週3.5日配置に増加したもの。

※3 平成31年4月から、週2日配置に増加したもの。

(イ) 児童相談所体制強化

児童相談所主催による法定研修の修了者数は下記のとおりである。平成28年度の児童福祉法の改正により、平成29年度から義務化されたことから、平成29年度が修了者は増加しており、その後も、新たに任用され対象となった者が研修を受講している。

(表Ⅲ-14-4-4 : 研修修了者の推移)

(単位 : 人)

研修種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市町要保護児童対策地域協議会調整機関職員研修	28	11	11
児童福祉司任用前研修	0	1	0
児童福祉司任用後研修	14	11	10

外部開催の研修についての派遣状況 (令和元年度) は、下記のとおりである。

(表Ⅲ-14-4-5 : 外部開催研修への派遣状況 (令和元年度))

研修種類	人数
児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修 (前期・後期)	各4
義務研修講師等養成研修	1

研修種類	人数
児童相談所長研修（前期・後期）	各 1
児童相談所児童心理司指導者研修	2
児童相談所の体制整備・専門性向上に関する調査研究ブロック研修	1
子供の権利養護を考える研修会	1
全国児童相談所に働く保健師のつどい	1

エ. 児童相談所体制強化インフラ整備事業

(ア) 児童相談所システム

ベンダーからのシステム借入にかかる賃借料の支払のみであり、その他の支出はない。

(3) 児童虐待防止対策強化学業の事務手続の概要

ア. 国への国庫補助金申請等にかかる事務手続

(ア) 申請手続

補助金の交付の申請をしようとする知事は、交付要綱に定める期限内に、指定の申請書を厚生労働大臣に提出する。なお、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、知事は交付要綱に定める期限内に、変更交付申請書を厚生労働大臣に提出する必要がある。

(イ) 交付決定

厚生労働大臣は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に、提出された申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、知事に通知する。

(ウ) 補助金の受入

厚生労働大臣は、知事に対し、交付決定を行った後、補助金を支払う。

(エ) 実績報告

知事は、交付の決定のあった日の属する翌年度の4月10日までに、指定様式にて補助金にかかる事業実績報告を厚生労働大臣に提出する。

(オ) 補助金の返還

知事は、補助金の額が確定し、既にその額を超える補助金の交付を受けている場合は、その超過部分について国庫に返還する。

イ. 市町からの補助金申請及び支払等にかかる事務手続

(ア) 申請手続

補助金の交付の申請をしようとする市町長は、県が定める日まで

に、指定の申請書を知事に提出する。なお、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、市町長は変更申請書を知事に提出する必要がある。

(イ) 交付決定

知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、市町長に通知する。なお、市町長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(ウ) 実績報告

市町長は、交付の決定のあった日の属する翌年度の 4 月 10 日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 か月を経過した日）までに、指定様式にて補助金にかかる事業実績報告を知事に提出する。

(エ) 実績報告書の受理及び補助金交付金額の確定

知事は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、市町長に通知する。

知事は、市町から実績報告の提出を受け、必要な審査を行い、取りまとめを行った上、毎年 4 月末までに内閣総理大臣に提出する。

(オ) 補助金の支払

県は、各市町に対し、交付の決定のあった日の属する翌年度の 5 月末までに、補助金の支払（精算払）を行う。

(4) 児童虐待防止対策強化事業の監査手続

- ア. 児童虐待防止対策強化事業について、事業内容、事務処理についてヒアリング及び業務概要の閲覧を実施し、業務内容を確認した。
- イ. 国に対する国庫補助金申請にかかる一連の必要書類が作成され、申請、受入、報告されていることを確認した。
- ウ. 各市町の交付申請書及び必要添付書類を閲覧し、両者の整合性の確認、一部サンプル項目について再計算を実施した。
- エ. 市町への実績報告書と支払に係る伺書を閲覧し、支払金額が実績報告書と整合しているかの検討を実施した。
- オ. 国の要綱等に対する県の要綱の準拠性を確認するため、国が定める交付要綱及び実施要領と県の交付要綱を照合した。

#### 14-5. 児童虐待防止医療ネットワーク事業

児童相談所では対応が困難な医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関を協力医療機関に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得ることにより、児童相談所等の医療的機能を強化するものである。

また、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ、身体的虐待を疑わせる子どもの受診が多く、医療機関においては児童虐待に関する知識や経験、組織的対応の体制構築が求められていることから、地域医療全体の児童虐待防止体制の整備を図るものである。

##### (1) 児童虐待防止医療ネットワーク事業の概要

###### ア. 児童虐待防止医療連携強化事業

###### (ア) 児童虐待防止医療ネットワーク事業

###### a 内容

香川県では、以下の内容で事業を実施している。

###### (i) 児童虐待専門コーディネーターの配置

中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーター（児童虐待の専門知識を有する医療ソーシャルワーカー（MSW）等）を配置し、院内及び地域の関係者との連絡・調整を行う。

###### (ii) 児童虐待対応に関する相談への助言等

地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談に対し助言する。救急搬送での対応事例について、地域の医療機関に情報提供する。

###### (iii) 児童虐待対応向上のための教育研修

地域の医療機関の医師等を対象に、児童虐待対応ができる体制整備のための教育研修を実施する。

###### (iv) 拠点病院における児童虐待対応体制の整備

児童虐待専門コーディネーターを中心として、院内に児童虐待対策委員会を設置し、医学的所見や本人や保護者等の情報等を共有し、対応方針・役割分担を決定するなど、児童虐待対応体制を整備し、児童虐待対応マニュアルなどを作成する。

###### b 根拠

- ・児童虐待防止対策支援事業実施要綱（厚生労働省）第3-3 医療的機能強化等事業 ②児童虐待防止医療ネットワーク事業
- ・児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（厚生労働省）3-② 児童虐待防止医療ネットワーク事業

###### c 支出の種類

委託先への委託料支払である。

- d 負担割合  
国 1/2、県 1/2
- (イ) 医療連携強化事業
- a 内容
- (i) 対象者  
児童相談所又は市町で相談を受理した子ども（一時保護中の子どもを含む。）及び保護者で、児童相談所が心身の治療の必要性等について協力医師からの専門的技術的助言を要すると判断した者とする。
- (ii) 実施方法
- ① 県児童相談所は医学的助言が必要な児童・保護者等が生じた際、医師に対して医学的助言を依頼する。
  - ② 医師は児童相談所職員に対して、児童、保護者等に関する医学的助言を行う。
  - ③ 県児童相談所は医学的助言を受けた内容等について、実施報告書（別紙様式）を作成し、県に提出するものとする。
  - ④ 県は、提出された書類により事業が適正に行われていることを確認した時は、予算の範囲内で医師に対して助言に要した費用を支払うものとする。
- b 根拠
- ・児童虐待防止対策支援事業実施要綱（厚生労働省）第 3 3 医療的機能強化等事業 ①医療的機能強化事業
  - ・児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（厚生労働省）3-① 医療的機能強化事業
- c 支出の種類  
協力医師への謝金等の支出である。
- d 負担割合  
国 1/2、県 1/2

(表Ⅲ-14-5-1：児童虐待防止医療ネットワーク事業費の推移)

(単位：百万円)

内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童虐待防止医療ネットワーク事業	3	1	3
合計	3	1	3

(2) 児童虐待医療ネットワーク事業の実施状況

香川県では、平成 25 年度から、当該事業を、四国こどもとおとなの医療センターを拠点病院とし、事業を委託し実施している。

医療機関等に対し地域における子ども虐待診療の対応力の向上のための研修や助言を行っている。虐待専門コーディネーターを配置した拠点病院において、県内の医療機関に対する研修や助言を行い、虐待の早期発見・早期対応のための体制を整備している。

### (3) 児童虐待医療ネットワーク事業の事務手続の概要

#### ア. 国への国庫補助金申請等にかかる事務手続

##### (ア) 申請手続

補助金の交付の申請をしようとする知事は、交付要綱に定める期限内に、指定の申請書を厚生労働大臣に提出する。なお、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、知事は交付要綱に定める期限内に、変更交付申請書を厚生労働大臣に提出する必要がある。

##### (イ) 交付決定

厚生労働大臣は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として 2 か月以内に、提出された申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、知事に通知する。

##### (ウ) 補助金の受入

厚生労働大臣は、知事に対し、交付決定と同時に、交付決定を行った後、補助金を支払う。

##### (エ) 実績報告

知事は、交付の決定のあった日の属する翌年度の 4 月 10 日までに、指定様式にて補助金にかかる事業実績報告を厚生労働大臣に提出する。

##### (オ) 補助金の返還

知事は、補助金の額が確定し、既にその額を超える補助金の交付を受けている場合は、その超過部分について国庫に返還する。

#### イ. 委託先との委託契約締結等にかかる事務手続

##### (ア) 委託契約

毎年 4 月、委託業者との委託契約を締結する。

##### (イ) 履行確認

委託業者が実施する研修会等への参加により、委託業務の履行確認を行う。

##### (ウ) 実績報告

毎年 3 月、委託業者は、委託業務の実施報告書を作成、県はこれを受領し、検査を実施する。

(エ) 委託料支払

翌年度4月、県は、委託業者に対し委託料の支払いを行う。

(4) 児童虐待医療ネットワーク事業の監査手続

- ア. 児童虐待医療ネットワーク事業について、事業内容、事務処理についてヒアリング及び業務概要の閲覧を実施し、業務内容を確認した。
- イ. 国に対する国庫負担金申請にかかる一連の必要書類が作成され、申請、受入、報告されていることを確認した。

15. 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

(1) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の概要

ア. 目的

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立支援ホームを退所した者又は里親若しくはファミリーホームへの委託が解除された者に対して、就職又は進学時に安定した生活基盤を築き自立の促進を図ることを目的として、自立支援資金の貸付を実施する事業である。

イ. 実施主体

実施主体は社会福祉法人香川県社会福祉協議会であり、県は貸付額及び貸付事務費の一部について補助金を交付する。

ウ. 補助内容

(ア) 負担割合

国 9/10、県 1/10

なお、平成 28 年度及び平成 30 年度に国庫補助金を受け入れ、県は実施主体に支出し、貸付原資として管理している。

エ. 事業内容

児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者のうち、就職している者及び進学している者に対して下記の貸付を行う。

なお、令和 2 年 6 月より、新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の事業拡充に伴い、県においても新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある就職者及び進学者を対象に、貸付期間及び貸付額の拡充を行っている。

(ア) 生活支援費

進学者に貸し付ける生活のための費用

a 貸付期間

大学等に在学する期間

b 貸付額

月額 50,000 円

(イ) 家賃支援費

進学者及び就職者に貸し付ける家賃支払のための費用

a 貸付期間

進学者：大学等に在学する期間

就職者：児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後から 2 年  
(ただし就労している期間に限る)

b 貸付額

管理費及び共益費を含む 1 月あたりの家賃相当額

(ただし居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額が限度)

(表Ⅲ-15-1：児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業費の推移)

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸付額	1	3	4
貸付事務費	1	1	1
計	2	4	5

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸付原資	14	86	82
県補助額	0	0	0

## (2) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の実施状況

貸付の実施状況は以下のとおりである。平成 28 年度から事業が開始され、令和元年度は 4 期目となる。児童相談所と連携のうえ、児童養護施設等を退所予定の者について当事業の利用を周知しており、基本的に資格要件に該当する対象者全員が貸付を申請・利用している状況である。

また、借受人が事業運営要領第 10 条「返還の債務の当然免除」に定められた要件（(1) 借受人の進学者が大学等を卒業した日から 1 年以内に就職し、かつ 5 年間引き続き就業を継続したとき、(2) 借受人の就職者が就職した日から 5 年間引き続き就業を継続したとき、(3) (1) 及び (2) に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき）を満たす場合には貸付金の返還が免除されることとなっており、これまでの貸付対象者は全員が上記要件に該当する者であったことから、貸付金の返還が生じたことはない。

なお、当事業の他に保護者等からの経済的な支援が見込まれない者に対して支援を行う関連事業として、令和元年度より開始された「社会的養護自立支援事業」及び「就学者自立生活援助事業」があるが、県は、当事業は児童養護施設等を退所し一人暮らしを開始したうえで進学又は就職をする者を対象とし、関連事業は児童養護施設等に入所しながら進学又は就職をする者を対象とすることで、整理を行っている。

(表Ⅲ-15-2：貸付人数の推移)

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸付人数	1	6	7
就職者	0	3	4
進学者	1	3	3

(3) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の事務手続の概要

ア. 県から実施主体への補助金支払に係る事務処理

(ア) 交付申請及び交付決定

県社会福祉協議会は、貸付事業計画書を策定し、県による承認を受けた後、補助金交付申請書に関係書類を添えて県に提出し、県は、申請内容を審査し交付決定を行い、書面により通知する。

(イ) 計画変更書の提出及び承認

県社会福祉協議会は、承認済みの貸付事業計画を変更する場合には、変更計画書を策定し、県の承認を受ける。

(ウ) 貸付対象者の募集・決定

県社会福祉協議会は、貸付対象者を募集し、県、県社会福祉協議会、児童相談所で事前に対象者との個別面談を実施のうえ、審査委員会において決定される。

(エ) 変更交付申請及び変更交付決定

県社会福祉協議会は、期中で事業の内容の変更をする場合には、県に変更交付申請書を提出し、県による承認を受ける。

(オ) 実績報告及び検査実施

県社会福祉協議会は、事業の完了した日から1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書及び関連書類を県に提出する。

(カ) 額の決定及び補助金の交付

県は、実績報告等を受理し内容を審査のうえ、交付金額を確定し、書面により通知する。県社会福祉協議会から提出された請求書を受理し、補助金の交付を行う。

イ. 実施主体による貸付事務処理

(ア) 貸付申請

申請者は、貸付申請書及び添付書類を用意し、県社会福祉協議会に提出する。

(イ) 貸付決定の通知

県社会福祉協議会は、申請者の資格要件等を確認、貸付申請書及び添付書類を受理し貸付決定を行い、申請者に通知する。

(ウ) 借用書等の提出

借受人は、借用書及び口座申請書を作成し県社会福祉協議会に提出する。

(エ) 貸付金の交付

県社会福祉協議会は、半年に1回、就学又は就業証明書を確認し申請者の資格要件に変更がないことを確認のうえ、貸付金の振込を行う。

(4) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の監査手続

- ア. 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の概要資料、事業実施要綱及び事業運営要領を閲覧し、事業内容、事務処理について質問を実施した。
- イ. 補助金の交付申請から交付までの一連の資料を閲覧し、事業実施要項及び事業運営要領等で定められた申請・報告・承認の実施状況を検証した。
- ウ. 実績報告書等の補助金算定に関する資料を閲覧し、補助金交付要綱第4条に定められた交付の算定方法と照合のうえ、補助金交付額の再計算を実施した。
- エ. 県社会福祉協議会への実地調査について質問を実施した。
- オ. 貸付申請書等の貸付事務に関する資料を閲覧し、県社会福祉協議会が実施する貸付事務に関して質問を実施した。
- カ. 国が定める当事業の実施要綱を閲覧し、県が定める実施要綱等の規定内容の準拠性を検討した。

## 16. 児童養護施設等整備事業

### (1) 児童養護施設等整備事業の概要

#### ア. 目的

児童養護施設等整備費補助金を交付することにより、同施設等における家庭的養育を進めるための施設整備を支援することである。

#### イ. 根拠

香川県児童養護施設等整備費補助金交付要綱、香川県補助金等交付規則、香川県社会福祉法人の助成に関する条例、同施行規則、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱による。

#### ウ. 対象費用

児童養護施設等の整備費用（※）

※ 施設整備とは、創設、大規模修繕等、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備等である。

#### エ. 対象者

児童養護施設等を運営する社会福祉法人等の事業者（以下「事業者等」という。）である。

#### オ. 支出の種類

補助金

#### カ. 交付金額の決定方法と負担割合の概要

国から県へ交付される交付金である「次世代育成支援対策整備計画交付金」は、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱に基づき算出された基礎点数を元に、対象経費総額の1/2を上限として補助金額が決定される。

県から事業者等への交付金である「児童養護施設等整備費補助金」は、香川県児童養護施設等整備費補助金交付要綱に基づき、上記基礎点数を元に、対象経費総額の3/4を上限として補助金額が決定される。

（表Ⅲ－16－1：次世代育成支援対策施設整備計画実績の推移）

（単位：百万円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象経費の総事業費	247	238	53
補助金基礎額	121	178	36
国からの交付額	81	118	24
県の負担額	40	59	12

### (2) 児童養護施設等整備事業の実施状況

事業の実施状況は以下のとおりである。年度によって金額に変動があるのは、毎年事業者等からの補助金利用の相談に応じた上で県が国と協議し、交付

金額が決定されるため、毎年の事業者のニーズに応じて実績額が変動することになる為である。

平成 29 年度から令和元年度の直近 3 年間では、児童養護施設等の環境を出来るだけ通常家庭に近い形にしていきたい、という国の方針の下、入所児童の自立支援の充実及び子どもの権利擁護を図るという目的達成のため、施設の大規模改修、設備の更新等が行われているものである。

(表Ⅲ-16-2 :

平成 29 年度次世代育成支援対策施設整備計画実績の概要 (通常整備事業分)

(単位 : 百万円)

施設種別	所在地	整備区分	対象経費の 総事業費	交付金精算額 国からの交付額	交付金精算額 県負担額
児童心理 治療施設	香川県 高松市	拡張	146	51	25
児童心理 治療施設	香川県 高松市	大規模修繕	101	30	14
合計			247	81	40

(表Ⅲ-16-3 :

平成 30 年度次世代育成支援対策施設整備計画実績の概要 (通常整備事業分)

(単位 : 百万円)

施設種別	所在地	整備区分	対象経費の 総事業費	交付金精算額 国からの交付額	交付金精算額 県負担額
児童養護 施設	香川県 高松市	大規模修繕	238	118	59
合計			238	118	59

(表Ⅲ-16-4 : 令和元年度次世代育成支援対策施設整備計画実績の概要 (通常整備事業分))

(単位 : 百万円)

施設種別	所在地	整備区分	対象経費の 総事業費	交付金精算額 国からの交付額	交付金精算額 県負担額
児童養護 施設	香川県 高松市	創設 (※)	53	24	12
合計			53	24	12

※ 従来、地域小規模児童養護事業を賃貸物件で実施していたところ、より通常家庭に近い間取りの施設を創設したものである。

(3) 児童養護施設等整備事業事務手続の概要

- ア. 県は、次世代育成支援対策施設整備交付金について国と協議する。(令和元年度は平成31年2月)
- イ. 国は県に対して同交付金内示予定額を通知する。この後、県は事業者等に対し同金額を通知する。県は、国から交付を受ける金額の3/2の額を事業者等に交付することになるため、この時点で事業者等が受け取れる交付金額の総額がおおよそ決定することになる。(令和元年度は平成31年4月)
- ウ. 事業者等より申請書「香川県児童養護施設等整備費補助金の交付申請について」が、添付書類「児童養護施設等整備費補助金申請額内訳」、「事業計画」、「設計書」、「設計金額内訳明細書」、「歳入歳出予算見込書抄本」、「県税及び地方法人特別税に滞納がないことの証明書」等と共に県に提出される。(令和元年度は令和元年5月)
- エ. 県から国へ「次世代育成支援対策施設整備交付金」の申請が行われる。(令和元年度は令和元年7月)
- オ. 事業者等から県に対し「設計審査依頼書」が提出される。県は、事業者等から提出のあった資料から、設計が適正であるかを審査し、「設計審査に係る意見」を事業者等へ送付する。事業者等は、意見のあった箇所について改善を行い、県へ「改善措置報告」を行う。(令和元年度は概ね令和元年5月から9月)
- カ. 「次世代育成支援対策施設整備交付金」金額が決定し、国から県へ通知される。(令和元年度は概ね令和元年9月)
- キ. 事業者等から県に対し、工事業者の入札者リストが提出される。県は、入札者リストの中に独占禁止法違反等の処分を受けている等不適切な工事事業者が含まれていないことを確認する。(令和元年度は概ね令和元年9月から10月)
- ク. 事業者等は入札を実行し、入札の結果を県に報告、工事契約書等を県に提出し、工事に着工する。
- ケ. 事業者等から県に対し「中間検査依頼書」が提出される。県は、事業者等からの依頼に応じ施設の中間検査を実施し、「中間検査に係る意見」を事業者等へ送付する。事業者等は、意見のあった箇所について改善を行い、県へ「改善措置報告」を行う。(令和元年度は令和元年10月から令和2年1月)
- コ. 施設竣工の直前に、事業者等から県に対し「竣工検査依頼書」が提出される。県は、事業者等からの依頼に応じ施設の竣工検査を実施し、「竣工検査に係る意見」を事業者等へ送付する。事業者等は、意見のあった箇所について改善を行い、県へ「改善措置報告」を行う。
- サ. 補助事業の完了後、事業者等から県に対し事業実績の報告があり、県は事業内容を審査のうえ、事業者等に対し補助金を交付する。
- シ. また、県は国に対し、「次世代育成支援対策施設整備交付金交付事業実績報告」を行う。

(4) 監査手続

- ア. 香川県児童養護施設等整備費補助金交付要綱、香川県補助金等交付規則、香川県社会福祉法人の助成に関する条例、同施行規則、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱、事務処理マニュアルを入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。
- イ. 交付金の申請、決定、支出命令書等を閲覧し、補助金決定額について再計算を実施した。
- ウ. 令和元年度の補助対象事業に係る工事契約書及び工事事業者の競争入札に係る報告書を閲覧し、工事業者の決定について検討を実施した。

## 17. 児童扶養手当給付事業

### (1) 児童扶養手当給付事業の概要

#### ア. 意義

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

#### イ. 根拠

児童扶養手当法、同法施行令、同法施行規則による。

#### ウ. 受給資格

##### (1) 母子家庭

父と生計を別にする児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満の心身に障害のある児童)を監護している母親又は養育者。

##### (2) 父子家庭

母と生計を別にする児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満の心身に障害のある児童)を監護している父親又は養育者。

※ ただし、以下①～④の場合は受給資格に当たらない

①児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき

②児童や手当を受けようとする父若しくは母又は養育者が日本国内に住んでいないとき。

③父又は母が婚姻しているとき

④平成15年4月1日以前に支給要件に該当してから5年を経過しているとき。

#### (ア) 支給額等

##### (1) 全額支給

児童が1人のとき	43,160円/月
児童が2人目のときは1人につき	10,190円を加算
児童が3人目以降のときは1人につき	6,110円を加算

##### (2) 一部支給

児童が1人のとき	43,150円～10,180円
児童が2人目のときは1人につき	10,180円～5,100円を加算
児童が3人目以降のときは1人につき	6,100円～3,060円を加算

※所得制限あり(下記、表Ⅲ-17-1参照)

(表Ⅲ-17-1：所得制限限度額)

(単位：円)

扶養親族の数	請求者本人		扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000 (1,220,000)	1,920,000 (3,114,000)	2,360,000 (3,725,000)
1人	870,000 (1,600,000)	2,300,000 (3,650,000)	2,740,000 (4,200,000)
2人	1,250,000 (2,157,000)	2,680,000 (4,125,000)	3,120,000 (4,675,000)
3人以上	以下所得については380,000円ずつ加算		

※1 括弧書きは給与所得者の場合、所得に対する収入額である

※2 限度額に加算されるもの

①請求者本人の場合 同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円、特定扶養親族又は控除対象扶養親族1人につき15万円

②孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合 老人扶養親族1人につき6万円(ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は1人を除く)

(イ) 支給月

1月、3月、5月、7月、9月、11月の年6回

(ウ) 負担割合

国1/3、県又は市2/3

※ 町分は県、市分は市が支給する。

(表Ⅲ-17-2：児童扶養手当受給者の世帯数)

(単位：世帯、百万円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給者数 (県全体)	9,296	9,038	8,736	8,516	8,210
受給者数 (県管轄※)	1,330	1,343	1,291	1,242	1,205
支給額 (県管轄※)	613	619	633	626	607

※ 県管轄は、市以外の町(土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町)。

(表Ⅲ-17-3：ひとり親家庭数)

(単位：世帯)

年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
母子家庭	6,205	6,322	6,396
父子家庭	770	772	750
合計	6,975	7,094	7,146

## (2) 児童扶養手当給付事業の実施状況

上記の表 17-2 児童扶養手当受給者数の推移より、受給者数は県全体、県管轄ともに減少傾向であるが、支給額については平成 28 年度を機に増加傾向にある。これは、平成 28 年 8 月から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の 2 人目の加算額が月額 5 千円から最大で月額 1 万円に増加し、3 人目の加算額が月額 3 千円から最大で月額 6 千円に増加したためである。また、平成 29 年 4 月から物価スライド制を導入しており、物価の上下に合わせて支給額も変動するようになり、現状の支給額となっている。

## (3) 事務手続の概要

## ア. 対象者の申請について

- (ア) 対象者は、町に認定請求書に必要書類を添えて申請する。
- (イ) 町から県へ、認定請求書等を送付する。
- (ウ) 県で認定請求書等を審査し、認可決定する。
- (エ) 町へ審査結果、対象者への通知書等を送付する。
- (オ) 町から対象者へ、通知書等を送付する。

## イ. 対象者への支払について

月末締めで 2 か月ごとに 11 日に対象者の口座へ支払をする。

(1, 3, 5, 7, 9, 11 月の年 6 回)。

※ 上記の申請手続から対象者への支払に関して、市分は市で実施している。

## (4) 監査手続

- ア. 児童扶養手当事業の概要等資料を入手し、事業内容、事務処理について質問した。
- イ. 令和元年度の申請手続から報告書までファイルにて閲覧した。
- ウ. 国から県への負担金の受領について、関連証憑を確認した。
- エ. 対象者への通知書の作成・発送の事務について確認した。
- オ. 不正受給及び支給額返還の状況について質問した。
- カ. 県の市に対する監査の実施状況について確認した。

## 18. 児童相談事業

### (1) 児童相談事業の概要

#### ア. 目的

各都道府県に設置を義務付けられている機関である児童相談所において、子どもに関する様々な相談、子どもや家庭に対する効果的な援助、また市町との連携を図るための調整や情報提供等の業務を行うことで、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的とした事業である。

香川県では、児童相談所として、子ども女性相談センター（高松市）、西部子ども相談センター（丸亀市）の2か所が設置されている。子ども女性相談センターは、婦人相談所と同敷地内に併設されており、両者が連携をはかりやすくなっている。

#### イ. 根拠

児童福祉法による。

なお、相談、一時保護を含む県における業務は、児童福祉法第11条各項に定めるところによる。

#### ウ. 実施主体

香川県

#### エ. 業務内容

児童相談所においては、子どもの福祉を図り、その権利を擁護する目的を達成するため、具体的に、下記のような業務を行っている。

- (ア) 市町村による児童家庭相談業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- (イ) 市町村から求められた専門的な知識及び技術を必要とするものについて、技術的援助、助言及び判定を行うこと。
- (ウ) 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- (エ) 子ども及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- (オ) 子ども及びその保護者につき、④の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
- (カ) 子どもの一時保護を行うこと。
- (キ) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- (ク) 子ども又はその保護者を児童福祉司等に指導させ、子どもを児童福祉施設等への入所若しくは委託すること。
- (ケ) 親権者の親権喪失宣告の請求、未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対し行うこと。
- (コ) 子どもや家庭に対する相談援助活動の総合的企画及びその実施を行う機関として、家庭、地域における児童養育を支援する活動を積極的に展開するとともに、市町村における要保護児童対策地域協議会の設置や運営の支援など、市町村とともに関係機関のネットワーク化を推進する。

オ. 相談内容

		相談種別	内容
養護相談	1	養護相談 (児童虐待)	虐待(身体的、ネグレクト、性的、心理的)に関する相談・通告
	2	養護相談 (虐待を除く)	父母の家出、疾病、死亡、離婚による養育困難等に関する相談
保健相談	3	保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)を有する子どもに関する相談
障害相談	4	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5	視聴覚障害相談	視聴覚障害児に関する相談
	6	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談
	7	重症心身障害相談	重度の知的障害と肢体不自由が重複している子どもに関する相談
	8	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行相談	10	ぐ犯行為等相談	家出・乱暴・性的逸脱行為等の問題行動があり、そのままの状態では罪を犯すおそれのある子どもに関する相談
	11	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告があった子どもに関する相談
育成相談	12	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、不活発、家庭内暴力等性格もしくは行動上の問題をもつ子どもに関する相談
	13	不登校相談	学校・幼稚園・保育所等に在籍中で登校(園)していない状態にある子どもに関する相談
	14	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択等に関する相談
	15	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	16	その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

カ. 支出内容

(ア) 児童相談所費

a 目的

県内の児童相談所における児童全般の相談や児童虐待の対応等の体制整備を図り、児童福祉の推進を図る。

b 対象施設

以下児童相談所2施設である。

- ・子ども女性相談センター（高松市）
- ・西部子ども相談センター（丸亀市）

c 内容

子ども女性相談センター、西部子ども相談センター運営に要する経費として、人件費、事業費、活動費等。

(イ) 一時保護所費

a 目的

児童相談所に併設された一時保護所において、家庭における養育が困難な児童を適切に一時保護し、児童の安全確保や児童の置かれている環境その他の状況を把握し、児童の最善の利益の推進を図る。

b 対象施設

一時保護所（高松市）

c 内容

一時保護所の運営に必要な人件費、運営費、事務費等。

(ウ) 家庭支援相談等事業

a 目的

家庭や地域における児童養育機能の低下により、児童に関する問題が複雑化・多様化しており、家庭における子育ての悩み等に対して電話相談窓口を設置し、早期に適切な援助を行う。

b 内容

児童相談所（子ども女性相談センター）に設置された「子どもと家庭の電話相談」の家庭支援電話相談員の人件費。

(表Ⅲ-18-1：児童相談事業費の推移)

(単位：百万円)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童相談所費	職員給与費	316	337	416
	嘱託報酬	13	10	11
	運営費・事務費 (経常的管理)	5	5	5
	施設整備費	-	2	-
	合計	334	354	432
一時保護所費	職員給与費	55	58	52
	嘱託報酬	5	7	7
	運営費(扶助費)	13	16	14
	運営費 (準義務的経費)	0	0	0
	事務費	2	3	3
	合計	75	84	76
家庭支援相談等事業	嘱託報酬	8	8	8
総合計		419	446	516

## (2) 児童相談事業の実施状況

児童相談所費が直近3年間で29%増加している。これは、深刻化する児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、児童相談所に市町との連携窓口である児童虐待対策課を設置し、また新たに児童福祉司や児童心理司の人員を確保し体制強化を図ったことにより、人件費が増加したためである。

一方、一時保護所費は、県の一時保護所における一時保護の件数や延日数については近年概ね横ばいで推移しているため、直近3年間では、ほぼ同水準である。なお、一時保護延件数は増加しているものの、一時保護委託先での一時保護が顕著に増加しており、一時保護所での一時保護は、同水準である。一時保護委託については、別途児童虐待緊急強化事業での取扱いとなる。

## ア. 児童相談所における人的体制強化等の状況

(ア) 以下のとおりである。新たに児童福祉司12名、児童心理司3名の合計15名確保し体制強化を図ったことにより、人件費が増加している。

(表Ⅲ-18-2：児童福祉司、児童心理司の配置状況の推移)

(単位：人)

職種	配置箇所	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童福祉司	子ども女性相談センター	14	12	19
	西部子ども相談センター	9	11	16
	合計	23	23	35
児童心理司	子ども女性相談センター	5	6	7
	西部子ども相談センター	5	5	7
	合計	10	11	14
総計		33	34	49

	配置箇所	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
職員総数 (※)	子ども女性相談センター	66	66	74
	西部子ども相談センター	20	23	32
	合計	86	89	106

※ 上表の児童福祉司及び児童心理司含む総職員数

#### (イ) 地域連携支援室の設置

平成 28 年 6 月の児童福祉法改正に伴い、県（児童相談所）と市町の役割が明確化されたことを踏まえ、それぞれが役割・責務を理解し、適切な協働・連携が図られるよう、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等を推進するための地域連携体制づくりに取り組むことを目的とし、平成 29 年 4 月に地域連携支援室が設置されている。

地域連携支援室では、市町への事案送致・指導措置委託に関連する業務を行うとともに、要保護児童対策調整機関の調整担当者や児童福祉司等を対象とした研修を企画・実施することにより児童相談所職員と市町職員の専門性向上を図っている。また、市町等からの依頼を受け、児童の福祉に関する助言や援助、会議運営等に関する助言、テーマに応じた研修講師の派遣等も行い、地域の支援力の向上に努めている。

#### (事案送致・指導措置委託の状況)

虐待事案等に関して、虐待受理会等におけるアセスメントを行った結果、市町による対応が望ましい事案については、市町担当部署と事前協議を踏まえたうえで、事案送致及び指導措置委託を行っている。

(表Ⅲ-18-3：児童相談所から市町への事案送致・指導措置委託件数の推移)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童相談所から市町への事案送致・指導措置委託件数	111	208	237

【参考】 以下、子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策調整機関調整担当者の配置の主体は市町である。市町と児童相談所の連携強化、県の市町の体制強化への取組と関連し、記載する。

(子ども家庭総合支援拠点の設置状況)

市町村における相談体制を強化するため、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行うため、各市町に設置するものである。

香川県では、令和 2 年 4 月現在、4 市 1 町に設置されている。

(表Ⅲ-18-4：子ども家庭総合支援拠点新規設置数の推移)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
新規設置数	3 市 (高松市、丸亀市、善通寺市)	1 市 (さぬき市)	1 町 (綾川町)

(要保護児童対策調整機関調整担当の設置状況)

令和元年度時点で、8 市 8 町(高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町)に設置されている。

また、直島町には、児童虐待防止の機能を持つネットワーク会議が設置されている。

(ウ) 児童虐待対策課等の設置

令和元年度から両児童相談所に、児童虐待対策に専門的に取り組む「児童虐待対策課」を設置し、児童相談所における「介入」と「支援」の役割分担を図っている。

児童虐待対策課は、虐待を受けた子どもの安全確認や安全確保の

ため、警察や市町と連携し、迅速な対応を行う。また、必要があるときには、速やかに立入調査や裁判官の許可状を得て臨検・捜索を行うなど介入的アプローチを担当している。

相談支援課は、市町、学校などと連携し、虐待初期対応終了後の施設入所中の支援や在宅支援を行う。支援的アプローチを担当している。

#### イ. 児童相談所における相談等の実施状況

児童相談所における相談件数は、直近では、平成 30 年度が 5,945 件と最も多く、令和元年度は 223 件程減少し 5,722 件となっているが、依然高い数値で推移している。相談種別では、児童虐待を含む養護相談にかかるものが、直近 2 年間では 40%を超えている。その中でも、とりわけ虐待相談にかかるものが直近 3 年間は 20%を超えており、平成 30 年度が 1,383 件で最も多く、依然高い水準ではあるものの、令和元年度は 141 件減少し 1,242 件となっている。虐待に関しては、平成 29 年度に香川県の関係する死亡事案が発生しており、香川県が虐待問題に関する対応強化、県民の虐待に関する意識の高まり等により相談件数、対応件数ともに増加し、平成 30 年度がピークとなっている。

また、児童相談所職員の人材育成や専門性強化、市町の虐待相談支援体制充実に対する支援に取り組んでおり、未然防止対策や継続的な相談支援等の対応力向上により、令和元年度に減少に転じているものと考えられる。なお、親子関係調整・児童の心理治療等、長期的な援助を要するケースも増加している。

(表Ⅲ-18-5：児童相談所における相談件数の推移)

(単位：人、件、%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童人口	147,063	144,590	141,997
相談件数	5,151	5,945	5,722
虐待相談件数 (相談件数に占める割合)	1,184 (22.9%)	1,383 (23.2%)	1,242 (21.7%)
相談率 (相談件数/児童人口)	3.5	4.1	4.0

※ なお、当該件数には、メールでの相談件数は含まれていないが、香川県では、平成 12 年 7 月からメール相談も開設しており、件数の推移は以下のとおりである。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
メールでの相談件数 (件)	56	80	64

(表Ⅲ-18-6：相談種類別受付状況の推移)

(単位：件)

種類	養護相談		保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談	その他 の相談	合計
	児童虐待 相談	その他 の相談						
平成 29 年度	1,184	581	5	1,359	184	1,092	746	5,151
平成 30 年度	1,383	1,034	5	1,423	151	1,073	876	5,945
令和元年度	1,242	1,093	13	1,383	140	930	921	5,722

(表Ⅲ-18-7：児童虐待相談受理・対応件数の推移)

(単位：件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
虐待相談件数	1,184	1,383	1,242
虐待対応件数	1,181	1,375	1,228

(表Ⅲ-18-8：児童虐待対応状況の推移)

(単位：件)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
施設入所	37	33	46
里親委託	4	4	5
児童福祉司指導措置	8	24	84
面接指導等	990	1,082	820
児童家庭支援センター指導	0	4	0
市町村指導委託	5	0	0
市町村送致	94	190	197
福祉事務所送致	0	0	0
訓戒・誓約	0	0	20
指定発達支援医療機関委託	0	0	1
その他	43	38	55
計	1,181	1,375	1,228

## ウ．一時保護所における保護等の実施状況

児童相談所による介入的な関わりを強化しており、一時保護件数が増加している。特に、令和元年度は平成 30 年度の 1.3 倍程度に増加している。

各年度の一時保護児童の入所保護状況の推移を見ると、令和元年度は前年度と同様に児童虐待等による緊急保護が多く、保護児童の実人員も増加傾向にあるが、一時保護委託先及び、受入れ人数の増加により、一時保護所の延日数及び、平均保護日数は減少傾向にある。また、昨今は保護児のプライバシーや権利擁護の尊重を重要視しており、個室対応を基本としたため、一日の平均保護人数も若干の減少傾向にある。

(表Ⅲ-18-9 : 一時保護等の推移)

内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一時保護延件数 (件)	511	510	665
一時保護所	278	259	269
委託一時保護 (※)	233	251	396
児童人口 (人) ※18 歳未満	147,063	144,590	141,997
一時保護児童率 (%)	0.35	0.35	0.47
一時保護延日数 (日)	8,062	7,818	11,064
平均保護日数 (日)	15.8	15.3	16.6
一日平均保護人数 (人)	22.1	21.4	30.2

(出典: 香川県社会的養育推進計画 (令和 2 年 3 月)、香川県人口移動調査報告)

※ 委託一時保護: 県の運営する一時保護所外での一時保護であり、県からの委託に応じて児童の一時保護を行う施設 (児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、自立援助ホーム、母子生活支援施設、里親) におけるもの。

(表Ⅲ-18-10：一時保護所での保護状況（委託先別）の推移)

相談種類別	29年度			30年度			元年度			
	延人員	延日数	平均保護日数	延人員	延日数	平均保護日数	延人員	延日数	平均保護日数	
保護見の相談内容	養護相談	194 (81)	3,493 (1,216)	18.0 (15.0)	221 (76)	4,118 (1,556)	18.6 (20.5)	215 (94)	3,527 (1,732)	16.4 (18.4)
	再掲虐待相談	136 (59)	2,786 (877)	20.5 (14.9)	160 (66)	3,363 (1,404)	21.0 (21.3)	161 (85)	2,819 (1,685)	17.4 (19.8)
	ぐ犯相談	22 (10)	375 (216)	17.0 (21.6)	11 (6)	210 (118)	19.1 (19.7)	12 (5)	223 (156)	18.6 (31.2)
	触法相談	9 (1)	190 (14)	21.1 (14.0)	2 (2)	90 (90)	45 (45)	4 (2)	250 (169)	62.5 (84.5)
	知的障害相談									
	性格行動相談	51 (15)	830 (354)	16.3 (23.6)	25 (6)	494 (110)	19.8 (18.3)	36 (18)	496 (247)	13.7 (13.7)
	不登校相談	1	14	14.0				1 (1)	1 (1)	1 (1)
	その他	1 (1)	5 (5)	5.0 (5.0)				1 (0)	7 (0)	7 (0)
合計	278 (108)	4,907 (1,805)	17.7 (16.7)	259 (90)	4,912 (1,874)	18.9 (20.8)	269 (120)	4,504 (2,305)	16.7 (19.2)	
一日平均保護人員			13.4 (4.9)			13.4 (5.1)			12.3 (6.3)	

( )内の数字は西部の再掲である。

## エ. 家庭支援相談事業等の実施状況

子どもや家庭等の悩みや問題等に対する専門電話による相談であるが、直近3年間では、平成30年度が最も多く、令和元年度では前年比77件減少している。

(表Ⅲ-18-11：家庭支援相談事業等の推移)

(単位：件、( )は%)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
養護相談	29 (4.1)	25 (3.3)	16 (2.3)
保健相談	1 (0.1)	4 (0.5)	11 (1.6)
障害相談	33 (4.6)	23 (3.0)	19 (2.8)
非行相談	9 (1.3)	16 (2.1)	23 (3.4)
育成相談	388 (55.0)	409 (54.0)	326 (47.9)
その他	250 (35.2)	281 (37.1)	286 (42.0)
計	710 (100.0)	758 (100.0)	681 (100.0)

(表Ⅲ-18-12：相談専用番号で受付けた電話相談内容 (相談種類別))

内訳	虐待	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	自閉症	くも膜下出血	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
計(件)		16	11			19				23		88	73	13	152	286	681
比率(%)		2.3	1.6			2.8				3.4		12.9	10.7	2	22.3	42.0	100.0

### (3) 児童相談事業の事務手続の概要

#### ア. 児童相談の業務内容にかかる事務手続

##### (ア) 相談の受付

本人、家族、警察、教育機関、他児童相談所、関係機関等から種々の相談及び通告を受け付ける。相談は、来所、電話、文書、Eメール等あらゆる手段で可能である。相談内容については、幅広く相談受付し、内容に応じて、市町等の関係機関中心の対応とするか、児童相談所自らが中心となり対応する。

##### (イ) 相談援助活動の展開

受理会議を経て、相談、通告事案についての調査・診断、アセスメント、判定が行われる。専門知識を有する者を交えた協議により総合診断し、個々の子どもに対する援助指針を作成する。

作成された指針に基づき、子ども、保護者、関係者等に対して、指導、措置等の援助を行う。

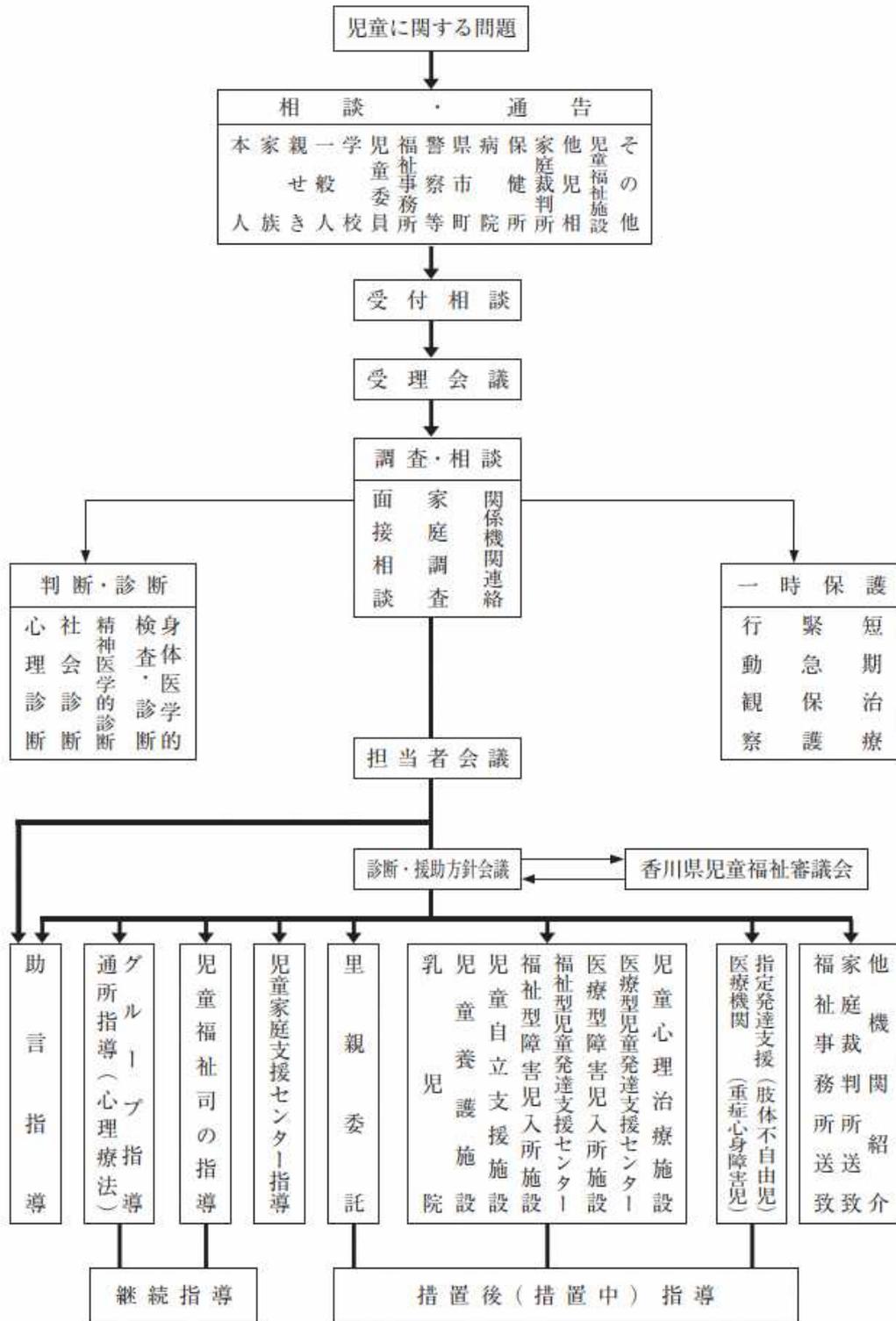
##### (ウ) 一時保護

児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、一時保護を行う。

##### (エ) 家庭、地域に対する援助の展開

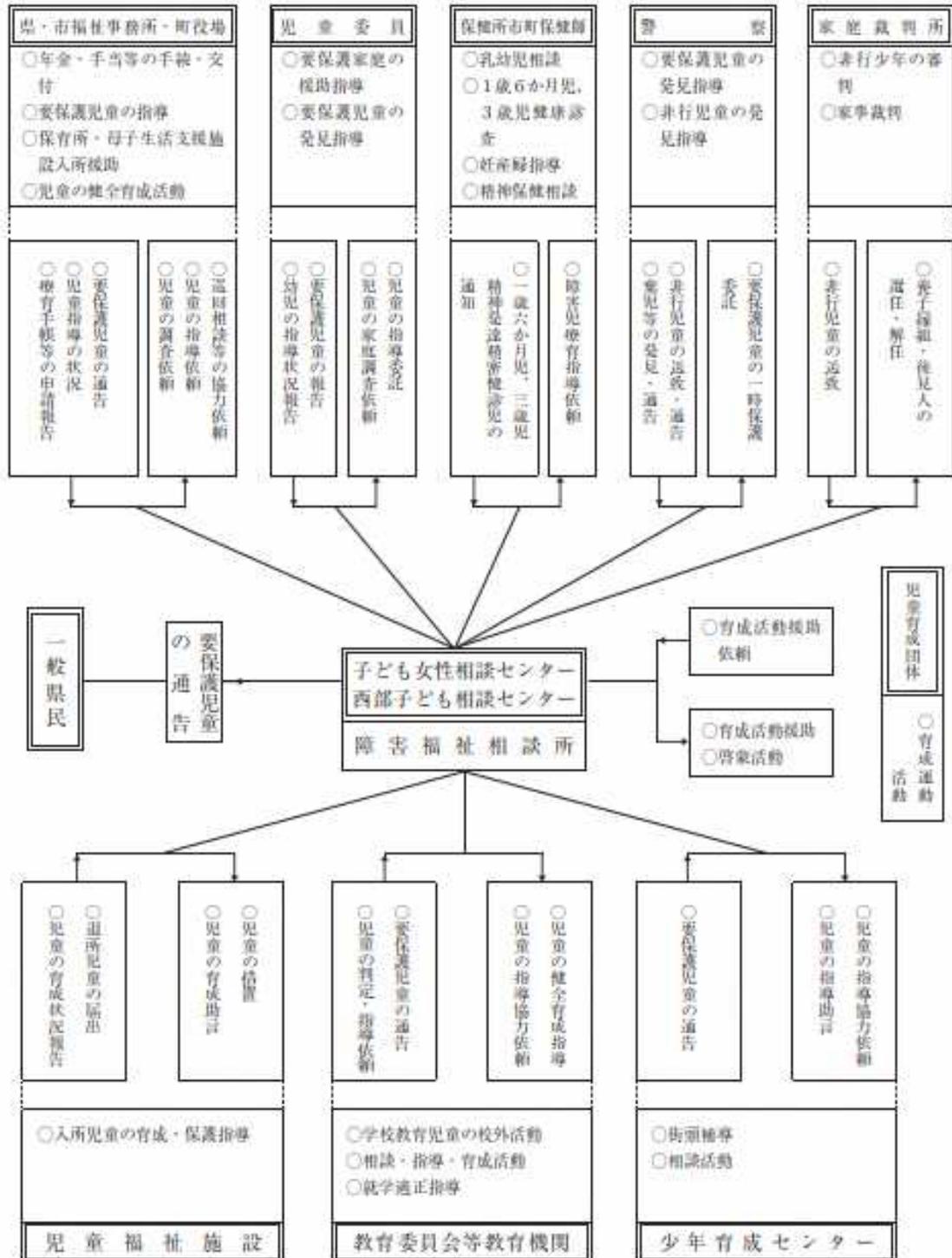
住民ニーズに対応するための情報収集、調査、啓発的、予防的活動、児童虐待防止活動、関係機関に対する児童福祉に関する助言等、市町と役割分担、連携を図りつつ、地域に対する援助活動を行う。

(図III-18-13：児童相談所における業務系統)



(出典：子ども女性センター業務概要 令和2年度版)

(図Ⅲ-18-14：児童相談所における関係機関との連携)



(出典：子ども女性センター業務概要 令和2年度版)

イ. 経費等の予算執行にかかる事務手続

児童相談所において、運営に必要な消耗品等の経費及び児童が一時保護所で生活するにあたり必要な日用品、衣類、教材経費等にかかる支出につき、職員が調達可能なものは調達する。その際、事前に執行伺書を作成、その添付書類（見積書等）とあわせて県の総務事務集中課に提出する。受領され、承認されれば、支出命令書により調達し、請求書等の添付書類とともに報告する。

(4) 児童相談事業の監査手続

- ア. 児童相談所（子ども女性相談センター）に往査し、業務内容についてヒアリングした。
- イ. 児童相談所業務概要等関連資料を入手、閲覧するとともに、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。また関連法令の確認を行った。
- ウ. 経費支出について、支払にかかる執行伺書と関連証憑の照合を実施した。

19. 児童入所施設措置委託費（県措置分）

(1) 児童入所施設措置委託費（県措置分）

ア. 目的

児童入所施設等に措置されている児童の養育、養護、指導、自立支援に係る費用を支弁し、もって措置児童の処遇の向上、福祉の増進を図ること。

イ. 根拠

児童福祉法による。

ウ. 対象事業

児童入所施設措置委託費（県措置分）、週末ファミリー事業、処遇改善費等

エ. 対象費用

①事務費：児童福祉施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費

②事業費：事務費以外の経費であって、措置児童に直接必要な経費

オ. 対象者

- ・ 県立児童福祉施設、県外児童福祉施設及び里親への措置児童等
- ・ 社会福祉法人が経営する児童福祉施設への措置児童等

カ. 支出の種類

措置費

児童入所施設措置委託費の推移は以下のとおりである。

措置児童数の増加、保護単価（措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあつては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の月額）その他の単価であつて、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう）の改定、新たな県内入所施設の開設等の要因により、実績額は増加傾向となっている。

（表Ⅲ－19－1：児童入所施設措置委託費（県措置分）実績額）

（単位：百万円、％）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童入所施設措置委託費（県措置分）	1,094	1,162 （前年比 106%）	1,223 （前年比 105%）

(表Ⅲ－19－2：児童入所施設月初日在籍児童数年間合計)

(単位：人、%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
在籍児童数	2,723	2,804 (前年比 103%)	2,866 (前年比 102%)
上記のうち県内	2,680	2,733	2,761
上記のうち県外	43	71	105

(表Ⅲ－19－3：入所施設数)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
県内	12	12	13
県外	4	5	8

## (2) 児童入所施設措置委託費事務手続の概要

## ア．児童入所施設等と県の間の手続

(ア) 児童入所施設等は、原則毎月運営費等の実際額を計算し、県に請求を行う。ただし、例年年度当初は、児童入所施設等の資金繰りがひっ迫している為、児童入所施設等からの請求に応じ、概算払いを行うこともある。

請求金額は、原則的に保護単価に措置人員数を乗じて計算される。

(イ) 申請を受けた県は、(ア) の請求内容明細が、国の定めた基準に則って計算されていることを確認し、間違いがなければ請求どおりの金額を児童所施設等に支払う。これが毎月実施される。

## イ．県と国との間の手続

(ア) 県は前年度 3 月（令和元年度であれば平成 31 年 3 月）に、前年度実績額に基づいた概算金額を、所管内の市である丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市の分も合わせて、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付申請書」を提出し、国に交付申請する。

(イ) 7 月に国より交付決定額が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（都道府県分）交付決定通知書及び令和元年度児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（市町村分）交付決定通知依頼書」により通知される。県は(ア) の管内の市にも交付決定額を通知する。

(ウ) 8 月に「児童入所施設措置費等に係る所要額調査第一回目」が実施される。県は各児童入所施設等の 4 月から 7 月の実績額に基づいた当年度の所要額を取りまとめ、国に報告する。

- (エ) 9月末、国より、交付決定額の1/2が支払われる。
- (オ) 翌年1月「児童入所施設措置費等に係る所要額調査2回目」が実施され、概ね3月頃に変更交付申請、変更交付決定を行う。  
県は各児童入所施設等の4月から12月までの実績額及び1月から3月の見込額に基づき年間の所要額を取りまとめ、国に報告する。
- (カ) 翌年3月末、国より交付決定額の残り1/2が支払われる。
- (キ) 翌年7月、当年度の年間の実績額を取りまとめて国に報告する。

### (3) 監査手続

- ア. 厚生省発児第86号「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」、香川県児童福祉施設等措置児童処遇改善費交付要綱、事務処理マニュアルを入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。
- イ. 国庫負担金受入事務関係書類一式を閲覧し内容を検討した。また支弁額について再計算を実施した。
- ウ. 指導監査調書ひな形を閲覧し、内容について検討を実施した。

20. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブあんしんにこここ巡回事業を含む）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校（特別支援学校の小学部を含む）に就学している児童に対して、授業の終了後に児童厚生施設等（児童館、小学校内の施設、保育所、幼稚園、民間所有施設）を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

当該事業には以下の事業が含まれている。

- 20-1. 放課後児童クラブ運営事業
- 20-2. 放課後児童クラブ施設整備事業
- 20-3. 放課後児童クラブあんしんにこここ巡回事業

20-1. 放課後児童クラブ運営事業

(1) 放課後児童クラブ運営事業の概要

ア. 目的

昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の健全育成を図るため、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、開設時間の延長や障害児の受け入れ、学校の長期休業中の開設を促進するなど、放課後児童クラブの充実を図るものである。

イ. 根拠

児童福祉法による。

ウ. 対象事業

厚生労働省が定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく事業

エ. 対象者

当事業を実施した市町

オ. 支出の種類

補助金

カ. 費用の負担割合

国 1/3、県 1/3、市 1/3

(2) 放課後児童クラブ運営事業の実施状況

事業の実施状況は以下のとおりであり、対象クラブ数は近年増加傾向にある。これは、少子化で子どもの数が減少しているにも関わらず、女性の社会進出と共働き世帯の増加により登録児童数が増えているためである。

なお、直島町は実施要綱による職員数を満たしていないため、また琴平町は、平日の放課後について全ての小学生を対象とする「放課後子ども教室」を実施しており実施要綱による開所日数を満たしていないため、当事業に係る補助金を受けておらず、交付実績はない。

(表Ⅲ-20-1-1：放課後児童クラブ運営事業実施状況の推移)

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
交付実績額	322	350	367
交付対象市町数	15	15	15
対象クラブ数	265	277	281

(3) 放課後児童クラブ運営事業に係る事務手続の概要

ア. 請手続

補助金の交付の申請をしようとする市町長（中核市を含む。以下同じ。）は、交付申請書を毎年1月末までに知事に提出する

なお、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、市町長は変更申請書を知事に提出する必要がある。

イ. 交付決定

知事は、交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付金の交付の決定（決定の変更を含む。）をし、市町長に通知する。

なお、市町長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

ウ. 実績報告

市町長は、毎年4月10日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに事業実績報告書を知事に提出する。

エ. 実績報告書の受理及び補助金交付金額の確定

知事は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、相当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、市町長に書面にて通知する。

オ 補助金の支払

知事は、交付金の額の確定の後、5月末までに補助金の支払（精算払）を行う。

(4) 放課後児童クラブ運営事業の監査手続

- ア. 香川県子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱、事務処理マニュアル等  
を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。
- イ. 交付申請書添付の明細を閲覧し、一部サンプル項目について再計算を  
実施した。
- ウ. 交付申請書と交付金決定通知書を閲覧し、両者の整合性の確認を実施  
した。
- エ. 事業実績報告書と交付金決定通知書を閲覧し、両者の整合性の確認を  
実施した。
- オ. 事業実績報告書と支払に係る伺書を閲覧し、支払金額が事業実績報告書に  
整合しているかの検討を実施した。

20-2. 放課後児童クラブ施設整備事業

(1) 放課後児童クラブ施設整備事業の概要

ア. 目的

厚生労働省が定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく事業  
に使用する施設の整備にかかった費用について、内閣府による「子ども・  
子育て支援整備交付金」を交付するものである。

イ. 根拠

児童福祉法、放課後児童健全育成事業実施要綱、子ども・子育て支援整  
備交付金交付要綱による。

ウ. 対象事業

厚生労働省が定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく事業  
に使用する施設整備にかかった費用

エ. 対象者

当事業を実施した市町

オ. 支出の種類

補助金

カ. 費用の負担割合

国 1/3、県 1/3、市 1/3

(ただし、ケースにより負担割合が異なる場合あり)

(2) 放課後児童クラブ施設整備事業の実施状況

事業の実施状況は以下のとおりであり、交付実績額は減少傾向に見えるが、  
これは施設整備のタイミングや内容により、令和元年度は減少しているため  
である。

(表Ⅲ-20-2-1：放課後児童クラブ施設整備事業実施状況の推移)

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
交付実績額	49	40	27
交付対象市町村数	3	2	4
対象クラブ数	7	9	7

(3) 放課後児童クラブ施設整備事業に係る事務手続の概要

ア. 申請手続

補助金の交付の申請をしようとする市町長（中核市を含む。以下同じ。）は、交付申請書を知事に毎年1月末までに知事に提出する

イ. 交付決定

知事は、交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付の決定をし、市町長に通知する。

なお、決定通知を受けた市町が、申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、別に指示する期日までに交付金の交付申請手続に従い、再度知事の承認を受ける。

ウ. 状況報告

市町は、対象事業に係る工事に着工したときは、着工報告書を工事に着工した日から5日以内に、また、工事進捗状況については、進捗状況報告書を毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに知事に報告する。

エ. 実績報告

市町長は、事業が完了したときは、事業実績報告書に関係書類を添えて事業の完了の日から起算して1か月を経過した日、又は当該年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出する。

オ. 額の確定

知事は、事業実績報告書を審査し、その報告に係る事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付事業者に通知する。

カ. 交付金の交付

知事は精算払により交付金の交付を行う。ただし、必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

(4) 放課後児童クラブ施設整備事業の監査手続

ア. 香川県子ども・子育て支援整備交付金交付要綱、事務処理マニュアル等入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。

イ. 交付申請書添付の明細を閲覧し、一部サンプル項目について再計算を実施した。

- ウ. 交付申請書と交付金決定通知書を閲覧し、両者の整合性の確認を実施した。
- エ. 事業実績報告書と交付金決定通知書を閲覧し、両者の整合性の確認を実施した。
- オ. 事業実績報告書と支払に係る伺書を閲覧し、支払金額が事業実績報告書に整合しているかの検討を実施した。

### 20-3. 放課後児童クラブあんしんにこここ巡回事業

#### (1) 放課後児童クラブあんしんにこここ巡回事業の概要

##### ア. 目的

香川県内の放課後児童クラブを巡回しながら、特に、いわゆる気になる子どもへの対応について、専門的な知見を有する者から指導員に助言等を行うことで、支援員等の資質を向上させるとともに、当該子どもにとって安心して笑顔で過ごせる居場所を提供するものである。

##### イ. 根拠

児童福祉法による。

##### ウ. 対象事業

香川県内で運営されている放課後児童クラブへの巡回事業

##### エ. 対象者

NPO 法人 子育て・発達支援ネットワークはぐくみ

##### オ. 支出の種類

業務委託

##### カ. 費用の負担割合

全額県負担

#### (2) 放課後児童クラブあんしんにこここ巡回事業の実施状況

事業の実施状況は以下のとおりであり、対象クラブ数は近年増加傾向にある。

巡回回数については平成 29 年度が 156 回と突出している。これは、県内の全施設を対象とした施設環境の調査はそれまで行われておらず、また、気になる子どもへの対応に困っているクラブが実際どの程度あるのかも把握できていなかったため、本事業の一環として全施設の巡回を行うこととなったものである。

平成 30 年度以降は、平成 29 年度の巡回の結果や市町自身が行っている支援の状況を踏まえ、巡回の希望があるクラブを中心に、より丁寧で時間をかけた支援を行っている。

(表Ⅲ-20-3-1：放課後児童クラブあんしんにこここ巡回事業実施状況の推移)

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
委託料	4	4	4
対象クラブ数	265	277	282
巡回回数	156	24	53

(3) 放課後児童クラブあんしんにこここ巡回事業に係る事務手続の概要

ア. 契約締結

知事は毎年4月1日に委託業務仕様書に基づき、NPO 法人子育て・発達支援ネットワークはぐくみ（以下「NPO」という。）と業務委託契約を締結する。

イ. 月次報告

NPO は、各業務の進捗状況を月次で報告するための、業務進捗状況報告書を翌月10日までに県に提出する。

ウ. 委託料の支払い

委託料は、7月及び11月に年額の2分の1の金額が支払われる。

エ. 年度報告

NPO は、翌年の4月に経費支払状況表等の年度報告書を県に提出する

(4) 放課後児童クラブあんしんにこここ巡回事業の監査手続

ア. 業務委託契約書、委託業務仕様書、事務処理マニュアル等を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。

イ. 業務進捗状況報告書を閲覧した。

ウ. 年間報告書を閲覧し、業務進捗状況報告書との整合性の確認を実施した。

エ. 業務委託契約書と支払に係る伺書を閲覧し、支払金額が業務委託契約書と合致しているかの確認を実施した。

## 21. 家庭相談員・女性相談員設置事業

### (1) 家庭相談員・女性相談員設置事業の概要

#### ア. 目的

要保護女子及びDV被害者等の早期発見や相談、調査、指導、自立支援等を行うため、子ども女性相談センター、小豆総合事務所、中讃保健福祉事務所に相談員を配置する。

#### イ. 根拠

売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下、配偶者暴力防止法という。)による。

#### ウ. 相談員の種類

##### (1) 婦人相談員

要保護女子に係る相談を行うとともに、配偶者暴力防止法の規定に基づき相談等を行う。

##### (2) 家庭相談員

心身障害や不登校、学校での人間関係、家族関係、性格・生活習慣、発達、言葉の遅れ、非行の問題を抱える児童や当該児童の保護者の相談に対し、常勤の社会福祉主事と連携して応じるとともに必要な指導を行う。

※ 家庭相談員の業務については婦人相談員が兼ねているため、以下では婦人相談員についてのみ記載している。

#### エ. 相談員の配置数

- (1) 子ども女性相談センター 2名(専員)で両者とも婦人相談員
- (2) 小豆総合事務所 1名(家庭相談員と婦人相談員を兼務)
- (3) 中讃保健福祉事務所 1名(家庭相談員と婦人相談員、母子・父子自立支援員を兼務)

#### オ. 相談方法

- (1) 面接：月曜日から金曜日 8時30分～17時15分(年末年始除く)
- (2) 電話：月曜日から土曜日 9時～21時(年末年始除く)
- (3) メール

#### カ. 負担割合

国 1/2、県 1/2

(表Ⅲ-21-1：婦人相談員の相談受付件数の内訳)

・平成29年度

(単位：件)

	子ども女性相談センター	小豆総合事務所	中讃保健福祉事務所
来所	149	8	37
電話	196	16	53
メール、訪問等	5	21	33
合計	350	45	123

・平成 30 年度

(単位：件)

	子ども女性相談センター	小豆総合事務所	中讃保健福祉事務所
来所	119	97	30
電話	132	7	59
メール、訪問等	10	0	37
合計	261	104	126

・令和元年度

(単位：件)

	子ども女性相談センター	小豆総合事務所	中讃保健福祉事務所
来所	228	113	52
電話	114	6	124
メール、訪問等	12	0	29
合計	354	119	205

(表Ⅲ-21-2：事業費実績の推移)

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
決算額	8	8	9

※ 事業費は相談員に対する人件費のみである。

## (2) 家庭相談員・女性相談員設置事業の実施状況

### ア. 相談件数の推移

上記表Ⅲ-21-1 の相談受付件数の推移より、相談受付件数は上昇傾向であり、これは広告媒体等により言葉の暴力を含めた DV の認識が広まったからである。

### イ. 事業の実施内容

相談については事前予約を推奨しており、時間は一人当たり約 1 時間である。また、相談内容は DV 以外にもストーカー、離婚問題、金銭問題等、生活に関するものである。

### ウ. 婦人相談員活動強化対策費について

#### (ア) 婦人相談員手当

厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員 1 人に対し、1 月当たり 149,300 円

ただし、別に定めるところにより、一定の研修を修了した者については、婦人相談員 1 人に対し、1 月当たり 191,800 円

(イ) 婦人相談員活動費

厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額 58,000 円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額 49,000 円を乗じて算定した額

上記 (ア)、(イ) で算出された金額が算定基準額となり、国へ報告される。

(3) 事務手続の概要

ア. 女性相談センターにおける事務

(ア) 配偶者からの暴力や女性が抱える相談を子ども女性相談センターで受け付ける。

(イ) 自立に向けた支援制度に係る情報提供や助言、一時保護の相談、関係機関との調整等の援助を行う。

イ. 県における補助金交付関係事務

(ア) 国より交付要綱の受領

当該交付要綱より県は交付申請調書等を作成する。

(イ) 補助金の交付申請

交付申請書に添付書類を併せて、県が市分もまとめて申請を行う。

(ウ) 補助金の交付決定

国から県及び市に交付決定通知書が届く。

(エ) 補助金の受入

交付決定された金額が県及び市に納入される。

(オ) 補助金の変更交付申請・決定

変更を必要とする理由を記載し、県が市分もまとめて追加申請を行う。

また、国から県及び市に変更交付決定通知が届く。

(カ) 補助金の追加交付金の受入

追加交付決定された金額が県及び市に納入される。

(キ) 実績報告（翌年 4 月 10 日迄）

県及び市ごとに実績報告を行い、県が市分をまとめて国に対し報告する。

(ク) 補助金の額の決定

国庫補助所要額（算定基準額又は対象経費の実支出額の低い方×5/10）と配分変更後額（受入額+追加交付額）の低い金額が補助金の確定額となる。

(ケ) 補助金の返還（翌々年 4 月）

配分変更後額から確定額を控除した金額が補助金の返還額となる。

(4) 監査手続

- ア. 事務処理マニュアル等を入手し、事業内容、事務処理について質問した。
- イ. 補助金の交付申請から実績報告等にかかる書類を閲覧した。
- ウ. 婦人相談員活動強化対策費に関する計算過程について、確認、再計算を実施した。

## 22. 女性相談センター事業

### (1) 女性相談センター事業の概要

#### ア. 目的

各都道府県に設置を義務付けられている機関である婦人相談所において、女性に関する様々な相談、配偶者暴力からの保護、自立支援等の業務を行うことを目的とした事業である。また、要保護女子、DV被害者の早期発見、人身取引被害者の認知や把握の目的もある。

香川県では、子ども女性相談センターとして、児童相談所と同敷地内に併設されており、女性相談センターと児童相談所が連携をはかりやすくなっている点が特徴である。

#### イ. 根拠

要保護女子の保護更生に関する業務については、売春防止法による。

配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための業務については、配偶者暴力防止法による。

#### ウ. 実施主体

香川県

#### エ. 業務内容

##### (ア) 相談

配偶者からの暴力や人間関係、経済問題など日常生活を営む上での女性の抱える悩みについて、来所、電話、Eメール、法律相談により相談に応じている。本人の人権や意思を尊重しながら、よりよい支援に努める。

##### (イ) 調査、判定および心理的援助

相談を受けた女性やその家庭環境等について必要な調査を行うとともに、本人の同意を得たうえで、医学的、心理学的及び職能的判定を行い、それに基づきカウンセリングなどの心理的援助をはかる。

##### (ウ) 一時保護

保護することが必要な女性については、一時保護を行い、安全、安心な生活を確保し、今後の生活の方向性や問題解決等について、精神的ケアを含めた支援を行う。

また、同伴児童に対して保育を実施し、心理判定員による心理面接、プレイセラピーを実施し、同伴児童の心のケアを含めた援助を行う。

##### (エ) 婦人保護

一時保護を行った女性のうち、引き続き援助が必要な女性は、本人の意思に基づき婦人保護施設において、自立に向けた支援を行う。

(オ) アフターケア

退所にあたっては、「退所者アンケート」を実施しサービスの質の向上を図っている。その女性に必要な地域支援〔母子生活支援施設と連絡を取り合う、福祉事務所のケースワーカーや女性相談員に訪問を依頼する、児童相談所への通所相談等〕を地域の関係機関に依頼する。

また、必要に応じてセンターの職員が、退所者の電話・来所相談、裁判所や弁護士事務所への付き添い、退所後の居住地への訪問、種々の問題解決のための関係機関との連絡・調整などを行う。

(カ) 啓発活動

広く県民に女性相談や女性保護事業について理解を深めてもらうため、女性相談カードや配偶者からの暴力防止リーフレットの配布、関係機関および各種団体への講師派遣、市町の発行する広報誌への掲載依頼、街頭キャンペーンなどにより、啓発活動に努める。

また、若年層に理解を深めてもらうために、要請のあった高校等にデートDVの出前講座に出向く。

(キ) 自立支援及び関係機関との連絡調整

自立して生活することを支援するため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整などの援助を行う。

(ク) 「配偶者暴力相談支援センター」としての機能

配偶者等からの暴力被害者の相談や緊急一時保護、自立支援などの業務を行う。

オ. 支出の内容

(ア) 支出の種類

女性相談センター運営にかかる運営費（職員給与費、嘱託報酬、経常的管理費）、一時保護所運営費（扶助費）、婦人保護施設運営費（扶助費、経常的管理費）である。

(イ) 負担割合

国 1/2、県 1/2

(2) 女性相談センター事業の実施状況

事業費はほぼ横ばいである。女性相談センターの主要業務である相談については、相談件数は年々増加しており、うちDVに関する相談数、比率ともに増加している。DVの内容が県民に広く認識されてきていることが、相談件数の増加につながっている。

ア. 女性相談事業費の推移

(表Ⅲ-22-1：女性相談センター事業費の推移)

(単位：百万円)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
運営費	職員給与費	40	46	41
	嘱託報酬	9	10	10
	賃金	0	-	-
	経常的管理経費	0	1	0
一時保護所運営費	扶助費	2	2	2
婦人保護施設運営費	扶助費	2	2	8
	経常的管理経費	0	0	0
合計		56	63	63

イ. 相談事業の状況

女性相談センターにおける相談件数は、直近 3 年間で増加傾向にある。

うち DV に関する相談数、比率ともに増加している。DV の内容が県民に広く認識されてきていることが、相談件数の増加につながっている。相談への対応状況は、助言が最も多く、警察等、他の相談機関を紹介する場合や一時保護の場合等もある。

(表Ⅲ-22-2：女性相談センターにおける相談件数の推移)

(単位：件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数	3,938	4,069	4,446
うち DV (相談件数に占める割合)	644 (16.3%)	788 (19.3%)	914 (20.5%)

(表Ⅲ-22-3: 相談主訴別・形態別受付状況)

相談主訴 形態	人間関係										経済関係			医療関係			住居 不純 住居 先住 間題 し 遊 反 引 害 計														
	夫等		子ども		親族		交際相手		その他		家内		生活		その他			病		精神		その他									
	夫等 からの 暴力	酒乱・ 薬物中 毒	離婚 問題	子ども からの 暴力	養育 困難	子ども からの 暴力	親 からの 暴力	その他 の暴力	親 からの 暴力	その他 の暴力	交際 相手 からの 暴力	性的 交際 相手 からの 暴力	その他 の暴力	その他 の暴力	その他 の暴力	その他 の暴力		その他 の暴力													
来所	(2)	184	30	5	6	4	19	2	6	9	5	2	2	3	6	1	2	3	3	3	12	1	1	2	311						
電話	(9)	450	1	195	154	24	52	12	225	35	2	11	25	25	28	4	42	14	80	1,401	19	4	9	18	14	3,588					
その他の 相談	(1)	10<7>	8	4		2	1	3	1	1	2										2	1	2		39<11>						
計	(12)	644	1	233	163	30	71	15	234	45	2	12	32	27	27	526	34	4	82	1,404	24	5	12	32	1	4	16	3,938			
来所	(1)	189	1	21	5		2	23	5	8	9	1	3	1	3				1	1	1	1	3	7		4	289				
電話	(6)	570	6	143	133	25	5	230	60	15	243	33	2	10	18	18	25	311	39	1700	13	6	11	14	4		12	3,703			
その他の 相談	29<23>		12<12>	3<3>	1<1>		2<2>	1<1>			1<2>		3<3>		7<6>	1			1<1>	8<8>	2<1>						1<1>	77<64>			
計	(7)	788	7	176	141	26	5	234	85	21	251	46	2	11	24	18	25	319	41	1709	16	6	14	21	5		17	4,069			
来所	(1)	204	1	30	3	4	1	4	35	10	4	3		4		7	1	4	2	2	2	6	1	2		4	332				
電話	(5)	673	2	93	166	25	1	271	87	33	236	29	1	10	47	6	25	1107	15	2	7	17	165	895	33	11	21	20	3	35	4,036
その他の 相談	37<22>	1<1>	5<5>	1<1>			5<2>	4<3>	3<2>	3<3>	3<2>		3<2>		4<4>	2<2>	3<2>				3<1>	4<1>	1<1>					78<55>			
計	(6)	914	4	128	170	29	2	277	126	46	242	35	1	10	54	6	36	1110	22	2	7	17	167	900	43	12	22	22	3	39	4,446

※「その他の相談」はEメール、訪問等での相談を含む。<>内はEメールの相談、( )は、妻からの暴力

(表Ⅲ-22-4：相談への対応状況の推移(令和元年度))

(単位：件)

処理状況 区分	助 言	他の相談機関を紹介											そ の 他	一 時 保 護	計		
		警 察	他 の 婦 人 相 談 所	他 の 婦 人 相 談 員	福 祉 事 務 所	医 療 機 関	法 務 機 関	男 女 共 同 参 画 相 談	支 援 セ ン タ ー	性 暴 力 相 談 被 害 者	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	児 童 相 談 所				面 会 交 流 セ ン タ ー	そ の 他
来所相談	121	3		1	2			2		1		3		1	135	63	332
電話相談	3,286	53	5	15	18	17	29	6	3	4	13	2	24	561			4,036
その他の相談	49(44)	1		1	1	1(1)			1(1)		5(5)			19(4)			78(55)
計	3,456(44)	57	5	17	21	18(1)	31	6	5(1)	4	21(5)	2	25	75(4)	63	4,446(55)	

## ウ．保護事業の状況

一時保護所の入所者数は、令和元年度は直近2年間より減少している。女性単身の場合もあれば、母子で入所する場合もある。入所理由は、DVによるものが半数以上を超えており、直近3年間では、DVによる入所割合は増加している。一時保護後は、婦人保護施設に入所するケースが最も多い。

婦人保護施設の入所者数は、令和元年度は直近2年間より減少している。女性単身の場合もあれば、母子で入所する場合もある。入所理由は、DVによるものが最も多く、直近3年間では、令和元年度がDVによる入所割合は最も高い。婦人保護施設退所後は、アパート入居が最も多い。

(表Ⅲ-22-5：一時保護所入所数の推移)

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入所者数合計	77	75 (1)	63
単身	49 (1)	49 (1)	42
母子	28	26	21
うちDVによる入所 (入所者数に占める割合)	41 (53.2%)	48 (64.0%)	41 (65.0%)

※ ( ) 内は、前年度よりの繰越人数

(表Ⅲ-22-6：一時保護所入所理由)

(単位：件)

区分 年度	人間関係										経済関係		医療		住居問題	婦住先なし	不純異性交遊	完春強要	ヒモ・暴力団関係	ストーカー被害	人身取引			
	夫等	子ども	親族	隣里	その他	男	家	そ	生	借	求	そ	病	妊								精		
	夫等の暴力	酒乱・薬物中毒 離婚その他	夫等からの暴力	子どもからの暴力	親からの暴力	その他の親族の暴力	親族の暴力	交際相手からの暴力	その他の者の暴力	その他	生活の困窮	借金・サラ金	その他	病								妊娠・出産	精神的問題・その他	
29年度	41			1	1	8	2	1	5		4	1	3			1		7	1	1			77	
30年度	48					5		1	3	1	2		1	1		1	1	1	6	1	1		2	75
元年度	41			3	1	5	2		2		2	1	1			2							1	63

(表Ⅲ-22-7：一時保護後対応状況)

(単位：件)

区分 年度	女性保護施設入所	家庭復帰	縁故者引き取り	アパート入居	就職	福祉事務所へ移送	入院	他県の婦人相談所へ移送	母子生活支援施設入所	その他の関係施設へ移送	他の機関を紹介	その他	計	次年度へ継続
29年度	28	15	19	4			3		1	3		3	76	1
30年度	25	18	19	3			1			7		2	75	0
元年度	20	17	16	1			3			5		1	63	0

(表Ⅲ-22-8：婦人保護施設入所数の推移)

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
入所者数合計	28	27 (2)	22 (2)
単身	20	17 (2)	15 (2)
母子	8	10	7
うち DV による入所 (入所者数に占める割合)	17 (60.70%)	12 (44.40%)	14 (63.60%)

※ ( ) 内は、前年度よりの繰越人数

(表Ⅲ-22-9：婦人保護施設入所理由)

(単位：件)

区分 年度	人間関係										住居問題	帰宅先なし	完春強要	不純異性交遊	妊娠・出産	家庭不和	ストーカー被害	人身取引	計
	夫等の暴力	子どもの暴力	親の暴力	親族その他の親族からの暴力	親族その他	交際相手からの暴力	交際相手その他	その他の者の暴力	男女の問題	その他									
	夫等の暴力	子どもの暴力	親の暴力	親族その他の親族からの暴力	親族その他	交際相手からの暴力	交際相手その他	その他の者の暴力	男女の問題	その他									
29年度	17		1			2	3			1						1			28
30年度	12		1		1	2	2				1	1	4	1		1		1	27
元年度	14	1	1				2									1		1	22

(表Ⅲ-22-10：婦人保護施設入所後対応状況)

(単位：件)

区分 年度	家庭復帰	縁故者引取り	アパート入居	就職	入院	母子生活支援施設入所	他の社会福祉施設入所	その他	計	次年度へ継続
29年度	3	6	7	1		3	3	3	26	2
30年度	3	4	12	3		1	2		25	2
元年度	2	1	10		1	1	2		17	5

## エ. 啓発活動等の状況

## (ア) 講師派遣

令和元年度は11回、警察本部、高等学校等各種学校、教育関係者等を対象に、DVや女性相談の現状等をテーマに講師を派遣し、講義を実施している。参加人数は総勢346名。

## (イ) DV防止街頭キャンペーン、DV防止啓発パネル展示

DV防止について、県民の理解を深めるため、街頭キャンペーンや、相談窓口周知の普及啓発グッズ配布、パネル展示を、DV防止月間である11月中に高松市等において実施。

### (3) 女性相談センター事業の事務手続の概要

#### ア. 国への国庫補助金申請等にかかる事務手続

##### (ア) 申請手続

補助金の交付の申請をしようとする知事は、別に定める期日までに、指定の申請書を四国厚生支局長に提出する。なお、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、知事は翌年度の別に定める期日までに、変更交付申請書を厚生労働大臣に提出する必要がある。

##### (イ) 交付決定

四国厚生支局長は、申請が到達した日から起算して、原則として70日以内に、提出された申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、知事に通知する。

##### (ウ) 補助金の受入

厚生労働省は、県に対し、交付の決定のあった日の属する翌年度の3月末までに、補助金の支払を行う。なお、当該受入額は追加交付申請等があった場合は、その金額となる。

##### (エ) 実績報告

知事は、交付の決定のあった日の属する翌年度の6月末日までに、指定様式にて補助金にかかる事業実績報告を四国厚生支局長に提出する。

##### (オ) 実績報告書の受理及び補助金交付金額の確定

四国厚生支局長は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額の確定を行い、知事に通知する。

##### (カ) 補助金の精算

国は、県に対し、交付の決定のあった日の属する翌々年度の3月末までに、実績額を超える負担金及び補助金の受入があった場合、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。なお、県の負担金の受入額が実績額に満たない場合は、交付の決定のあった日の属する翌々年度の2月末までに知事は厚生労働省に対して追加徴収の請求を行うことができる。

#### イ. 女性相談センターでの業務内容にかかる事務手続

##### (ア) 相談

本人、又は関係機関等から相談を受け付ける。相談は、来所、電話、Eメール等あらゆる手段で可能である。相談を受け、緊急性のアセスメントを実施のうえ、自立に向けた支援制度に係る情報提供や

助言、一時保護の相談、関係機関との調整等、状況に応じた適切な援助を行う。相談内容については相談記録簿に記載し、女性相談センターにて管理する。

(イ) 一時保護所運営

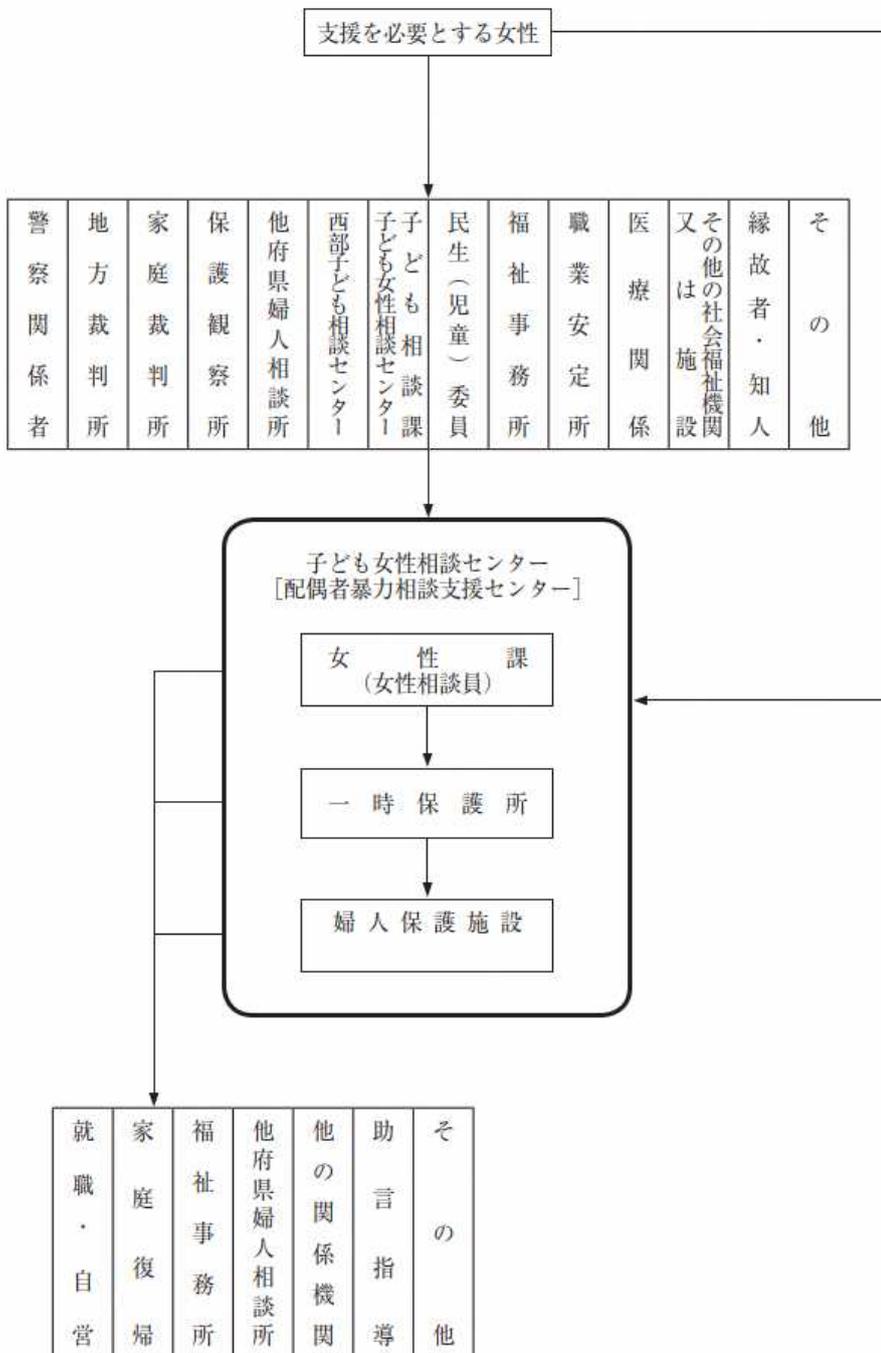
本人及び各関係機関からの通報があり、相談を受付。

相談内容や被害者の状況により緊急性がある場合は一時保護(2週間)を行う。

(ウ) 婦人保護施設運営

一時保護が2週間を超える場合は、婦人保護施設入所となる。

(図Ⅲ-22-11：女性保護事業の経路)



(出典：子ども女性センター業務概要 令和2年度版)

(4) 女性相談センター事業の監査手続

- ア. 子ども女性相談センターへ往査し、業務概要等についてヒアリングを実施した。
- イ. 交付申請書及び必要添付書類を閲覧し、申請額と決定額の乖離について検討した。
- ウ. 交付決定金額と実績額の差異を調整するための、変更交付申請書及び必要添付書類を閲覧し、両者の整合性の検討を実施した。
- エ. 補助金の受入額について、関連調書を閲覧した。また、国への請求書の金額を確認し、受入額と一致を検証した。
- オ. 実績報告書と支払に係る伺書を閲覧し、両者の整合を確認した。
- カ. 国の要綱等に対する県の要綱の準拠性を確認するため、国が定める交付要綱及び実施要領と県の交付要綱を照合した。

(5) 女性相談センター事業の監査結果

ア.

**【意見】**

女性相談センターにおける相談情報等の関連資料（紙媒体）は、簿冊管理簿などによる台帳管理を実施し、全ての簿冊が所定の場所に保管されていることをすぐに検知・確認することができるようにすることが望ましい。

女性相談センターにおける相談情報等の関連資料（紙媒体）は、それぞれ報告文書が作成され、決裁がとられたのち、一時保護にいたった相談者については個人別ファイル、それ以外は相談手段別（電話、来所等）に綴られて簿冊として執務室内の施錠付きキャビネットに保管されている。しかしながら、簿冊管理簿などによる台帳管理が実施されておらず、情報セキュリティの観点から、全ての簿冊が所定の場所に保管されていることを確認できる仕組みの整備が望まれる。

## 23. 児童福祉事業運営費

### (1) 児童福祉事業運営費の概要

子ども政策推進局の活動により児童福祉の増進を図ることを目的とした、子ども政策推進局の事業運営に伴い共通的に発生する費用である。主な内容としては、子ども政策推進局の人件費及び事務費のほか、端末機器等管理委託料、子育て支援 WEB サイト管理費等が含まれている。

(表Ⅲ-23-1：児童福祉事業運営費の推移)

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人件費	181	275	276
端末機器等管理委託料	2	2	3
WEB サイト管理費	0	0	0
決算額計	184	278	280

### (2) 児童福祉事業運営費の実施状況

児童福祉事業運営費は、子ども政策推進局の職員人件費がほぼ全体を占めているが、他の実施事業としては、「子育て県かがわ」情報発信サイト「Colorful」の保守管理を実施しており、外部委託先への業務委託と委託料の支払いを行っている。委託業務内容は以下のとおりである。

- ア. サーバ（オペレーティングシステム、ミドルウェア等を含む）の提供
- イ. サーバの維持管理、システム及びデータのバックアップ
- ウ. サーバ・システムの動作監視・運用監視、サーバ容量の監視等

### (3) 児童福祉事業運営費の事務手続

#### ア. 人件費

四半期ごとに総務事務集中課から実績額が通知され、公金振替を行う。

#### イ. 端末機器等管理委託料

年度末に情報政策課から実績額が通知され、公金振替を行う。

#### ウ. 子育て支援 WEB サイト管理費

4 月に保守管理の外部委託先と契約を交わし、契約書に定める委託料を四半期ごとに支払いを行う。WEB サイトの内容は、子ども政策推進局の各事業の担当者が適宜更新を行う。

### (4) 児童福祉事業運営費の監査手続

- ア. 事業内容、事務処理について担当者への質問を実施した。

(5) 児童福祉事業運営費の監査結果

ア.

**【意見】**

子育て支援 WEB サイト「Colorful」について、さらなる利用者拡大のためにアンケートの実施やアクセス数の把握等の取組の実施を検討することが望ましい。

「Colorful」は香川県の子育て支援情報を掲載する、子ども政策推進局が運営する唯一の WEB サイトであり、利用者が児童福祉関連の様々な事業を理解し活用するきっかけとなるツールである。各事業を広く周知し活用を促進させるために、WEB サイトに関する利用者アンケートの実施やアクセス数の把握等の利用者拡大に向けた取組の実施を検討することが望ましい。

## 24. 母子福祉総務費

ひとり親家庭や寡婦を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。当該事業には以下の事業が含まれている。

24-1. 母子・父子自立支援員設置費

24-2. 母子父子寡婦福祉資金特別会計への繰出金

### 24-1. 母子・父子自立支援員設置費

#### (1) 母子・父子自立支援員設置費の概要

##### ア. 目的

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭や寡婦の抱えている様々な問題の相談、自立に必要な情報提供や指導、職業能力の向上や就職活動に関する支援を行うことを主たる目的として設置されている。

##### イ. 根拠

母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置について（厚生労働省）、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子自立支援員の設置要綱による。

##### ウ. 支出の種類・対象

香川県が設置する母子・父子自立支援員にかかる人件費である。以下の香川県下保健福祉事務所及び総合事務所に配置されている。基本的には、毎年契約更新される会計年度任用職員である。

設置場所	対象町	人数
小豆総合事務所	土庄、小豆	1名 (女性相談員を兼務)
東讃保健福祉事務所	三木、直島	1名
中讃保健福祉事務所	宇多津、綾川、琴平、 多度津、まんのう	2名 (うち1名は家庭相談員・ 女性相談員を兼務)

なお、法により、設置主体は、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長とされているため、香川県の設置対象は、福祉事務所の設置がない町である。各市においては、市長に母子・父子自立支援員の設置が求められているため、香川県の設置対象としては該当しない。

(2) 母子・父子自立支援員設置の実施状況

(表Ⅲ-24-1-1: 母子福祉総務費(母子・父子自立支援員設置費)の推移)

(単位: 人、百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
母子自立支援員人件費	9	9	9
母子自立支援員数	4	4	4

(3) 母子・父子自立支援員の実施業務等の状況

相談窓口として、福祉事務所(小豆は総合事務所)において、以下(ア、イ)のような各種相談を受け付け、個々の状況に応じた支援を行っている。特に、母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金については、母子・父子自立支援員が、経済的支援策として貸付けに関する相談・指導にあたっている。また、関係機関との連携、相談記録の作成、報告等も業務として実施している。

母子父子自立支援員相談指導結果報告書集計直近3年間での相談件数は、やや減少傾向にある。母子家庭及び寡婦からの相談が総相談件数の9割強を占めており、経済的支援・生活援護にかかる相談が半数超である。相談方法は、事前に保健福祉事務所等に連絡を入れ、来所や電話によっている。

ア. 母子及び父子並びに寡婦福祉法及び生活一般についての相談指導等

- (ア) 家庭紛争、結婚その他の諸問題に関する相談支援
- (イ) 住宅、子育て、就業など生活基盤上の諸問題に関する相談支援
- (ウ) 離婚直後など、地域で安定した生活を営むための精神的支援
- (エ) 親子関係、児童の養育に関する諸問題に関する相談支援
- (オ) 環境的な原因又は親子の性格に起因するもの等精神的、身体的な問題を抱える者への相談支援
- (カ) 自助グループの養成や集団指導

イ. 職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談指導等

- (ア) 職業能力開発や向上のための訓練等に関する情報提供
- (イ) 各種制度についての情報提供、就職活動に関する助言・指導
- (ウ) 子どもの年齢や生活状況に応じた働き方に関する適切な助言・指導

ウ. その他ひとり親家庭等の自立に必要な支援、関係機関との連携等

- (ア) 児童扶養手当の受給、生活費、養育費、教育費、医療費等経済上の諸問題や借金等による経済的困窮に関する相談支援等
- (イ) 福祉、労働、住宅、保健、医療、教育等の関係機関との連携・調整

エ. その他

- (ア) 相談カード、業務日誌等の作成、備置

- (イ) ひとり親家庭等の自立を支援するために必要な関連施策等の情報を収集し、知識の習得を図るなど自己研鑽（研修会への参加）等

(表Ⅲ-24-1-2：相談件数の推移（母子・父子自立支援員相談指導結果報告書集計）)

(単位：件)

相談者	相談区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
母子家庭・ 寡婦	生活一般	620	614	702
	児童	101	46	63
	経済的支援・生活援護	1,002	908	779
	その他	2	0	0
	合計	1,725	1,568	1,544
父子家庭	生活一般	0	21	1
	児童	13	2	1
	経済的支援・生活援護	4	38	19
	その他	0	0	0
	合計	17	61	21
総合計		1,742	1,629	1,565

(4) 母子・父子自立支援員設置費の監査手続

- ア. 母子・父子自立支援員設置に関する要綱、香川県ひとり親家庭等自立支援計画等関連資料を入手、閲覧するとともに、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。
- イ. 中讃保健福祉事務所に往査し、業務についてヒアリングを実施した。

24-2. 母子父子寡婦福祉資金特別会計への繰出金

(1) 母子父子寡婦福祉資金特別会計への繰出金の概要

ア. 目的

母子父子寡婦福祉資金貸付事業は、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るとともに、その扶養する児童や寡婦の福祉を増進するため、就学資金や事業開始資金等各種資金の貸付けを行う事業である。

イ. 根拠

母子及び父子並びに寡婦福祉法第 36 条、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令、香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則、香川県母子父子寡婦福祉資金貸付システム事務取扱要領による。

ウ. 母子父子寡婦福祉資金特別会計の仕組み

母子父子寡婦福祉資金貸付事業については、安定的な資金を確保しつつ、こ

れを経理するため、母子父子寡婦福祉資金特別会計を設け運用されている。

前年度繰越金、当該年度の償還金及び雑収入（これらを合わせて「既存の貸付財源」という。）並びに一般会計からの繰入金及び国庫貸付金をもって歳入とすることとされており、これらを資金の貸付財源としている。これらのうち、償還金は母子家庭等からの償還元金にその利子等を加えたものであり、都道府県において貸付財源として繰り返し使用される仕組みとなっている。また、雑収入は、各特別会計に属する資金の預託に係る利子収入（「運用益」という。）等であり、その運用益は法の規定等に基づき当該特別会計で処理することとされている。

そして、既存の貸付財源の額が、都道府県において毎年度の貸付事業を行うに当たって見込んだ当該年度の貸付けに必要な資金額と比べて不足する場合、都道府県は、一般会計から各特別会計に資金を繰り入れるとともに、国に対し国庫貸付金の交付申請を行う。国は、都道府県に対し繰入金の2倍相当額を貸し付けることとしている。

#### エ. 支出の種類・対象

ウ. で先述したとおり、当該母子父子寡婦福祉資金貸付事業は、特別会計を設け特別会計内で運営されている。母子福祉総務費のうち母子父子寡婦福祉資金特別会計への繰出金は、事務費、システム管理委託費、口座振替委託費等の当該貸付事業の運営にかかる経常的経費を一般会計から特別会計に繰り出しているものである。（表Ⅲ-24-2-2※参照）

#### オ. 母子父子寡婦福祉資金貸付金の対象・種類

##### （ア） 対象者

- ・母子家庭の母、父子家庭の父（配偶者のない者で、現に児童を扶養している人）
- ・母子家庭の母が扶養している児童、父子家庭の父が扶養している児童等
- ・父母のない児童（20歳未満）
- ・寡婦（配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった人）
- ・40歳以上で配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の人
- ・寡婦が扶養する子

※ 現に扶養する子などが無い場合には、所得制限あり。

また、65歳以上の人については原則として貸付の対象とはならない。

(イ) 種類、貸付限度額、利子、償還期間等

(表Ⅲ-24-2-1: 母子父子寡婦福祉資金貸付金の種類、貸付限度額、利子、償還期間)

資金の種類		貸付限度額		利子	据置期間	償還期限 据置期間後	
事業開始資金		2,930,000		無利子 (原則)	貸付の日から1年	7年以内	
事業継続資金		1,470,000		無利子 (原則)	貸付の日から6か月	7年以内	
修学資金 注意⑥	高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	27,000	無利子	修学終了後6か月	20年以内	
		私立	45,000				
	高等専門学校	国公立	31,500				
		私立	48,000				
	短大 専修学校(専門課程)	国公立	67,500				
		私立	(短)93,500 (専)89,000				
	大学	国公立	67,500				
		私立	108,500				
大学院	修士	132,000					
	博士	183,000					
専修学校(一般課程)		49,500				5年以内	
就学 支度資金 注意⑦	小学校	64,300		無利子	修学終了後6か月	修学 5年以内 (修学資金と 同時貸付の場合、 修学資金と同じ期間)	
	中学校	81,000					
	高等学校 専修学校(高等課程)	限 位	自 宅				150,000
		私 立	自 宅外				160,000
	国公立大学・短大・高等専門 学校等	自 宅	410,000				
		自 宅外	420,000				
	私立大学・短大・高等専門学 校等	自 宅	410,000				
		自 宅外	420,000				
	大学院	自 宅	580,000				
		自 宅外	590,000				
	修業施設等	国公立	380,000				
		私 立	590,000				
中学卒業者	自 宅	150,000					
	自 宅外	160,000					
高校卒業者	自 宅	272,000					
	自 宅外	282,000					
技能習得資金	注意(7)	月額88,000 (特別)816,000	無利子 (原則)	技能習得期間満了後1年	20年以内		
修業資金	注意(2)	月額68,000 (特別)460,000	無利子	修業期間満了後1年	20年以内		
就職支度資金	注意(2)	100,000 (特別)330,000	無利子 (原則)	貸付けの日から1年	6年以内		
医療介護資金	医 療	340,000 (特別)480,000	無利子 (原則)	医療又は介護期間満了後6か月	5年以内		
		介 護				500,000	
生 活 資 金	技能習得期間中	注意(7)	月額141,000	無利子 (原則)	技能習得期間満了後6か月	20年以内	
	医療又は介護期間中		月額105,000		医療・介護期間満了後6か月	5年以内	
	生活安定貸付		生活安定貸付については合計 252万円を限度とする。(生活安 定期間中の養育費取得の裁判費用 については、1,236,000円を限 度として一括貸付け可)		貸付期間満了後6か月	8年以内	
	失業貸付					5年以内	
住宅資金		1,500,000 (特別)2,000,000	無利子 (原則)	貸付けの日から6か月	6年以内		
転宅資金		260,000	無利子 (原則)	貸付けの日から6か月	7年以内		
結婚資金		300,000	無利子 (原則)	貸付けの日から6か月	3年以内		
					5年以内		

- 注意(1) 貸付を受ける場合は原則連帯保証人が必要となります。連帯保証人は借主と連帯して債務を負担します。
- (2) 修学資金、修業資金、就職支度資金(子に係るもの)、就学支度資金については親が貸付を受ける場合、児童が連帯債務者にならなければなりません。児童も親と共に返済の義務を負うことをご了承の上申請していただきます。また、就学資金や就学支度資金やの貸付けを利用する者が大学等による修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)に基づく高等教育の就学支援新制度を利用する場合には貸付限度額が変わることがあります。他制度との併用については事前にご相談ください。
- (3) 納期限までに支払われなかった場合は、年3%の違約金が徴収されます。また、2回償還を怠ったときは、一括償還していただきます。
- (4) 上記の貸付限度額及び償還期限は上限であり、貸付額及び償還期限は相談の上で決定します。
- (5) 修学資金の限度額は学年等によって異なります。
- (6) 修学資金については香川県高等学校等奨学金、香川県大学生等奨学金、香川県英会奨学金との併用はできません。28年4月1日から、日本学生支援機構から奨学金を受けている場合は、奨学金の貸付月額と修学資金の貸付限度額との差額を限度として貸付が受けられます。
- ⑬ (7) 技能習得資金及び技能習得期間中の生活資金を併用する場合は、貸付合計額が300万円未満となります。
- (8) 生活安定資金は不足分を補う補助的な資金です。生活全般の支援及び至急の支援には適当ではありません。

(出典:ひとり親家庭のしおり)

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業の実施状況

直近3年間において、母子父子寡婦福祉資金特別会計への繰出しは、百万円程度と同水準で推移している。貸付諸費も同水準で推移しており、必要経分が毎年繰出され利用されている。また、直近3年間において、国庫からの新たな貸し付け及び国庫への償還の実績はない。

貸付状況は、直近3年間では、他の支援制度の充実等により、減少傾向にある。

償還状況は、直近3年間では、現年度分の収入率は96%超であり、過年度分の収入率は、10%台前半を推移しており、直近2年間では不納欠損（時効による）も発生している。

(表Ⅲ-24-2-2：母子福祉総務費（母子父子寡婦福祉資金特別会計）の推移)

母子福祉総務費の対象は、下表Ⅲ-24-2-3の特別会計繰出金（※）である。貸付と償還の状況も示すため、特別会計全体の推移もあわせて記載する。

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特別会計繰出金（※）	4	4	4
前年度繰越金	30	47	73
貸付金償還金	66	67	64
雑収入	0	0	0
歳入合計	101	119	142
貸付金	49	40	29
貸付諸費（※）	4	4	4
歳出合計	54	45	34
翌年度繰越金	47	73	108

(表Ⅲ-24-2-3：母子父子寡婦福祉資金貸付金貸付状況)

(単位：件、百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数	78	60	44
金額	49	40	29
債権残高	489	465	433

(表Ⅲ-24-2-4：母子父子寡婦福祉資金貸付金償還状況)

(単位：百万円)

		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
現 年 度 分	調定額	65	-	63	-	61	-
	収入額	62	96%	61	97%	59	98%
	収入未済額 (※2)	2	4%	1	3%	1	2%
	不納欠損額 (※3)	0	0%	0	0%	0	0%

		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
過 年 度 分	調定額	39	-	37	-	33	-
	収入額	4	10%	5	13%	4	13%
	収入未済額 (※2)	35	90%	31	83%	28	84%
	不納欠損額 (※3)	0	0%	1	3%	1	3%

※1 %は、調定額に占める割合

※2 収入未済：債権回収が遅延する等、滞留状態になっていること

※3 不納欠損：何らかの理由により未納となっていた債権の徴収の見込みが立たず債権放棄すること

## (3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業の事務手続の概要

## ア. 母子父子寡婦福祉資金貸し付けにかかる事務手続

## (ア) 借主からの相談及び貸付申請

借主は、県・市福祉事務所へ相談のうえ、借入を受けようとする住所地所管の市福祉事務所または町へ申請書及び必要書類を作成、申請を行う。

その際、母子父子自立支援員等は、借主の資格要件の適合性の確認、借入申請者の生活状況に応じた無理のない償還計画を立てた上での適正な申請を指導する。

## (イ) 貸付申請の受理

申請を受けた市福祉事務所または町長は、借主の資格要件等を確認、貸付申請書を受理し、貸付申請者状況調査書、意見書を作成し、償還時の生活設計のわかるものを添付し、申請書とともに県福祉事務所長へ送付する。

## (ウ) 貸付の決定及び通知

県福祉事務所において、必要な調査を経た後、貸付等審査会において貸付決定が行われ、県福祉事務所長から各市町を経由して貸付申請者に貸付決定通知が行われる。あわせて貸付金台帳（償還計画表）も送付される。

(エ) 借用書の提出

借主は、借用書を作成のうえ各市町に提出後、各市町が、借用書を県福祉事務所に送付する。

(オ) 貸付金の交付

県福祉事務所長は、各種資金の交付日に口座振替等の方法で貸付金の振込を行う。

(カ) 貸付後の指導・調査

事務所長は、貸付後において、借主に対し、資金使途、事業経営、生活全般にわたり相談に応じるとともに、貸付の目的を達成するために、また当初の資金使途どおり計画的に活用されているか、必要な指導・調査を行い、母子父子家庭、寡婦等の社会的、経済的自立を図るよう努める。

(キ) 償還事務

県福祉事務所は、借主に対し、償還開始月前月までに償還開始通知を送付する。借主は、毎月期日までに償還金を納入し、県福祉事務所が償還状況をシステムにより確認し、納入通知書を発行する。

(ク) 債権管理

県福祉事務所長は、納入通知書の納期限までに納付しない者がある場合、貸付システムから出力される督促状対象者一覧表により、督促状を送付する。

また、県福祉事務所長は、督促状を送付後も滞納している者がある場合、貸付システムから出力される催告状等対象者一覧表により、年3回（4月・8月・11月）催告状を送付する。

未収金の整理にあたっては、債権ごとに、償還実施計画（督促、文書催告、電話催告、訪問督促）を立て、借受人の状況等を滞納者調べに記録し、償還促進に努める。

(ケ) 貸付後の変更等

a 貸付関係の変更

増額、減額、辞退、停止、休止、再開があり、それぞれ、県福祉事務所長が決定を行い、貸付システムにより処理が行われる。

b 償還関係の変更

一時償還、償還金の支払猶予、措置期間の延長、償還方法の変更があり、それぞれ、県福祉事務所長が決定、通知が行われる。

c その他

住所・氏名等の変更、連帯保証人の変更、借受者の死亡があり、それぞれ、必要書類の提出、県福祉事務所長による処理が行われる。

イ. 母子父子寡婦福祉資金特別会計にかかる事務手続

(ア) 国庫への追加貸付申請について

母子父子寡婦福祉資金特別会計において、国庫から翌年度の福祉資金の新たな借り受けの必要性の有無を検討するため、厚生労働省から毎年3月中に照会があり、試算の結果必要がある場合、3月末日までに、母子父子寡婦福祉貸付金の国庫貸付申請にかかる協議について記載の上添付書類とともに協議の申請を行う。

(イ) 貸付業務の報告

県は、会計年度ごとに、会計年度終了後4ヵ月以内に、貸付業務成績書、特別会計歳入歳出書の写しを厚生労働大臣に提出する。

(ウ) 特別会計剰余金の国庫への返還

県は、毎会計年度、当該年度の前々年度の特別会計の決算上の剰余金の額が、政令で定める額（当該都道府県における当該年度の前々年度（以下「基準年度」という。）以前三年度の各年度における特別会計の決算上の母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付額の合計額を三で除して得た額の一・七倍に相当する額）を超えるときは、その超える額に、①の金額の②に掲げる金額に対する割合を乗じて得た額に相当する金額を、国に償還しなければならない。

①当該年度の前々年度までの国からの借入金の総額（国に償還した金額を除く。）

②①に掲げる額と、県が当該年度の前々年度までに福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額（一般会計に繰り入れた金額を除く。）との合計額

8月末日までに償還を行う。

(4) 母子父子寡婦福祉資金貸付の監査手続

ア. 母子父子寡婦福祉資金貸付に関する概要資料、事務取扱規則、事務取扱要領を閲覧し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。

イ. 中讃保健福祉事務所に往査し、貸付事務にかかるヒアリング、貸付申請、貸付台帳等、貸付、債権管理、償還にかかる一連の資料をサンプルで閲覧した。

ウ. 母子父子寡婦福祉資金特別会計にかかる事務手続に関し、国庫への追加貸付申請、報告、剰余金の返還について、法、施行令、施行規則等を閲覧及びヒアリングを実施した。

エ. 国が定める当貸付にかかる法、施行令、施行規則等を閲覧し、県が定める事務取扱規則等の規定内容の準拠性を検討した。

## 25. ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業

### (1) ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業の概要

#### ア. 目的

高等職業訓練促進給付金（以下、「訓練給付金」）を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して高等職業訓練促進資金（以下、「訓練促進資金」）の貸付を行い、ひとり親家庭の親の自立の促進を図るものである。

#### イ. 根拠

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱、香川県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱、香川県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業運営要領による。

#### ウ. 貸付の種類

##### (ア) 入学準備金 50万円以内（無利子）

訓練給付金の支給を受ける者に貸し付ける養成機関の入学準備金

##### (イ) 就職準備金 20万円以内（無利子）

養成機関の課程を修了、資格を取得し、県内で就職した場合に貸し付ける就職準備金

#### エ. 貸付の対象者

##### (ア) 入学準備金

訓練給付金の支給決定を受け、養成機関に入学した県内に住民登録している者であって、養成機関修了後県の区域において、取得した資格が必要な業務に従事しようとする者

##### (イ) 就職準備金

高等職業訓練修了支援給付金の支給決定を受け、県内に住民登録している者であって、養成機関修了後県の区域において、取得した資格が必要な業務に従事する者

#### オ. 実施主体と費用の負担割合

国が実施主体で 9/10、県が 1/10 を負担（なお、事業自体は委託先である県社会福祉協議会が実施している）

#### カ. 訓練促進資金返還の免除要件（当然免除の規定）

次の要件のいずれかに該当する場合

##### (ア) 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、県の区域内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続きこれらの業務に従事したとき

##### (イ) (ア) で定める業務に従事している期間内に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

(2) ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業の実施状況

事業の実施状況は以下のとおりであり、入学準備金及び就職準備金を併せて、1,000～2,000千円で推移している。

(表Ⅲ-25-1：ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業の実施状況の推移)

(単位：百万円、人)

入学準備金	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸付額実績	1.0	1.5	1.8
対象者数	2	3	4

就職準備金	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸付額実績	-	0.2	-
対象者数	-	1	-

(3) ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業の事務手続の概要

ア. 申請手続

申請者は、貸付申請書、誓約書、課題レポート等の必要書類を6月上旬に社会福祉協議会に提出する。

イ. 選考手続

社会福祉協議会は申請を受け付けると、協議会内で設置された「香川県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付審査委員会」において、家庭の状況、課題レポートの内容等を総合的に審査し、貸付対象者を決定する。結果の通知は、7月末までに全申請者に対して実施する。

ウ. 貸付手続

訓練促進資金の貸付決定を受けた者は、社会福祉協議会に訓練促進資金借用書及び訓練促進資金振込口座申請書を提出する。社会福祉協議会は借用書等の提出後、原則として1カ月以内に貸付金の指定口座に振り込む。

エ. 状況届出手続

訓練促進資金を借り受けた者は、以下の届出を四半期（3月末、6月末、9月末、12月末）ごとに、社会福祉協議会に行わなければならない。

(ア) 養成機関に在籍している場合

養成機関の在籍状況を確認するために、在籍状況届を提出する。

(イ) 業務に従事している場合

業務の従事状況を確認するために、在籍状況届を提出する。

(4) 監査手続

- ア. 香川県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱、香川県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業運営要領等の事務処理マニュアル等を入手し、事業内容、事務処理についてヒアリングを実施した。
- イ. 香川県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付審査委員会の議事録を閲覧し、選考手続の実施状況の確認を実施した。
- ウ. 貸付台帳と在籍状況届、業務従事届の突合を実施した。

26. 青年センター運営費

(1) 青年センター運営費の概要

ア. 内容

香川県青年センター（以下「青年センター」という。）について、香川県青年センター条例第5条第1項に基づき指定管理者へ青年センターの管理を委託する費用及びその諸経費である。

(表Ⅲ-25-1：青年センター運営費の推移)

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
旅費	-	0	0
印刷製本代	0	0	-
修繕費	0	0	0
備品購入費	-	-	0
委託料（業務委託料）	0	-	-
委託料（指定管理）	24	22	23
決算額	25	23	23

イ. 青年センターの概要

(ア) 所在地

香川県高松市国分寺町国分 1009 番地

(イ) 設置目的

青年に対し、研修、団体活動、国際交流その他の活動の機会を提供することにより、青年の健全な育成を図ることを目的とする。

(ウ) 規模等

a 敷地面積 20,257 m<sup>2</sup>

b 主要施設

区分	主な施設
本館 (研修宿泊棟)	1階ロビー・交流室、食堂、厨房、浴室等 2階中会議室、小会議室2室、宿泊室6室等 3階大会議室、宿泊室8室等
別館（附属棟）	中会議室
倉庫棟	倉庫
体育館	アリーナ等 バスケットコート1面、バレーコート2面 バドミントンコート4面、ソフトバレー4面 卓球12台
野外活動場	グラウンド、芝生広場等

ウ. 指定管理者の業務内容

- (ア) 施設の維持管理に関する業務
- (イ) 施設の利用、運営に関する業務
- (ウ) 利用料金の収受に関する業務
- (エ) 食事等の提供に関する業務
- (オ) 食事料金の収受に関する業務
- (カ) 利用促進に関する業務
- (キ) その他青年センターの管理運営に必要な業務

(2) 青年センターの利用状況

利用者数及び利用料金収入の推移は以下のとおりであり、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、1月から3月の利用者数が減少している。また、令和2年度において、新型コロナウイルス感染防止のため、5月に休館している。

(表Ⅲ-25-2：青年センター利用者数・利用料金収入の推移)

(単位：人、百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	60,650	60,265	60,020
利用料金収入	18	18	17

(3) 青年センター運営費の事務手続の概要

ア. 指定管理者の選定

(ア) 指定管理者の募集・応募

指定期間開始前年度の7月末から9月末にかけて募集要項の配布及び現地説明会の開催等により、指定管理者の候補となる事業者を募集する。

(イ) 評価委員会による評価及び選定（プロポーザル方式）

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者評価委員会各委員による一次評価（書類）及び二次評価（プレゼンテーション）を実施し、評価委員会各委員の評価結果を尊重した上で、総合的に判断して、指定管理者の候補者を選定する。

(ウ) 指定管理者の指定議決・包括協定書の締結

香川県議会での議決を経て、指定管理者の候補者を指定管理者として指定する。また、指定期間全期間を通じた基本的な事項に関して定めた包括協定書を締結する。

イ. 事業計画書及び収支予算書の承認

指定管理者は、指定期間の各事業年度開始前までに翌年度の管理運営に関する事業計画書及び収支予算書を県に提出し、県は内容を確認し承認を行う。

ウ. 年度協定書の締結

各事業年度の業務に係る事項を定めた年度協定書を締結する。

エ. 委託料の支払い

県は、管理業務の実施に関する費用として、年度協定書で定めた各年度の委託料の額を4で除して得た額について、4月、7月、10月及び1月に指定管理者の請求により支払いを行う。

オ. 定期報告の受理

指定管理者は、翌月10日までに各月の施設の利用状況、利用料金の収入状況、修繕の状況、利用者等からの意見及び苦情等の状況、その他甲が必要と認める事項を県に報告する。

カ. 事業報告書及び事業年報の受理・承認

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に事業報告書を作成し、県に提出し、県は検査・承認する。

キ. 実地調査等

県は、管理業務の実施状況を把握するため必要があると認めるときは、随時実地に調査し、指定管理者に対し必要な報告若しくは帳簿、書類等の提出を求め、又は指定管理者に対し必要な指示をすることができる。

(4) 青年センター運営費の監査手続

ア. 青年センター運営費の概要資料、青年センター条例及び青年センター規則を閲覧し、事業内容、事務処理について質問を実施した。

イ. 平成28年度から令和2年度までの指定期間にかかる指定管理者選定にかかる一連の資料を閲覧し、指定管理者決定までのプロセスについて質問を実施した。

ウ. 令和元年度の指定管理者に対する支払関連証憑を閲覧し、委託料の総額に関して包括協定書及び年度協定書で定められた令和元年度の委託料との突合を実施した。

エ. 定期報告、事業報告書及び事業年報を閲覧し、包括協定書及び業務仕様書に定められる各種報告の実施状況を検証した。

オ. 指定管理者への実地調査に関して、チェックリストの閲覧及び実施内容に関する質問を実施した。

(5) 青年センター運営費の監査結果

ア.

**【意見】**

利用者の施設利用申請書の提出について、郵送、FAX のほか、メールでの申請も検討することが望ましい。

青年センター規則において、利用の許可を受けようとするものは、書面又はファクシミリで申請書を所長に提出することになっている（第 7 条、第 12 条）。個人情報保護等に十分配慮した上で、申請方法の選択肢を増やすという点では、規則を見直して、メールでの申請書の提出を検討することが望ましい。

27. さぬきこどもの国管理運営費

(1) さぬきこどもの国管理運営費の概要

ア. 内容

さぬきこどもの国条例第4条第1項に基づき、県はさぬきこどもの国の管理を指定管理者に委託しており、管理運営にかかる委託費用を支出している。公の施設であるさぬきこどもの国については、施設の適正かつ効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的として、指定管理者制度を導入することとしている。

(表Ⅲ-27-1：さぬきこどもの国管理運営費の推移)

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
決算額	340	390	355

イ. さぬきこどもの国の概要

(ア) 所在地

香川県高松市及び綾歌郡綾川町の区域にわたる地区

(イ) 設置目的

児童に健全な遊びと創造的活動の場を提供して、その健康を増進し、及び情操を豊かにするとともに、科学との触れ合いを通じて児童の科学に親しむ心をはぐくみ、もって次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る目的で設置。

(ウ) 規模等

a 敷地面積 約 250,000 m<sup>2</sup>

b 主要施設

区分	主な施設
中央エリア	大型児童館（わくわく児童館）、サイクルセンター、サイクル広場、芝生広場、琴電車両 60 形 62 号展示場、主駐車場など
西ウイングエリア	サイクルルート、マウンテンバイクルート、フライングプラザ、スペースプラザなど
東ウイングエリア	フラワーガーデンや展望テラス、YS-11 型航空機展示場やプレイプラザなど

ウ. 指定管理者の業務内容

(ア) 施設の維持管理に関する業務

大型児童館、サイクルセンター等施設の維持管理及び修繕に関する業務

- (イ) 施設の利用の許可に関する業務  
こども劇場、研修室の利用の許可等に関する業務
- (ウ) 利用料金の収受に関する業務  
スペースシアター、自転車、こども劇場、研修室の利用に係る利用料金の収受に関する業務
- (エ) 事業の実施に関する業務  
育成事業の実施に関する業務  
支援・啓発事業等の実施に関する業務
- (オ) 管理運営業務  
事業計画書・収支予算書の作成  
事業報告書の作成等
- (カ) その他こどもの国の運営に関する業務  
その他こどもの国の運営に関する業務

(2) さぬきこどもの国管理運営費の実施状況

利用者数及び利用料金収入の推移は以下のとおりであり、令和元年度はスペースシアターリニューアル工事のための利用休止、わくわく児童館 1 階リニューアル工事のための一時休館、新型コロナウイルス感染防止のための臨時休館等を理由に利用者数が減少している。

(表Ⅲ-27-2：さぬきこどもの国利用者数・利用料金収入の推移)

(単位：人、百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	671,483	645,287	640,726
利用料金収入	23	20	22

(3) さぬきこどもの国管理運営費の事務手続の概要

ア. 指定管理者の選定

(ア) 指定管理者の募集・応募

指定期間開始前年度の 7 月末から 9 月末にかけて募集要項の配布及び現地説明会の開催等により、指定管理者の候補となる事業者を募集する。

(イ) 評価委員会による評価及び選定（プロポーザル方式）

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者評価委員会各委員による一次評価（書類）及び二次評価（プレゼンテーション）を実施し、評価委員会各委員の評価結果を尊重した上で、総合的に判断して、指定管理者の候補者を選定する。

(ウ) 指定管理者の指定議決・包括協定書の締結

香川県議会での議決を経て、指定管理者の候補者を指定管理者として指定する。また、指定期間全期間を通じた基本的な事項に関して定めた包括協定書を締結する。

イ. 事業計画書及び収支予算書の承認

指定管理者は、指定期間の各事業年度開始前までに翌年度の管理運営に関する事業計画書及び収支予算書を県に提出し、県は内容を確認し承認を行う。

ウ. 年度協定書の締結

各事業年度の業務に係る事項を定めた年度協定書を締結する。

エ. 委託料の支払い

県は、管理業務の実施に関する費用として、年度協定書で定めた各年度の委託料の額を4で除して得た額について、4月、7月、10月及び1月に指定管理者の請求により支払いを行う。

オ. 定期報告の受理

指定管理者は、翌月15日までに各月の入園者数、利用料金等の収入状況等を記載した事業月報を作成し、県に提出する。

カ. 事業報告書及び事業年報の受理・承認

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に事業報告書を作成、毎年度終了後2ヶ月以内に事業年報を作成し、県に提出する。

キ. 調査及び監査等の実施

県は、指定管理者が行う施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し必要な指示を行う。

(4) さぬきこどもの国管理運営費の監査手続

ア. さぬきこどもの国管理運営費の概要資料、さぬきこどもの国条例及びさぬきこどもの国規則を閲覧し、事業内容、事務処理について質問を実施した。

イ. 平成28年度から令和2年度までの指定期間にかかる指定管理者選定にかかる一連の資料を閲覧し、指定管理者決定までのプロセスについて質問を実施した。

ウ. 令和元年度の指定管理者に対する支払関連証憑を閲覧し、委託料の総額に関して包括協定書及び年度協定書で定められた令和元年度の委託料との突合を実施した。

エ. 定期報告、事業報告書及び事業年報を閲覧し、包括協定書及び業務仕様書に定められる各種報告の実施状況を検証した。

オ. 指定管理者への実地調査に関して、チェックリストの閲覧及び実施内容に関する質問を実施した。

(5) さぬきこどもの国管理運営費の監査結果

ア.

**【意見】**

指定管理者に対する委託料の決定に際し、前指定期間の委託料との比較のみならず、同期間の実績も踏まえて金額の妥当性を検討することが望ましい。

令和元年度の属する指定期間は平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間であり、各年度の委託料は平成 27 年の指定管理者選定時に申請者の提示額に基づき一括して決定される。包括協定書第 14 条第 3 項には、「指定期間中に委託料の額の算定の基礎とした諸要素が変動したときは、甲乙協議の上、同項に規定する委託料の額を変更することができる」と規定されているものの、原則として指定管理者の自主性を保証する観点から各年度末の実費精算は行っておらず、そのため、当該委託料決定のプロセスが県の歳出において重要であるといえる。

令和元年度の属する指定期間の申請団体数は 1 団体であり、募集にあたり上限額の設定もないことから、当申請者の提示額に基づき 5 年分の委託料が決定されている。評価委員会では、平成 22 年に決定された前指定期間（平成 23 年度から平成 27 年度）の委託料との比較のうえで提示額の妥当性を検討しているが、指定期間中において実費精算を行っていないことを鑑みると、委託料決定時には直近の実績額との比較を行ったうえで、過大な委託料となっていないか金額の妥当性を検討することが望ましい。

イ.

**【意見】**

事業報告書の管理経費の収支決算書に関して、前年実績との比較のみならず収支予算との比較も実施し、報告を求めることが望ましい。

包括協定書第 17 条に基づき、指定管理者は事業年度開始前に年間の収支予算書を県に提出し承認を受けているが、事業報告書においては前年実績との比較を表形式で報告しており、承認済みの収支予算と年間実績との比較は報告対象に含まれていない。事業報告書を受理した県としては、総額が予算に対して大幅に乖離していないかの確認は行っているものの、委託料の実費精算を行わない関係上、精緻には予算と実績の比較を行っていないとのことであった。指定管理者の自助努力による利益は指定管理者が享受するものであったとしても、県は委託者として、年初に知事が承認した予算に対して乖離が生じていないか、また包括協定書第 14 条第 3 項に定められる委託料の額の変更に該当しないかを検討するため、指定管理者に予算との比較についても報告を求め、内容を検討することが望ましい。

## 28. 斯道学園運営費

### (1) 斯道学園運営費の概要

#### ア. 目的

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う児童自立支援施設「斯道学園」の運営を行うことである。斯道学園は、措置児童一人一人の状況に応じて生活支援や学習支援等を行い、地域社会等に適応し自立できるよう支援することを目的としている。

#### イ. 根拠

児童福祉法、児童福祉法施行令による。

#### ウ. 対象費用

##### (ア) 運営費

斯道学園の運営に要する経費として、人件費、管理経費等の執行。

##### (イ) 事業費

入所児童の生活費、教育費、医療費等の執行

##### (ウ) 事業費（債務負担）

斯道学園の給食調理業務に係る外部委託費の執行。平成31年3月より令和4年2月末までの委託先は一富士フードサービス株式会社。一般競争入札により決定。

##### (エ) 入所児童の自立支援事業

入所児童の社会復帰訓練及び退所児童のフォローアップを行う事業。

#### エ. 支出の種類

全て県による直接の支出及び国からの補助金

(表Ⅲ-28-1：斯道学園運営費の推移)

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
運営費	176	186	200
事業費	10	11	16
事業費（債務負担）	23	23	26
入所児童の自立支援	0	0	0

(2) 斯道学園事業の実施状況

斯道学園の入所状況は以下のとおりである。最大の受入人数は30人である。

令和元年度における入所児措置理由として最も多いのは「生活に指導を要する」の13人、次に「性非行」6人、3番目に「施設不適合」4人である。主に、家庭環境や保護者の養育状況に問題があり、生活態度が乱れている児童、他の子どもや職員への暴力等が原因で社会福祉法人等の運営する児童福祉施設での支援が困難と判断された児童を受け入れているのが現状である。

次に令和元年度における退所（措置解除）理由としては、家庭復帰し小中学校に進学・復学した児童が5人、その他が1人となっている。

また、退所後も、家庭に戻れば再び生活が乱れる等の問題が起きることがあるため、概ね1年未満の児童に対して、職員による家庭や職場への訪問、或いは児童の来園（宿泊を含む）等により相談に応じて助言を行うなど、児童や保護者などの意思を尊重しながら、可能な限り有効なフォローアップに努めている。

(表Ⅲ-28-2：年度別当初在籍状況)

(単位：人)

性別 \ 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
男	5	7	6
女	2	3	5
計	7	10	11

(表Ⅲ-28-3：年度別入所経路状況)

入所経路 \ 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童相談所	10	8	8
家庭裁判所	2	5	2
計	12	13	10

(3) 斯道学園運営費事務手続の概要

ア. 県が直接運営している施設であるため、毎年の入所状況に応じて、国からの補助金及び県費で費用を賄っている。

イ. 家庭・学校・警察・地域から児童相談所に相談・通告、或いは家庭裁判所に事件送致があり、児童福祉司及び児童心理司等の専門家の判断により斯道学園への入所措置が適切と判断された児童が入所している。

ウ. 瀬戸寮（措置児童男子寮）、紫雲寮（措置児童女子寮）、岩松寮（一時保護委託寮）の3寮を運営している。これらの寮の同じ敷地内に高松市立亀阜

小学校みねやま分校、高松市立紫雲中学校みねやま分校があり、措置児童は寮から学校へ通っている。

- エ. それぞれの寮で規則正しい日課表を定め、始業式・終業式、スポーツ大会や、校外学習等行事を定期的に行っている。入所児童各々に「自立支援計画」を策定し目標を定め、学校への復帰等社会生活に適應することを目指している。
- オ. 入所措置児童、その保護者等からの意見や要望は、寮長及び分校副校長がいつでも話を聞くよう受け付けており、苦情等の解決責任者である斯道学園園長及び中立公正の立場である第三者委員に報告することになっている。児童及び保護者が直接に第三者委員に話をすることもできる。苦情等の解決責任者は斯道学園園長であり、すぐに解決できる事項は改善策を実行し、そうでないものは苦情解決検討委員会で協議することになる。顛末は事業概要で報知することとなっている。

#### (4) 監査手続

- ア. 斯道学園自立支援計画策定要領、事務処理マニュアルを入手し、事業内容、事務処理について担当の県職員へのヒアリングを実施した。
- イ. 斯道学園現地へ赴き、施設設備の視察、学園長・寮長等へのヒアリングを実施した。
- ウ. 運営費に係る支出命令書、一般入札書類等を閲覧し、内容を検討した。